

令和6年第6回小山町議会12月定例会会議録

令和6年11月29日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君  
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君  
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君  
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君  
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君  
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君  
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	山本 智春君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	フロンティア推進課長	山本 尚毅君
企画政策課長	勝又 徳之君	総務課長	渡邊 徹君
社会福祉課長	長田 孝代君	長寿介護課長	杉山 則行君
住民課長	野木 雅代君	こども未来課長	坂本 竹人君
農業振興課長	安部 将彦君	林業振興課長	湯山 光司君
都市整備課長	遠山 洋行君	建設課長	込山 次保君
上下水道課長	山口 幸治君	会計管理者兼会計収納課長	伊藤嘉代子君
学校教育課長	勝俣 暢哉君	生涯学習課長	石田 洋丈君
総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	9番 藺田 豊造君	10番 渡辺 悦郎君	

散 会 午後1時08分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和6年度小山町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第5 報告第10号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について
- 日程第6 議案第74号 静岡地方滞納整理機構規約の変更について
- 日程第7 議案第75号 財産の取得について  
(令和6年度小山町役場本庁舎備品購入事業(1階))
- 日程第8 議案第76号 工事請負契約(変更)の締結について(令和6年度防災・安全交付金事業  
町道2415号線他1路線道路改良舗装工事)
- 日程第9 議案第77号 工事請負契約の締結について(令和6年度すばしりこども園旧第一園舎解  
体工事)
- 日程第10 議案第78号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の  
制定について
- 日程第11 議案第79号 町道路線の認定について
- 日程第12 議案第80号 土地の処分について
- 日程第13 議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第14 議案第82号 小山町ふるさと水と土基金条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第83号 小山町Jークレジット基金条例の制定について
- 日程第16 議案第84号 令和6年度小山町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第17 議案第85号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第86号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第87号 令和6年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第88号 令和6年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第89号 令和6年度小山町下水道事業会計補正予算(第1号)

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御報告します。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和6年第6回小山町議会12月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に先立ちまして、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

また、令和6年9月定例会で採択した請願第2号 足柄警察官駐在所の継続に関する請願は9月26日に、9月臨時会で採択した請願第3号 菅沼警察官駐在所の継続に関する請願は10月1日に、それぞれ町長へ送付するとともに、その処理の経過及び結果の報告を求めました。

その後、11月14日の議会全員協議会において、町長から報告があったとおりでございます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、9番 藺田豊造君、10番 渡辺悦郎君を指名します。

---

日程第2 会期の決定

○議長（遠藤 豪君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月13日までの15日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

---

日程第3

町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました承認第6号から議案第89号までの18議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。令和6年第6回小山町議会12月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。

今回提案いたしましたのは、承認1件、報告1件、静岡地方滞納整理機構規約の変更1件、財産の取得1件、工事請負契約変更の締結1件、新規の締結1件、条例の廃止1件、制定が2件、町道路線の認定1件、土地の処分1件、指定管理者の指定期間の変更1件、補正予算6件の合計18件であります。

初めに、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度小山町一般会計補正予算（第5号））についてであります。

本件は、衆議院の解散に伴い、先月27日に執行された衆議院議員総選挙の執行費用について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度一般会計補正予算（第5号）を本年10月9日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第10号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

本件は、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項の規定に基づき、町営住宅の家賃に係る債権を放棄したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第74号 静岡地方滞納整理機構規約の変更についてであります。

本機構は、地方税に係る滞納処分等の事務を総合的かつ計画的に広域連合で処理するため、静岡県と県内の35市町で組織している組織であります。

今回の規約の変更は、地方税法の改正に伴う森林環境税及び特別法人事業税が創設されたことにより、広域連合が処理する事務の規定を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第75号 財産の取得についてであります。

本案は、令和6年度小山町役場本庁舎備品購入事業（1階）において、本庁舎1階の改修工事に伴い新たに備品を購入するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき議会の議決を求めるとであります。

次に、議案76号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和6年度防災・安全対策交付事業 町道2415号線他1路線道路改良舗装工事において、変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき議会の議決を求めるとであります。

次に、議案第77号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和6年度すばしりこども園旧第一園舎解体工事の請負契約を締結するもので、地方

自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第78号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、刑法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、九つの条例について一部改正が必要となったことから、これらの条例について一括改正を行うものであります。

次に、議案第79号の町道路線の認定についてであります。

本案は、宅地造成事業計画に伴い新たに整備する道路を町道として認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第80号 土地の処分についてであります。

本案は、国土交通省が施行する一般国道138号小山町須走維持修繕工事の道路用地について土地を処分するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更についてであります。

本案は、小山町生涯学習施設の現在の指定管理者の指定期間を1年延長する必要が生じたため、議決事項の変更について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第82号 小山町ふるさと水と土基金条例を廃止する条例についてであります。

本案は、基金を設置した目的と同趣旨の事業が他の制度で実施され、今後、当基金を活用する予定がないことから、条例を廃止するものであります。

次に、議案第83号 小山町Jークレジット基金条例の制定についてであります。

本案は、町有林に由来するJークレジットの販売収入等を活用し、町有林整備事業の促進と、持続可能な循環型林業の構築に要する経費に充てるため、基金条例を制定するものであります。

次に、議案第84号から議案第89号までは、一般会計のほか三つの特別会計と水道事業会計、下水道事業会計の補正予算であります。

それぞれ現時点における決算見込額を把握し、これに伴う予算の整理、当初予算編成後の事情の変化による補正及び人件費の補正については、人事異動による増減、育児休業者等に係る減額などが主なものであります。

初めに、議案第84号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億6,646万7,000円を減額し、歳入歳出総額を154億7,757万7,000円とするとともに、継続費の設定及び繰越明許費、債務負担行為、地方債の追加等をするものであります。

次に、議案第85号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

人件費関係の決算見込みによる補正であり、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ508万7,000円を減額し、歳入歳出総額を18億5,027万4,000円とするものであります。

次に、議案第86号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ358万円を追加し、歳入歳出総額を20億4,755万4,000円とするものであります。

次に、議案第87号 令和6年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7万4,000円を追加し、歳入歳出総額を8万円とするもので、土地開発基金の運用により生じた収益を整理するものであります。

次に、議案第88号 令和6年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第89号 令和6年度小山町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

いずれも人件費関係の決算見込みによる補正であります。水道事業会計につきましては、既定の予算総額に収益的支出を14万5,000円増額し、総額を3億6,445万4,000円とし、資本的支出を12万6,000円増額し、総額を3億2,159万4,000円とするものであります。

また、下水道事業会計につきましては、既定の予算総額に収益的支出を6万円増額し、総額を2億2,788万5,000円とするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました18議案につきまして、提案説明を終わります。

なお、議案第74号及び議案第87号、並びに人件費のみの補正予算であります議案第85号、議案第88号及び議案第89号を除きまして、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

---

日程第4 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度小山町一般会計補正予算（第5号））

○議長（遠藤 豪君） 日程第4 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度小山町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。

この専決処分につきましては、衆議院の解散に伴い、先月27日に執行された衆議院総選挙等の執行費用について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度一般会計補正予算（第5号）を先月9日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めらるものであります。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,085万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を156億4,404万4,000円としたものであります。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

16款3項1目総務費委託金を1,085万2,000円増額したのは、国から選挙事務のための委託金を受けたものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

2款4項4目衆議院議員選挙費のうち説明欄(2)衆議院議員選挙費を1,085万2,000円増額したのは、選挙事務従事者の時間外勤務手当や選挙用事務備品の購入などの経費に計上したものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第6号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、承認第6号はこれを承認することに決定しました。

---

日程第5 報告第10号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について

○議長(遠藤 豪君) 日程第5 報告第10号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてを議題とします。

報告を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長(清水良久君) 報告第10号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

議案書は4ページであります。

本件は、町営住宅の家賃に係る債権を、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項の規定に基づき放棄をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告をするものであります。

今回放棄した債権の件数は4件、金額は11万2,000円であります。

その内訳は、表に記載してありますように、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項第2号に該当する債務者が破産法の規定によりその責任を免れたもの及び第4号に該当する家賃の消滅時効が完成し、債務者の所在が明らかでないためであります。

報告は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 部長の報告は終わりました。本報告は、小山町営住宅家賃管理条例第11条

第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

---

日程第6 議案第74号 静岡地方滞納整理機構規約の変更について

○議長（遠藤 豪君） 日程第6 議案第74号 静岡地方滞納整理機構規約の変更についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第74号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第75号 財産の取得について（令和6年度小山町役場本庁舎備品購入事業（1階））

○議長（遠藤 豪君） 日程第7 議案第75号 財産の取得について（令和6年度小山町役場本庁舎備品購入事業（1階））を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第75号 財産の取得についてであります。

議案書は6ページからとなります。

本案は、令和6年度小山町役場本庁舎備品購入事業（1階）による財産の取得案件であります。

この事業は、現在行っております本庁舎1階の改修工事に伴い、新たに備品を購入するもので、その内容は、事務用机、椅子、書類棚など合計432個であります。備品の購入に当たり、仕様に基づき見積を徴し、10月7日、有限会社アルテシテに2,382万7,000円で決定し、消費税相当額238万2,700円を加え、2,620万9,700円で売買契約を締結するものであります。

なお、納品予定期日は令和7年3月15日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番。

○9番（藪田豊造君） 3点ばかり質問させていただきます。

まず、当該会社の信用度調査はどのように行われましたか。

2点目に、指名委員会は何をもって随契でよしとしたのか、その基準になったものは何かをお示しく下さい。

それから、備品調達品目432目はこちらの注文なのか向こうで指定されたものなのか、以上をお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 藺田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の相手の会社の信用度調査ということですが、信用度調査は行っておりません。

また、2点目の指名委員会では何を根拠に決めたのかというところでございますが、こちらの案件は入札案件でないため、指名委員会は開催をしてございません。

③の、備品はこちらからの指定のものかということでございますが、こちらの設計をした業者と、こちらの必要な数量を協議して決定したものでございます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、議案第75号 財産の取得について、反対の討論を行います。

この議案は、役場庁舎1階の改修に合わせて2,620万円を投じて備品432個を買い換えるというものであります。

1階の改修も、最も重要な耐震工事を放置したまま、突然大規模改修を行うなど、必要性が理解できないところがあったわけでありますけれども、それに合わせて、今回の備品を全部入れ替えるというストーリーで、そこにはなぜ大量の備品を432個も新しくする必要があるのかという疑問が湧いてきます。それほど必要性が高いなら、今後、2階から4階までの備品も全て換えるということになるのでしょうか。最も緊急性のある庁舎の耐震工事は行わず、今後、2階から4階まで改修工事を行い、全ての備品を新しくしようとする方針なのでしょうか。

庁舎の改修も備品の購入も、合わせて約1億円を投ずるという大事業であります。いずれも、これらが補正予算で対応するという計画性のなさも大きな問題です。税金の使い方がいかにも乱暴であります。

もう一つの理由ですが、購入業者を選定するのに、競争入札ではなく随意契約だということがあります。役場が業者を選ぶには、今さら言うことはありませんけれども、公平性と透明さが求められます。最も一般的な方式は競争入札です。業者が積算するのに必要な条件・情報を役場が提示して、それによって応募してきた会社の中から価格の低いものを選ぶ、これが通常の方法です。

今回のように、備品業者を役場が1者だけ指定して契約するということは競争の原則から外れますから、厳しい条件があります。例えば、品物が特殊なものである、あるいは著しく安く納め

ることが確実である、こういった場合でしか法律で認められていません。しかし、今回のように備品が大量で納期が心配だったというのは、随意契約の理由にはなりません。役場の事務処理に問題があるのであり、役場が競争なしに業者を選べる条件には適合しません。

最近議会で視察に行った町では、ある委託事業で13億円の予定価格が、競争入札にしたら8億円できたという事例も聞きます。役場が競争なしに業者を決めるのは、町民の大きな損失につながります。

また、今回の備品の随意契約の議案に関わる1階工事の資料を確認いたしました。このレイアウト図は3月に作成されていましたが、驚いたのは、この作成者は、今回随意契約の相手方である有限会社アルテシテが作成したものであります。してみると、今回12月議会でアルテシテと契約してよろしいかという議案でありますけれども、事実行為として、役場はこの会社との約定が3月時点であったという推測が成り立つわけであります。

地方自治法及び地方公務員法に抵触する事案だと疑われる点でも、競争の原則によらず、随意契約で備品を購入しようとする議案第75号に反対いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 議案第75号 財産の取得について（令和6年度小山町役場本庁舎備品購入事業（1階））に関し、賛成の立場から発言いたします。

本案件は、役場庁舎1階リニューアルに伴う備品購入でございます。リニューアル事業は、御存じのとおり既に始まっており、工事の進捗に合わせて、また、リニューアルするデザインなどに合わせて、椅子やテーブル、カウンターなどの備品を随意契約で購入することは適当であり、私は賛成いたします。

以上、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に反対者の発言を許します。9番 藪田豊造君。

○9番（藪田豊造君） 私は、現在審議されている議案75号について、以下の理由をもって反対いたします。

そもそも私達町民は、役場で行うことは性善説に基づいている、それによって成り立っていると信じていますが、私のように十数年もここに席を置きますと、どうも、そうでないものも幾つか見られます。例えば、ジャストワンの土地の売却問題、わさび平の土地の購入の仕方あるいは新産業エリアのごみの処理など、今でも町民が眉をひそめるようなことが行われてきました。

今議会で提出されている本庁舎備品購入費2,620万9,700円は、随意契約となっています。1万7,000町民一人一人が1,541円をもって負担していることとなります。

これらのことを踏まえて考えると、比較すべきものがあって当然だと私は質問しましたが、先日の全協での質問の中において、答えが「急いでいたので」との答弁がありました。先ほど、牧野議員が言ったこの契約あるいはこの仕事が去年の3月であるという、「急いで」という言葉は当てはまらないと思います。そもそも役場の仕事でスピード感を持ってなどと話しても、鳥が飛

び立つほどの忙しいことは、私はないと信じております。

これらの備品が必要であることは、その時点で分かっていなければならぬことであり、財政の運用には最少費用の最大効果を求められていながら、どこにそれを示すものがこの件についてあるのでしょうか。

今回のように、この会社だけを、しかも随意契約といえば、そもそもありきでしか考えにくいものである。すなわち癒着と取られても仕方がない。それに続くのは何かといえば、町政の私物化である。どんなに遠回りしても、町民の意のあるところに町政があることが、私は一番重要なことであると思っています。町政は行政のものではなく、町民のものであることを、もう一度しっかり自覚していただきたいものであります。鼓腹撃壤の町政を願い、反対討論を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。3番 平野正紀君。

○3番（平野正紀君） 私は、議案第75号 財産の取得について、反対の立場から討論いたします。先の牧野議員、菌田議員による討論の内容と重複するものですが、私の意見を述べさせていただきます。

まず、反対の理由ですが、一つ目に、公共入札制度に抵触し、不適切な財務処理であること。二つ目に、設計の段階からこの業者が取り扱う備品ありきで本事業が進められていること。この2点に着目し、討論いたします。

初めに、一つ目の、公共入札制度に抵触し、不適切な財務処理であるということについてです。

地方公共団体の調達について定める地方自治法では、最も競争性、透明性、経済性等に優れた一般競争入札を原則として掲げつつ、一定の場合には、指名競争入札、随意契約による方法により契約を締結することが認められています。

小山町の場合、通常、過去の事業実績や地元業者が優先される指名競争入札の手法が一般的であります。本案は入札に付さず一者のみに限定した随意契約により執行しようとするものであります。

庁舎改修工事に付随する大型の備品購入、財産の取得となる事業であり、2,600万円を超える議会議決を要する案件であり、随意契約により対応するには相当の理由があるものと考えます。その理由は、「改修工事において、1階のデザインを損なわない備品を短期間で大量に購入する」との説明でありましたが、これを理解することは到底できるものではありません。

地方自治法施行令に規定する随意契約の理由として掲げられる事柄としては、町が必要とする物品の製造、買入れ、または物品の売払いの契約で、その性質、または目的が競争入札に適しないものとするとき。次に、緊急の必要により競争入札に付することができないとき。次に、競争入札に付することが不利と認められるとき。次に、時価に比較して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときなどがありますが、本案はどうでしょうか。小山町内の業者を優先し、または近隣で実績・信頼のある業者を指名委員会において指名し、指名競争入札に

付して、契約、購入するのが妥当であります。

改めまして、「改修工事において、1階のデザインを損なわない備品を短期間で購入する」という随意契約の理由は容認できず、公共入札制度に抵触し、不適切な財務処理であると言わざるを得ません。

次に、二つ目の、設計の段階からこの業者が取り扱う備品ありきで本事業が進められていることとあります。繰り返し申し上げますが、「1階のデザインを損なわない備品を短期間で大量に購入する」とのことですと、この業者が取り扱う備品ありきで本事業が既に進められているということになります。

なぜ、この工事にはこの業者のこの製品に限定するという進め方、発想について理解することができません。公共的施設であって、最も庁舎の中でも町民が利用する空間でありますし、汎用性のある一般的な備品の調達で十分であるものなのに、通常の業者が対応できないような備品をそろえるというのならば、その必要性はないものと考えます。

また、デザインを損なわないということについても理解しかねます。大量にスピーディーに納品ということであれば、今は11月末ですから納期の心配はないものと判断いたします。

いずれにいたしましても、公共入札制度の理念に基づいて本業務が行われていないこと、設計の段階からこの業者が取り扱う備品ありきで本事業が進められていること、そして、2,600万円を超える大型事業にもかかわらず、他者競争もせずに1通の見積書のみで契約、実施しようとしている事業である本議案を認めることはできません。

以上で反対討論を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第75号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（遠藤 豪君） 採決の結果、賛成・反対が同数と認めます。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって議長が本件に対して裁決いたします。

議案第75号は、議長は可決と裁決します。したがって、議案第75号は可決されました。

---

日程第8 議案第76号 工事請負契約（変更）の締結について（令和6年度防災・安全交付金事業 町道2415号線他1路線道路改良舗装工事）

○議長（遠藤 豪君） 日程第8 議案第76号 工事請負契約（変更）の締結について（令和6年度防災・安全交付金事業 町道2415号線他1路線道路改良舗装工事）を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第76号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

議案書は10ページからとなります。

本案は、本年の小山町議会6月定例会におきまして議決をいただきました、令和6年度防災・安全交付金事業 町道2415号線他1路線道路改良舗装工事の設計の一部変更に伴う工事請負契約（変更）の締結案件であります。

変更の主な内容ですが、当初は計上しておりませんでした不陸整正が必要となったため追加するものであります。

変更による増額は172万7,000円で、総額1億6,012万7,000円となり、うち消費税相当額は1,455万7,000円であります。

なお、工期ですが、既設町道の付け替え工事に伴い、通行止め等の調整期間が必要となったため、当初の令和7年1月17日から3月7日に延期をさせていただくものであります。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第76号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第77号 工事請負契約の締結について（令和6年度すばしりこども園旧第一園舎解体工事）

○議長（遠藤 豪君） 日程第9 議案第77号 工事請負契約の締結について（令和6年度すばしりこども園旧第一園舎解体工事）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第77号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は12ページからとなります。

本案は、令和6年度すばしりこども園旧第一園舎解体工事の工事請負契約の締結案件であります。

主な工事の内容は、RC造2階建て674平方メートルの旧園舎の解体と、くい基礎67本、外構、遊具等を撤去するものであります。

工事入札は、去る11月19日、指名業者5者による指名競争入札を執行したところ、株式会社駿

河サービス工業が5,678万円で落札決定し、消費税相当額567万8,000円を加え、6,245万8,000円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和7年9月30日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第77号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第78号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第10 議案第78号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第78号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

議案書は15ページからとなります。

本案は、刑法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、既存の懲役及び禁錮が廃止され、これらに代わるものとして拘禁刑が創設されました。このことに伴い、本町では九つの条例について改正が必要となったため、これらの条例について一括改正を行うものであります。

本条例は第1条から第9条までで構成されております。改正内容は、いずれも条例内の懲役、または禁錮を拘禁刑に改めるものであります。九つの条例において改正する箇所を条文に記載しております。

第1条は、小山町表彰条例の一部改正を、第2条は、小山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正を、第3条は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正を、第4条は、小山町職員の給与に関する条例の一部改正を、第5条は、小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正を、第6条は、小山町法定外道路管理条例の一部改正を、第7条は、小山町普通河川条例の一部改正を、第8条は、小山町消防団条例の一部改正を、第9条は、小山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正を行うものであります。

す。

なお、この条例の施行日は、刑法等の一部を改正する法律の施行日に合わせて、令和7年6月1日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第78号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第79号 町道路線の認定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第11 議案第79号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第79号 町道路線の認定についてであります。

議案書は19ページからとなります。

本案は、道路法第8条第1項に規定する町道路線の認定をしようとするため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

それでは、内容について御説明いたします。

議案書20ページを御覧ください。

認定する町道1691号線は、小山町菅沼地内において計画を進めております宅地造成事業に伴い新たに整備する道路で、県道沼津小山線から町道1257号線に接続させ、延長は約60メートルであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、会議規則第39条第1項

の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

---

午前11時07分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第12 議案第80号 土地の処分について

○議長（遠藤 豪君） 日程第12 議案第80号 土地の処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第80号 土地の処分についてであります。

議案書は23ページからとなります。

本案は、国土交通省が施行する一般国道138号小山町須走維持修繕工事の道路用地として、国土交通省に売り払うことにより処分するものであります。

処分する土地の面積は1万1,109.03平方メートル、処分の相手方は中部地方整備局沼津河川国道事務所で、処分価格は1,055万3,576円であります。

説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。9番。

○9番（藺田豊造君） 今回の売却基準となったものは何があるのか、それについて伺いたします。後ろ側に面積が出ているんですけども、できればここに売却数字を上げてくれればありがたいんですけども、よろしくお願ひします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 藺田議員の御質問にお答えをいたします。

今回の売却価格の根拠でございますが、令和6年に国土交通省沼津河川国道事務所が実施した不動産鑑定に基づき、売買価格を算出しております。ちなみに、算出された価格は平米当たり950円です。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありますか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、会議規則第39条第1項

の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第13 議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更について

○議長（遠藤 豪君） 日程第13 議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（野木雄次君） 議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更についてであります。

議案書は29ページであります。

総合文化会館、町立図書館、総合体育館等の体育施設及びパークゴルフ場の生涯学習施設の指定管理については、令和7年3月末で5年間の指定管理期間が終了しますが、指定管理者制度の導入から10年目を迎え、制度運用の様々な課題が生じております。特に、現状の施設運営方法では、利用者数が伸びないことや、以前のような特色ある自主事業等による活況が見られないことから、施設の管理運営方針の根本的な検討が必要であり、その検討に時間が必要と判断したため、現在の指定管理者の指定期間を1年延長するものであります。

なお、令和8年度からの次期指定管理者の選定につきましては、検討結果を反映した募集要項、業務管理仕様書を作成し、令和7年度に募集、選定を行う計画であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。4番。

○4番（牧野恵一君） 対象となりました議案第81号で、学習施設の指定期間の変更ということで今上がってきたわけですが、本来、指定管理者を選ぶには、指定管理者選定委員会の議を経て候補者が選定され、その候補者でいいかどうかということを議決するという流れで来ているはずで。

今回の期間の延長で、しかも内容は好ましくないから延長するわけではありますが、そういったことを含めて事前の選定委員会の議を経ているのかどうか。もし選定委員会の議を経ないとすると、それであっても議決をもって期間の変更ができるという、何か根拠があるのかどうか。

以上、教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 牧野議員にお答えいたします。

指定管理者選定委員会の議を経ているかということでございますけれども、指定管理者選定委員会の議は経っておりません。それにかけるまでに至らなかったということでございます。

根拠についてですけれども、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に

基づき、今回、議会にお諮りするものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第14 議案第82号 小山町ふるさと水と土基金条例を廃止する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第14 議案第82号 小山町ふるさと水と土基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（大庭和広君） 議案第82号 小山町ふるさと水と土基金条例を廃止する条例についてであります。

議案書は30ページになります。

本基金条例は、平成7年に基金を造成し、その運用益により農村の活性化を図る住民活動を支援する事業の財源に充てることを目的として制定したものであります。現在は、その目的と同趣旨である中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金など国の制度が実施されていることや運用益が見込めないことから条例を廃止するものであります。

なお、施行日につきましては、令和7年4月1日としております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第15 議案第83号 小山町Jークレジット基金条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第15 議案第83号 小山町Jークレジット基金条例の制定についてを

議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○**経済産業部長（大庭和広君）** 議案第83号 小山町Jークレジット基金条例の制定についてであります。

議案書は31ページからになります。

本案は、町有林に由来するJークレジットの販売収入等を活用し、町有林整備事業の促進と持続可能な循環型林業の構築に要する経費に充てるため基金を設けようとするものであり、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、条例を制定しようとするものであります。

32ページを御覧ください。

条例は7か条から成っており、第1条では基金の設置目的を、第2条及び第3条では基金への積立と管理方法を、第4条では運用益金の処理を、第5条及び第6条では繰替運用と処分を、最後に、第7条で委任を、それぞれ定めております。

なお、この条例は公布の日から施行することといたします。

説明は以上であります。

○**議長（遠藤 豪君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（遠藤 豪君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

---

日程第16 議案第84号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第6号）

○**議長（遠藤 豪君）** 日程第84 議案第58号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○**企画総務部長（長田忠典君）** 議案第84号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億6,646万7,000円を減額し、歳入歳出総額を154億7,757万7,000円とするとともに、継続費の設定及び繰越明許費、債務負担行為、地方債の追加等をするものであります。

初めに、6ページの継続費の設定であります。

7款2項道路橋梁費の（仮称）小山スマートインターチェンジ整備事業を実施するに当たり、中日本高速道路株式会社東京支社との間に協定を締結する必要があることから、令和6年度から令和9年度までの4か年で総額8,359万6,000円の継続費の設定をするものであります。

次に、7ページの繰越明許費の補正につきましては、5件の追加であります。

初めに、7款2項道路橋梁費の町道整備事業、新東名関連町道整備事業、道路構造物長寿命化事業、無電柱化整備事業の4事業につきましては、用地交渉に不測の時間を要したほか、関係機関との協議、手続等に時間を要し、いずれも年度内に工事が完了しない見込みであることから繰越明許の設定を行うものであります。

次に、9款3項中学校施設整備費の町内中学校屋内体育施設空調設備設置工事設計業務は、災害時の避難所やその他利用における夏場の環境を向上させるため、町内3中学校の体育館に空調設備を設置するための設計業務であります。

本案提出時は、記載のとおり12月議会にて議決をいただき、年度をまたいで設計を行う予定で繰越明許を設定及び歳出予算を計上させていただきました。

上程した後の今月22日、空調設備設置事業に対する本年度の国庫補助金増額予算が盛り込まれました国の経済対策が決定されました。このことに伴い、早急に設計に取りかかり、本年度中に国庫補助申請をすることが町の負担軽減につながるため、本設計を予備費にて前倒しで実施することといたしました。

次に、8ページの債務負担行為の補正につきましては、5件の追加と1件の変更であります。

1件目の地域公共交通計画策定支援業務は、デマンドバスの見直し及び巡回バス、ライドシェアの導入等に当たり、地域公共交通計画を改訂する必要があるため、本年度中に調査等に着手し、令和7年度にわたり事業を実施するものであります。

2件目のデマンドバス等運行委託業務は、デマンドバスの予約改善、自家用有償運送への移行及びライドシェア導入による運行経費削減に向け、令和7年夏頃を目途に新予約システムの導入及び運行業務を委託する必要があるため、本年度中に予約運行管理システムの構築及び運転手の確保に着手し、令和7年度にわたり事業を実施するものであります。

3件目のバイオマス産業都市構想策定業務は、国が推進しておりますバイオマス事業化戦略に基づき、本町におきましても、木質バイオマスや農業残渣など、再生可能なバイオマス資源を有効活用するシステムを構築するものであります。環境に優しく、災害に強い町づくりの実現を目指すため、本年度中に基礎調査等に着手し、令和7年度にわたりバイオマス都市構想を策定するものであります。

4件目の菅沼地域優良賃貸住宅整備事業は、民間の資金と経営能力や技術力を活用するPFI事業で、令和7年度から整備し、その後、令和38年度まで維持管理をしていくもので、本年度中に事業者を公募するものであります。

5件目の生涯学習施設指定管理業務は、令和7年3月末で5年間の指定管理期間が終了します

が、先ほど申し上げたとおり、現状の施設運営における様々な課題を踏まえ、施設の管理運営方針の基本的な検討が必要であり、その検討に時間が必要と判断したため、現在の指定管理者の指定期間を1年間延長することに伴い、債務負担行為の設定をするものであります。

次に、マイナンバーカードオンライン申請補助端末賃借事業の変更につきましては、対象機器のリース期間が5年から3年間に変更されたことに伴い、期間及び限度額の変更を行うものであります。

次に、9ページの地方債の補正であります。

公園事業は、金時公園へLED照明を設置するため、地方債を追加するものであります。

中山間地域総合整備事業は、県の補正予算により事業の一部を前倒しで実施することとなり、事業費が増額したことに伴い、地方債の限度額を変更するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

14款1項1目農林水産業費分担金を150万円増額しますのは、先ほど地方債の補正でも説明した中山間地域総合整備事業が県の補正予算に伴い事業費が増額されたことに伴う分担金の増であります。

次に、同じく2項1目民生費負担金を197万6,000円増額しますのは、本町のこども園において町外から受託している児童6名分の増を見込むものであります。

次に、11ページから12ページにかけて、15款1項4目商工労働使用料を2,764万7,000円減額しますのは、町民いこいの家あしがら温泉が10月1日から指定管理へ移行したことに伴う減額であります。

次に、16款1項1目民生費国庫負担金を2,497万7,000円増額、同じページ下段、2項2目民生費国庫補助金を5,626万4,000円増額しますのは、国の算定基礎が増額改定されたもの及び本年度の重層的支援体制整備事業に係る交付金を受け入れるものであります。

次に、13ページをお開きください。

16款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる9条交付金を6,036万円増額しますのは、本年度交付分の確定によるものであります。

次に、17款1項1目民生費県負担金を979万5,000円、同じく2項2目民生費県補助金を2,904万6,000円増額しますのは、先ほど16款で説明した国の算定基礎が増額改定されたもの及び本年度の重層的支援体制整備事業に係る交付金を受け入れるものであります。

次に、13ページから14ページにかけて、17款2項4目農林水産業費県補助金を1億2,031万1,000円減額する主なものは、当初、県からの中心経営体農地集積促進事業助成金を町の一般会計を通して交付するものが、直接地権者協議会へ交付されたことに伴うものであります。

次に、同じく5目商工労働費県補助金を1億5,000万円減額しますのは、湯船原工業団地に進出した企業1社の施設完成が来年度になったことによるものであります。

次に、15ページをお開きください。

18款2項2目生産物売払収入を100万円増額しますのは、町有林で創出された二酸化炭素など温室効果ガス吸収量をJ-クレジットとして販売することに伴う収入を見込むものであります。

その下、20款1項1目介護保険特別会計繰入金金を1億89万7,000円増額しますのは、介護保険重層的支援体制整備を一般会計に事業として組み替えたものが主なものであります。

同じく2項2目東富士演習場関連特定事業基金繰入金を6,447万5,000円増額しますのは、9条交付金の本年度交付額確定に伴い、対象の特定事業に充当するため繰入れをするものであります。

同じく4目総合計画推進基金繰入金を1億5,000万円減額しますのは、商工労働費県補助金で説明しました湯船原工業団地に進出した企業1社の施設完成が来年度になったことに伴い、町からの補助金分を減額することに伴うものであります。

次に、16ページをお開きください。

22款5項1目雑入を954万6,000円増額しますのは、説明欄54、町営学習塾受講料314万5,000円、その下61、御殿場市小山町土地開発公社脱退精算金550万8,000円を増額するものが主なものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

ページは18ページからになります。

歳出予算のうち、このたびの人件費関係の補正につきましては、4月以降の人事異動及び育児休業に伴う一般職などの人件費、会計年度任用職員の報酬について、決算見込みに合わせて補正をさせていただくものであります。

次に、22ページをお開きください。

2款1項4目財産管理費説明欄(3)基金管理費を6,547万5,000円増額しますのは、特定防衛施設周辺整備調整交付金の本年度交付分の確定に伴い、東富士演習場関連特定事業基金に6,447万5,000円を積み立てるものであります。

また、J-クレジット基金積立金を100万円増額しますのは、町有林で創出された温室効果ガス吸収量をJ-クレジットとして販売した収入を基金に積み立てるものであります。

次に、29ページをお開きください。

29ページから30ページにかけて、2款7項1目企画渉外総務費、説明欄(5)公営塾事業費を267万1,000円増額しますのは、30ページ、教材を購入するための10節消耗品費110万円と、控室へエアコンを設置する14節工事費121万円が主なものであります。

次に、31ページをお開きください。

2款7項4目広域行政組合管理費、説明欄(2)広域行政組合管理費を1,267万7,000円増額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算第2号に伴うもので、決算見込みによるものが主なものであります。この2款のほかに4款衛生費、8款消防費の負担金においても同様に補正を行うもので、全体では1,065万5,000円の増額となるものであります。

次に、32ページにかけまして、2款8項1目広報広聴費、説明欄(3)国際交流・姉妹都市交流費を484万1,000円減額しますのは、国際交流員が1名減となったこと及びカナダ・ミッション市への訪問団を中止したことに伴う旅費の減額が主なものであります。

次に、36ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費、説明欄(7)介護保険重層的支援体制整備事業費を4,150万2,000円増額しますのは、本年度介護保険重層的支援体制整備事業を一般会計事業に組み替えることにより増額するものであります。

次に、38ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費、説明欄(5)児童発達支援事業費を1,803万3,000円増額しますのは、算定基礎額が増額したことに伴う19節扶助費の増額940万9,000円が主なものであります。

次に、40ページをお開きください。

3款3項3目こども園費の説明欄(4)民間こども園施設運営費を3,835万2,000円増額しますのは、算定基礎額が増額したことに伴い、補助金と扶助費を増額するものであります。

次に、44ページをお開きください。

4款3項1目清掃総務費、説明欄(2)塵芥収集事業費を1,018万5,000円減額しますのは、町内の塵芥収集運搬業務の入札差金で減額となります。

次に、45ページ、同じく2目塵芥処理費、説明欄(2)塵芥処理費を344万3,000円増額しますのは、生土最終処分場の施設等を修繕するものであります。

次に、47ページをお開きください。

5款1項3目農業農村整備事業費、説明欄(3)農業農村整備事業費を1億1,737万4,000円減額する主なものは、歳入でも御説明しました中心経営体農地集積促進事業助成金が、町を通さず直接地権者協議会へ交付されたことに伴い、同負担金を減額するものであります。

次に、50ページをお開きください。

6款1項2目フロンティア推進費、説明欄(2)未来拠点事業費を3億円減額しますのは、歳入でも御説明しました湯船原工業団地に進出した企業1社の施設完成が来年度になったことに伴うものであります。

次に、51ページ下段、6款2項2目観光施設管理費、説明欄(3)町民いこいの家管理費を4,195万5,000円減額しますのは、歳入でも御説明しました町民いこいの家あしがら温泉の指定管理移行に伴うものであります。

次に、55ページをお開きください。

7款2項3目町道整備事業費、説明欄(2)町道整備事業費を4,646万8,000円増額しますのは、町道上野大御神線及び菅沼地区での町道新設に伴う物件移転補償費が主なものであります。

次に、57ページをお開きください。

7款4項3目公園費、説明欄(2)公園総務費を531万円増額しますのは、金時公園へLED照

明を設置する工事費が主なものであります。

最後に66ページをお開きください。

12款1項1目予備費を6,370万3,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。5番。

○5番（白井光昭君） 補正予算書の8ページの債務負担行為に関しお伺いします。

債務負担行為は、地方自治法第214条に基づき、複数年度にわたり債務を負担する必要がある場合に、その期間や限度額を明確に定め、議会の議決を得ることで初めて執行可能となるものです。これは、事業の内容や財政的な影響を議会や住民に十分に説明し、透明性を確保した上で、将来の財務負担に備えるための重要な制度であると理解しています。

そのため、債務負担行為を議会に上程する際には、事業の具体的な計画、対象期間、そして限度額を明確に示し、議会が適切に判断できる情報が提供されることが基本です。しかし、本補正予算に上程された債務負担行為については、いずれも不明確な点や疑問点が多くあり、以下の項目についてお伺いいたします。

まず、最初に、地方公共交通事業について3点伺います。

一つ目です。地域公共交通計画策定支援業務は、令和7年度のみで完結する計画策定を目的とする業務であり、債務負担行為を設定する必要があるのか疑問です。この点について見解を伺います。

二つ目です。デマンドバス等運行委託業務は、公共交通の運行事業として令和7年度以降も継続することが前提と考えられます。しかし、今回の債務負担行為では、期間が令和7年度のみになっており、長期的な契約を前提とする事業として適切な設定か疑問です。複数年度にわたる事業であるにもかかわらず、このような期間設定とした理由をお伺いします。

三つ目です。債務負担行為は通常、当初予算で設定するのが基本であると理解しています。本事業において、令和7年度当初予算で計上するのではなく、今回の補正予算で債務負担行為を設定する必要性について、その理由や背景を具体的にお聞かせください。

次に、バイオマス産業都市構想策定業務について伺います。

本事業は令和7年度のみで完結する計画策定を目的とする業務であり、債務負担行為を設定する必要があるのか疑問です。この点についての見解をお伺いします。

最後に、菅沼地区優良賃貸住宅整備事業について3点伺います。

一つ目です。現在、本事業は企画説明の段階であり、受託事業者や事業規模が議会で審議されていません。このような状況で債務負担行為を上程する必要性についてのお考えをお示しく下さい。

二つ目です。債務負担行為では限度額を明示することが基本ですが、今回の債務負担行為では、施設整備費、維持管理費及び運営費と記述されているだけで、具体的な金額が示されていません。このような状況で議会が審議することは不可能であり、不適切と考えます。なぜ限度額が明示されない状況で上程したのか、その理由を伺います。

三つ目です。本事業の債務負担行為では、令和7年度から令和38年度という長期にわたる期間が設定されていますが、総事業費の見込みや長期的な財政負担への影響について具体的な説明がありません。この点について、どのように財政リスクを評価し、住民に説明責任を果たしていくおつもりなのか、お答えください。

以上、よろしくお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 私からは、1点目の債務負担行為の設定についてということと、複数年にわたることにつきまして説明させていただきたいと思います。

基本的に単年度の会計主義というのが原則でありますけれども、地方自治法の中におきましても、こういった財政法におきましても、法律に基づいて、複数年にまたがる場合につきまして債務負担行為を設定することによって予算を確保し、執行することができます。当然議会の議決が必要なわけがございますけれども、このように今回、五つの債務負担の追加におきましては、令和7年度以降の債務負担行為の設定をさせていただきました。

したがいまして、令和7年度の予算につきましては担保されたということで、当然今回、限度額の設定によりまして、この金額相当につきましては、令和7年度に当初予算は既に計上されますということでの担保ということで、複数年にわたって行うものであります。

こちらにつきましては、何でこういったことで令和7年度にできないのかということがございますけれども、それぞれ事業の進捗におきまして、本年度から取りかかることが、来年度以降の事務事業の執行において効果的であるということございまして、そういったことで今年度から事業の着手をし、契約をして、事業を進めたいということで債務負担行為の設定をしているところであります。

それらにつきまして、令和7年度までの計画ということで、後ほどまた具体的な業務の説明につきましては担当のほうから説明させていただきますけれども、そういったことで令和7年度までの業務ということで債務負担行為の設定をしているところであります。

また、四つ目の菅沼地域優良賃貸住宅整備事業の限度額の設定につきましては、おおむね担当のほうでは当然、掛る経費というのは概算では算出されておりますけれども、今回この限度額の設定につきましては、グランファミリアのときにもこのような形で債務負担行為の設定をさせていただいております。その限度額の設定に基づきまして、同じような設定ということで、このような記載をさせていただいたところでございます。

私からの説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） ただいまの御質問について、私からは二つございまして、まず、地域公共交通計画策定の支援業務についてですけれども、こちらの業務につきましては、今回、デマンドバスの見直し、このデマンドバスについては事業者を変更していくという大きな見直しがあることと、それから巡回バスの実施、それからライドシェアの導入に向けた計画がございまして、その導入に当たり地域公共交通計画を改訂する必要があると。公共交通計画については、令和7年から令和11年の5か年の計画期間になってございましてけれども、今言ったように、それから公共交通の大幅な見直しがあるので、ニーズ調査、それから現行計画の検証等を早めに進めていって、来年度の計画をしっかりとつくっていきたいということで、今回、債務負担を組ませただいております。

そして、続いて、デマンドバスの運行業務につきましては、デマンドバスについては予約のシステムの改定ですとか、自家用有償旅客運送への移行等々ございまして、それらの準備をするために、まず運行管理システムの構築には早めに着手すると。それからあと運転手を確保していかなければならないことから、早めに債務負担を組んで、来年の7月から運行できるように準備をするということで、今回、債務負担を組ませただいております。

単年度になっているところは、デマンド等公共交通については、県の補助金、それから国の補助金をいただいておりますので、それらの兼ね合いがあって、毎年、今までもそうですけれども、公共交通の年度については単年度で進めてございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） バイオマス産業都市構想策定業務につきまして、令和7年度当初でなく、債務負担行為で行うということの理由について御説明をさせていただきます。

理由といたしましては、地球温暖化対策に向け脱炭素に向けた産業構造を構築し、資源や資金の流れを地産地消によって地域で循環させる仕組みづくりというものが、早急に取り組む必要がございます。また、令和7年10月に国がバイオマス産業都市構想の募集を行うことから、募集期間に間に合うように、現在の本町のバイオマス資源の状況、それから発生量の調査、また、民間事業者の聞き取りや資源再利用の可能性調査、その結果導き出せる経済波及効果とか、削減されるCO<sub>2</sub>量などを調査する業務に時間を要することから、この準備期間を確保するために債務負担行為で事業を実施させていただきたいものでございます。

説明は以上でございます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 白井議員の最後の質問、菅沼地域優良賃貸住宅の件について、1番目と3番目の御質問について御回答いたします。

まず、1番目ですが、事業者や事業規模等の議会での議論がされているのかというようなところですが、これにつきましては、9月の議会の最終日の議員懇談会におきまして、実施方針、P

PF I事業で実施するということを決めた中で、実施方針の内容について御説明させていただいております。その中で、そのような記載が大まかに書いてあったかと思いますが、そちらでお話をさせていただきながら、実際の具体的な事業内容ですとか事業規模等につきましては、今回、債務負担行為の議案が議決された後に募集要項にて詳細を公表して、事業者の公募にかけていきたいというところでございます。

三つ目の御質問になりますが、令和7年から令和38年の長期ということで、事業費の見込み、財政負担等について検証がというような御質問でございましたが、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたが、PF I事業で実施することが適切かどうかというようなところで、こちらについてPF I事業としての選定の評価をさせていただいております。

その中で、PF I事業として実施するほうが通常事業による実施に比べて収支の向上が見られるということで、実は昨日、PF I法7条の規定に基づく特定事業の選定ということで本事業を選定させていただきましたが、その中で収支の向上ということを一つの要因として明記して選定をしておりますので、一応検証についてはそのような形で実施をしております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時58分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、企画総務部長より発言を求められておりますので、許可をいたします。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 先ほど議案第84号の令和6年度小山町一般会計補正予算（第6号）におきまして、臼井光昭議員の債務負担行為への質問の中で、事業の内容について説明を受けていない旨の発言がございましたが、バイオマス産業都市構想策定業務以外の四つの事業につきましては、議会全員協議会及び議員懇談会におきまして、当局から説明をさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

---

日程第17 議案第85号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第17 議案第85号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第18 議案第86号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第18 議案第86号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（山本智春君） 議案第86号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

予算書の2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ358万円を追加し、予算の総額を20億4,755万4,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。

6ページをお開きください。

6款1項5目その他一般会計繰入金を358万円増額しますのは、歳出の総務費の補正に伴い増額するものであります。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。

8ページをお開きください。

1款3項2目認定調査費を45万円減額しますのは、決算を見込んだ減額であります。

次に、9ページ、5款2項1目他会計繰出金を1,089万7,000円増額しますのは、介護保険特別会計で実施していた地域包括支援センター事業や生活支援体制整備事業などの業務を介護保険重層的支援体制整備事業として一般会計の事業に組み替えることに伴い、財源の一部である第1号被保険者介護保険料分と支払基金交付金分を一般会計へ繰り出すため、増額をするものであります。

最後に、6款1項1目予備費を1,090万7,000円減額いたしますのは、今回の補正による歳入歳

出予算の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第19 議案第87号 令和6年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第19 議案第87号 令和6年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第87号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第20 議案第88号 令和6年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第20 議案第88号 令和6年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第21 議案第89号 令和6年度小山町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第21 議案第89号 令和6年度小山町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月3日火曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時08分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 菌 田 豊 造

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

令和6年第6回小山町議会12月定例会会議録

令和6年12月3日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君  
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君  
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君  
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君  
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君  
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君  
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	山本 智春君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	おやまで暮らしそう課長	岩田 幸生君
企画政策課長	勝又 徳之君	総務課長	渡邊 徹君
防災専門監	永井 利弘君	住民課長	野木 雅代君
農業振興課長	安部 将彦君	学校教育課長	勝俣 暢哉君
総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	9番 藺田 豊造君	10番 渡辺 悦郎君	

散 会 午後1時52分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

8番 鈴木 豊君

1. 令和7年度予算編成に対する町長の政策方針について

1番 石原和美君

1. 人口減少時代における公共施設の更新問題について
2. 防災教育について

2番 池谷 元君

1. 農業従事者への支援について

10番 渡辺悦郎君

1. 外国語指導助手（ALT）について
2. マイナンバーカードの保険証利活用について

12番 岩田 治和君

1. 町職員数の適正化について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、再質問については、自席で答弁を行うことといたしますのでご協力をお願いします。

---

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。

最初に、8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） 今回、一括質問一括答弁方式で行いますので、よろしく申し上げます。今回通告しましたのは1件であります。

それでは、質問に入ります。

令和7年度予算編成に対する町長の政策方針についてであります。

町長は再度就任されまして、1年半が過ぎようとしております。来年度は2回目の事業予算となりますので、どのような政策方針を持っているのかお伺いしたいと思います。

本年の10月末において、報道機関に令和7年度当初予算編成方針を発表しまして、その中で、方針は、第5次総合計画基本計画最終年度のため、成果を的確に反映しながら既存事業の徹底的な見直しを図るなど、財政改革をすると申しておりました。現在は様々な方針の下、各部署において苦労しながら予算編成に取り組んでいると思います。各部署においての予算要求に対して、19億円の財源不足があるとのこともお話も聞いております。今後最終の予算編成において、すみ分けもしていくと思います。将来に向けては、まず、財源の確保を最重視していかなければならないと私は思っております。積極的な政策予算をしていくには、財源不足にもなりますが、方針の中でも、歳入歳出の対応が示されていますが、はっきりとした財源確保に対してのものが示されていないと思います。

そこで町長において、令和7年度当初予算編成に向けての政策方針などについて、次の質問をいたします。

1点目は、町長は、令和7年度当初予算編成に向けて各種政策事業が示されていますが、重点事業を何点か詳細に示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、今後の財源確保について町長は考えを持っていると思いますが、どのような形で財源の確保を予算に明示していくのか、お伺いしたいと思います。

3点目は、小山町の庁舎建設について、以前、今後方向性をつけると申しておりましたが、私どもが視察に伺って聞きますと、他の市町村では、庁舎建設に5年や10年かかると言われておりますので、町ももうそろそろ本格的に検討していかないと遅くなりますので、ここで調査研究費など、新年度予算に取り組む考えがあるのかお伺いします。

4点目は、小山町にとって最大の課題となっております人口減少対策について、宅地造成や人口移住などに対してどのような事業を予算に取り入れていくのか、お伺いしたいと思います。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員の質問にお答えをいたします。

初めに、令和7年度予算編成に対する町長の政策方針についてのうち、令和7年度当初予算編成における重点事業についてであります。

令和7年度予算については、編成方針でお示ししたとおり、第5次小山町総合計画の前期基本計画の最終年度となり、これまで実施した様々な施策の成果を的確に評価し、幅広く予算に反映していく必要があると考えております。特に重点的に実施していくものとして、総合計画の七つの基本目標に沿って、主な事業を説明をいたします。

初めに、総合計画基本目標、1安心安全なまちを推進するため、新たな防災拠点である小山消防署新庁舎の建設に取り組みます。

次に、目標2、健康で笑顔あふれるまちを推進するため、健康アプリを活用して自らの健康目標を作成し活動した方に、地域通貨として活用できる健康ポイントを付与する健康インセンティブ事業を実施をいたします。

次に、目標3、文化の薫るまち、スポーツ・レクリエーション活動の振興のため、町営温水プールの整備を進め、町民の運動習慣の獲得、健康増進を図るとともに、小学校5校の屋外プールの集約化により、施設の老朽化と猛暑による影響を改善してまいります。

次に、目標4、活力あふれるまちを推進するため、ふるさと納税事務をまちづくり公社に委託し、スピード感を持ってさらなるふるさと納税返礼品の開拓や拡大を目指し、地域の商工業の振興に寄与するとともに、財源の確保に努めてまいります。

次に、目標5、富士山と共に生きるまちを推進するため、脱炭素社会の実現に向けた取組として、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定をしてまいります。

次に、目標6、便利で快適なまちを推進するため、菅沼地区において組合施行での土地区画整理事業により、市街化区域内の農地の宅地化と幹線道路の整備を推進してまいります。また、菅沼地域優良賃貸住宅建設事業を進めるほか、他地区においても宅地供給事業を進めてまいります。

次に、目標7、計画を推進するため、効率的な行政運営の推進に資する住民サービスの根幹を

なす情報システムの標準化・共通化対応を行い、政府クラウド基盤サービスへの移行を進め、一層のシステム適正化に努めてまいります。なお、令和7年度予算編成については、12月下旬から事務査定、1月上旬に町長査定を行い決定してまいりますので、現時点では重点事業の方針ということで御理解いただきたいところであります。

次に、財源の確保についてであります。

今後の財源の確保については、町政を運営していく上で、様々な角度から検討をしていくことが重要であると考えております。

初めに、歳入の根幹である町税についてであります。令和7年度は三来拠点事業の成果により、固定資産税が現時点で前年度比1億2,000万円の増加を見込み、近年10年間では最高額の30億円程度を確保できる見通しであります。今後も須走地区に新しいホテルの建築が進み、さらに上野工業団地や小山PA周辺の企業進出が進めば、今以上の固定資産税が見込めるものと考えております。

一方、普通交付税の減少や、総合計画の推進や教育の振興等を目的とする特定目的基金の残高が減少してきており、これまでのように特定目的基金を財源とした大型事業の展開は厳しい状況となっております。現在、国では交付税措置のある各種事業や起債、各種の補助事業など様々な地域振興施策がとられております。それらの施策を積極的に活用することで、財源の確保に努めてまいります。

次に、庁舎建設の取組についてであります。本庁舎は、建築後42年を経過し老朽化への対応が必要となっていること、また、洪水ハザードマップにおいては、家屋倒壊等氾濫想定区域内に位置しております。町民の安心安全のため、また、災害発生時の業務継続性の観点からも、庁舎の位置や規模などについて早急に方向性をつけるべきであると考えております。

このため、本庁舎建設に関する調査研究について、令和7年度から着手できるよう予算編成を進めてまいりたいと考えております。

次に、人口減少対策について、宅地造成や人口移住などに対してどのような事業を予算に取り入れていくのかについてであります。

本町では、これまでに6地区113区画の宅地造成事業を行い、全て完売となっております。今年度は須走日向地区の町有地において、4区画の宅地造成事業を実施しており、年度内の分譲販売開始に向けて事業を進め、次年度中には完売するよう努めてまいります。

また、用沢大畑ヶ地区の宅地造成事業について、現在、用地交渉や開発協議に向けた下準備を行っておりますが、次年度から工事が着手できるよう、予算計上を行ってまいります。

その他の地区につきましても、菅沼沖田地区宅地造成事業をはじめ、人口拡大のため順次、事業に着手するとともに、民間開発による宅地造成事業の後押しも引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、移住などに対する事業についてであります。今年度、一定の成果のありました移住・就

業支援金や空き家活用・流動化促進助成金、結婚新生活支援補助金などを引き続き実施するとともに、首都圏で開催される移住フェアなどに、積極的に参加できるよう予算を計上する予定であります。

また、新たな取組として、御殿場プレミアムアウトレットで県外から来る買物客を対象に、分譲販売や移住に対する啓発用チラシを作成・配布する予定であり、ハード及びソフト事業の二面から移住人口拡大に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） それでは、4点ほど再質問させていただきます。

1点目は、町長は、令和7年度は前期基本計画の最終年度になり、施策の成果を的確に評価し、予算に反映する必要があると編成方針で言われておりましたが、財源確保に無理があるとなると、今後の財政改革についての見直しの事業もあると考えてよいのかお伺いしたいと思います。

2点目は、庁舎建設に対しては現在の場所でよいのか、他の場所か、どのくらいの規模にするのか課題が多数ありますので、調査研究について、令和7年度から着手できるよう予算編成を進めてまいりたい旨、前向きな答弁がありました。が、当局はどのようなスケジュールで進めていくのか、また、どのような調査研究をしていきたいのか、お伺いしたいと思います。

3点目は、来年度予算に向けて、ふるさと納税寄附額については、アトランティックサーモンなど新たな返礼品と公社の立ち上げなどで実施しますが、町長はふるさと納税寄附金額をどのくらいを見通しての来年度予算を組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

4点目は、移住促進について、令和6年度は一定の成果がありましたとの答弁がありましたが、令和7年度予算に向けて積極的に参加できる予算計上をするとの答弁もありましたが、新たな事業についてどのようなものを考えているのかお伺いします。また、人口減少を少なくするには、若い人の小山町への流入と小山町の魅力アップも必要と思います。何か目新しい事業も考えられるのではと思いますが、新年度への意気込みをお伺いしたいと思います。

以上、再質問よろしく申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、今後、予算編成で見直し事業もあるかについてであります。予算編成の中で財源が不足する場合は、議員御指摘のとおり、実施時期を見直す事業も出てくると思います。それらを含め、今後実施する予算査定の中で、事業の優先順位を見極めながら、実施する事業を決定していきたいと思っております。

次に、どのようなスケジュールで進め、どのような調査研究をするのかについてであります。庁舎の位置や規模については、現庁舎の現状や課題を整理すること、また、検討委員会などを実施し、令和7年度中には、ある程度の方向性が示せるように進めていきたいと考えております。

次に、ふるさと納税寄附金額の来年度予算の見通しについてであります。現段階では、令和6年度のふるさと納税寄附額の見込額と、まちづくり公社の運営及び新たな返礼品を開拓することによる増額を見込み、10億円以上を予算として見込んでいきたいと考えております。

次に、新たな事業と新年度の意気込みについてであります。

初めに、ハード事業では、先ほどの答弁と重なりますが、用沢大畑ヶ地区や菅沼沖田地区の宅地造成事業を実施してまいります。これらの事業は、金融機関からの起債を財源に考えておりますので、償還の時期を含め、予算の推移を見ながら実施をしてまいります。リバーガーデンタウンおやまの竹之下上の原地区につきましては、事業の優先順位もありますので、不動産鑑定評価などできるところから実施をしてまいります。また、立地された企業から、近隣自治体の戸建て住宅やアパートなどを借りて通勤している方が多く、近接地に住む場所の提供をと意見が多数寄せられております。これらの要望に応えるべく、宅地造成事業を一層進めてまいりたいと思っております。

ソフト事業といたしましては、国及び県が推奨する移住・就業支援事業の拡充施策として、本年度から、地方就職学生支援事業を実施いたしております。本事業は、大学の卒業年度に、東京都内に本部がある東京圏内のキャンパスに在学し、卒業見込みがあり、県内の企業に就職し、本町に移住する意思がある方に対して、就業活動に要した交通費に上限を設けて助成するものであります。これからも、人口減少打破に向け、全力を挙げてさらなる事業を進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 2点ほど再々質問します。

財源確保については、当局において予算編成で大変な苦勞が回答の中でも見えますが、補助金のよい事業も考えられますので、その点の考えがあるのかお伺いしたいと思います。

あと2点目で、先ほど庁舎建設においては町民全体のテーマでありますので、今後、町民の意見をよく聞いて、早急に意見交換等を進めて方向性を目指してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

以上2点ほどお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 補助金については、今、地方創生の拠点事業、これを活用してやろうということで、今2本ほど準備に入っております。一つはまちづくり公社で進めていきたいです。これから進めていく考えのあるサーモン処理場、これをできればエントリーしてみようというふうを考えております。また、これからも、事業に合わせて、また、どういう形か国の補助事業を見つけて取り組んでいこうと、こんなふうに考えております。

2点目なんだっけか。すいません、ちょっと聞き逃しましたが、庁舎に対する意見交換会ですね。

○8番（鈴木 豊君） 意見交換会をやって方向性を目指してほしいということ。

○町長（込山正秀君） これについてもまだ年度が替わってからの事業ということで、まだ詳細については、まだまだ検討段階でございますので、また年度が替わって、新たな形でその辺を進めていこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（鈴木 豊君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、1番 石原和美君。

○1番（石原和美君） 通告に従いまして、一括質問一括答弁方式で2件の質問をいたします。

まず、1件目の質問です。人口減少時代における公共施設の更新問題について、今、社会の大きな問題の一つは人口減少時代の到来です。我が町でも人口は今後、確実に減少していきます。10月1日現在の町の人口は、1万7,000人台を割りました。人口減少によって様々な問題が起こってくるのが予想されます。今後、社会保障費の増大、税収の減少、地域経済の衰退等に対応しながら、公共施設の統合や廃止、機能転換、民間との連携、デジタル化等を進める必要に迫られており、特に莫大な費用と維持費を要する公共施設の更新問題は、今、全国の自治体で取り組んでいる重要課題の一つです。

総務省は2014年4月、地方自治体に対して公共施設などの総合的、計画的な管理を推進するため、速やかに公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請しました。これを受けて、各自治体では、公共施設等総合管理計画づくりが急ピッチで進められました。我が町でも2017年3月に小山町公共施設等総合管理計画として策定され、取り巻く状況の変化に対応すべく、2022年3月に改訂されています。まず、その中には、国立社会保障・人口問題研究所による本町の将来人口推計では、今から21年後の2045年には、我が町の人口は1万2,000人を割り込み、特に年少人口は2020年から2045年の25年間で約2,200人から900人に減少すると推計されています。公共建築物においては、特に費用の面で、今後40年間に必要とされる大規模修繕、更新費用は約466億円、一方、それらに充当できる費用に対して約103億円不足すると推計され、このままですと、現在ある施設のうち27%の施設は大規模修繕、更新はできないと見込まれています。また、町内の全公共施設の総面積に対する町民1人当たりの延べ床面積は6.10平方メートルと、何とこれは県内では5番目の広さです。これは施設が充実しているという意味ではうれしいことですが、実際に人口に対して多額の維持管理費が掛かり、財政負担が大きいということ、また、長年利用され、老朽化が進んでいる施設が多く存在するということを意味します。

以上、これらのデータが町が作成した公共施設等総合管理計画の中に含まれているわけですが、その管理計画を基に公共建築物について幾つかの質問をさせていただきます。

まず、1点目、人口減少に伴う公共施設の利用需要は今後どのように推移すると予測されていますでしょうか。

2点目、町では、公共施設等の維持管理等を検討する庁内組織として公共施設等マネジメント委員会を設置しました。この委員会について、構成員、委員会の目的、現在までの協議内容につ

いて伺います。

3点目、計画の中で、今後40年間に必要とされる大規模修繕、更新を行った場合、約103億円が不足すると試算されています。この財政不足をどのように解消し、計画的な維持管理を進めていくお考えでしょうか。具体的な対応策について伺います。

4点目、築30年以上経過している公共施設が全体の約6割あります。それらは老朽化が進行しており、今後、計画的な修繕と施設の長寿命化が必要です。現在策定されている生涯学習施設、学校施設、町営住宅、三つの長寿命化計画、それぞれの完了予定時期とそれぞれに掛かる総費用について伺います。

5点目、将来、大規模修繕や更新費用の財源不足が懸念されるため、公共施設の大規模修繕計画の一元管理により、優先順位を付して財政負担の分散化を図るとありますが、その進捗状況を伺います。

6点目、大規模修繕に当たっては、維持管理コストに配慮した省エネルギーへの取組を行うとありましたが、現在までの具体的な取組、今後の方針について伺います。

次に、2点目の質問です。防災教育について。本年8月8日、南海トラフ地震臨時情報が発表されました。幸い混乱もなく、7日後に注意の呼びかけは終了しましたが、いつ起こってもおかしくない大地震、大雨、洪水等、小山町は地形的にも災害時には想定外の大きな被害が予想されます。突発的な災害に対して被害を最小限にとどめるため、日頃からの防災意識を高めるための防災教育の取組は最重要です。釜石の奇跡を導いた群馬大学名誉教授の片田敏孝教授は、防災教育の目的は住民の災害対応能力の向上にあり、自らの命は自ら守るといった自助の原則の徹底に基礎を置いた主体的姿勢の形成にある。さらに、現在の防災教育の問題点こそ、この住民の防災に関する主体的姿勢の欠如であると指摘しています。他者に依存することなく、自分で判断し、自分で行動し、被害を最小限にとどめることができる自発能動の防災リーダーの育成が今求められています。我が町では、町内の全小中学校でふじのくにジュニア防災士養成講座が開催されており、防災に関する出前講座や年に1回の防災講演会、防災の日の地域避難訓練等、危機管理局、また防災専門監の日頃の御努力により充実した取組が展開されております。今後必ず起こるであろう大災害に備え、さらに、町民一人一人が小山町を、また身近な人を守る主体的な防災リーダーになるための取組が必要と考えます。それらを踏まえ、以下の質問をいたします。

まず、1点目、静岡県では、危機管理部と教育委員会が連携して、静岡県ふじのくにジュニア防災士の育成に力を入れており、小山町でも全小中学校で育成講座が開催されています。講座の目的、内容、現在までの認定人数を伺います。

2点目、養成講座に参加した児童、生徒からどのような意見や感想がございましたでしょうか。

3点目、ジュニア防災士に認定された児童、生徒が地域住民とつながり活躍する機会はございますでしょうか。

4点目、町の防災に関する出前講座の現在までの実績を学校、地域それぞれについて伺います。

5点目、年に1回開催される防災講演会の過去5年間の参加人数を伺います。

6点目、地域避難訓練の現状と参加人数を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 石原議員の御質問にお答えします。

初めに、人口減少時代における公共施設の更新問題についてのうち、人口減少に伴う公共施設の利用状況と今後の推移予測についてであります。

公共施設のうち、主な施設の令和5年度の利用状況についてお答えします。道の駅ふじおやまは約58万4,000人で、前年度、令和4年度に比べ9.1%減少しています。次に、道の駅須走は約34万人で、前年度に比べ6.7%増加しています。次に、生涯学習施設は約13万2,000人で、前年度に比べ、3.3%増加しております。次に、町民いこいの家あしがら温泉は、約11万2,000人で、前年度に比べ53.4%増加しています。減少した施設もありますが、全体的にコロナ禍からの回復傾向が見られることや、今後、新東名高速道路のスマートインターチェンジや、足柄SA周辺への観光複合施設の開設、工業団地への企業の進出などが見込まれることから、今後10年の利用状況は増加していくものと考えております。

次に、公共施設マネジメント委員会についてであります。構成員は企画総務部長が委員長で、ほかの委員は、当局側の部局長6人、計7人で構成しており、公共施設等の適正な総数及び規模の検討、並びに維持管理の適正化等を図ることを目的に、令和3年4月に設置しております。今までの協議内容の主なものは、公共施設等総合管理計画の改訂、旧すがぬまこども園の活用、本庁舎及び北郷地区コミュニティセンターに関する検討などであります。

次に、大規模修繕等の財源不足の解消と、計画的な維持管理の具体的な対応策についてであります。公共施設等総合管理計画にもありますが、民間活力の利用や公共施設の集約化や複合化、補助金の活用など、多角的に検討を進めていきます。各個別計画で予定している修繕についても、計画策定時からの状況変化を確認し、真に必要な長寿命化等を改めて検討するよう指導しております。また、公共施設の用途廃止も進めており、町営湯船団地やすばしりこども園旧第一園舎など現在解体に向けた準備を進めています。今後も施設の統廃合等を含めた検討を継続してまいります。

次に、生涯学習施設ほか2施設の長寿命化計画の完了予定時期と、総費用についてです。それぞれの長寿命化計画において、改修費用を試算するために、平均的な1平方メートル当たりの改築単価に建築面積を掛けて概算の改修費用を算出しております。それによりますと、生涯学習施設長寿命化計画では、竣工から40年で改修、80年程度で改築する想定で管理した場合、年平均コストを約2億円とし、令和3年から令和42年までの40年間で約77億円を見込んでおります。なお、5年ごとに見直しを行うこととしており、令和3年から令和7年の直近5年間の総費用は約4億2,800万円と試算しております。学校施設等長寿命化計画では年間平均コストを約4億円とし、令和2年から令和41年までの40年間で総額約170億円と見込んでおります。なお、5年ごとに見直し

を行うこととしており、令和2年から令和6年の5年間の総費用は、約15億6,200万円と試算しております。町営住宅長寿命化計画におきましては、令和5年度から令和14年度までの10年間で約3億3,000万円、年間平均費用は約3,300万円と見込んでおります。なお、事業の進捗状況や社会情勢の変化に応じて適宜見直しを行うこととしております。

次に、大規模修繕の一元化により優先順位を付して、財政負担の分散化の進捗状況についてであります。先ほどの財源不足の解消でもお答えしましたが、各個別計画で予定している修繕につきましても、計画策定時からの状況変化、真に必要な長寿命化等を改めて検討するよう指導しており、総合計画実施計画の見直し時や予算査定の際に、事業の優先順位を確認しております。

次に、省エネルギーの具体的な取組と今後の方針についてであります。これまで省エネルギーの取組として、公共施設の照明のLED化を実施しております。直近の3年間では、令和4年度は総合体育館、令和5年度はきたごうこども園、明倫小学校と小山中学校の体育館、令和6年度は成美小学校と北郷中学校の体育館、あしがら温泉、道の駅ふじおやまで実施しております。この事業の財源として交付税措置のある有利な地方債となる脱炭素化推進事業債を活用しております。今後の取組につきましては、引き続き小中学校体育館のLED化を進めます。また、新設される消防庁舎の屋根への太陽光パネルの設置など、公共施設での再エネルギーの活用について積極的に進めてまいります。

説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 私からは、議員質問のうち、小山町の防災教育についてお答えをいたします。

初めに、静岡県が進めております静岡県ふじのくにジュニア防災士についての御質問ですが、県内の小学校4年生から中学校、高校生までの児童・生徒を対象に、身近に起こり得る大規模災害から自分の命を守ることができる人、家庭の防災対策を優先して考える家庭の防災リーダーとなる人、地域の防災活動に参加し、地域の防災リーダーとして期待される人を養成するため、この制度が立ち上がりました。小山町では、平成28年度から、北郷中学校が取組をはじめ、令和3年度からは町内全ての中学校が、令和5年度からは町内全ての小中学校がこの活動に参加しております。小学生を対象とした意識啓発コースと、中学生が受講する知識行動コースに分かれており、災害の基礎知識を学ぶ講座から、自身の命を守る行動、家族との避難施設への確認、防災資機材を使用した避難所運営訓練等を年代に適したカリキュラムに当局側が立案し、学校、小山町防災士連絡会の協力をいただきながら、養成セミナーを開催しております。受講者は学んだ内容をレポートとして提出し、正式にジュニア防災士の認定を受けるものです。本町では、昨年度までに883人が認定を受けております。

次に、養成セミナーに参加した児童、生徒からの意見や感想であります。提出されたレポートから代表的な意見を紹介いたしますと、小学生からは、自然災害は怖い。自然災害の内容

が自分の町でも起こることとは思わなかった。大雨の日には川には近寄らない。地震のときは頭を守る行動をします。家で地震が来たら家の人と安全を確認します。など、自分にかかる危険に対し、命を守る意識の感想が多く寄せられました。また、中学生は、自分の命を守った後の避難時の意見が多く、家庭の安否確認方法や情報収集方法、避難所での机、椅子などの手配など、集団の中での自分ができる役割を実施するといった意見が多く寄せられました。

次に、ジュニア防災士に認定された児童、生徒のその後の地域住民とのつながり、活躍する機会についてですが、12月の地域防災訓練に参加した小学生の中で、受講内容に基づき、保護者へ地震時の最初の避難姿勢、行動など、積極的に会話している姿が見受けられました。中学生は、学校で指導を受けた上で、訓練時に防災に関するスピーチを行っているところもあります。そのような地域では、生徒が活動を通じて連携が図られていると考えます。今後もこのような取組を継続してまいります。

次に、町の防災に関する出前講座の現在までの学校、地域それぞれの実績ですが、先ほど述べましたジュニア防災士養成セミナー以外にも、各学校からの要望に基づいて出前講座を各年度1回から3回程度行っております。令和6年度では、明倫小学校が夏休みにおいて実施いたしました学校に泊まろうという親子と一緒に参加する行事の中で、災害時判断ゲームや防災資機材の取扱い実習を行いました。また、町内各地域における出前講座では、自治会、団体、企業等からの依頼により随時開催しており、実績としては、令和2年度から今年度の間、53回の開催、その対象者約1,280人となっております。内容としましては、令和2年度から3年度はコロナ禍対応の避難所運営に関すること、令和4年度以降は、富士山噴火と避難に関する事項が主な講座内容となっております。今年度は初めての取組といたしまして、町内企業で働く外国人従業員を対象に、小山町の災害と避難について講座を行いました。また、今までは講座の実施形態は、対面方式が主体でありましたが、現在ではウェブ環境下での出前講座も増えたことから、参加者も増加してきているところです。

次に、毎年10月に小山町自主防災会連合会、小山町消防団と共催で開催しております防災講演会の過去5年間の参加人数でございますが、令和2年度、3年度はコロナ禍の影響により中止、令和4年度は223人、令和5年度は207人、今年度は350人の参加がございました。

次に、毎年12月1日の防災の日付近の日曜日に実施しております地域防災訓練の現状と参加人数でございますが、今年度の内容は、相模トラフ地震を想定し、町内全ての自主防災会が、地元消防団等と連携し、発生直後の自助、発災後の共助、その後の避難所における避難生活などを課題に行われました。町が主催したモデル地区訓練では、北郷小学校を会場に、陸上自衛隊、消防団本部、保健所、地域の女性団体等の御支援を受けながら、地震体験、非常食体験喫食、防災パネルでの大地震等の災害に関する講義、動物同行避難の講習などを行いました。ここ5年間の訓練参加者数でございますが、令和2年度は6,006人、令和3年度は5,925人、令和4年度は5,949人、令和5年度は6,049人、本年度は5,783人の参加となっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） まず、1件目の質問について再質問をいたします。

1点目、利用需要について減少した施設もあるとの御答弁でしたが、具体的に利用が減っている施設をお答えください。

2点目、公共施設等マネジメント委員会で検討されている本庁舎、北郷地区コミュニティセンターについて、今後の見通しをお答えください。

3点目、資金不足が見込まれる今後の対応として、民間活用、集約化・複合化、補助金の活用、長寿命化を行うとの御答弁でしたが、現在、学校施設におきましても、10年後には66%の施設が長寿命化改修時期の40年を経過します。交付金、地方債を使うとしても、かなりの財源が必要です。これは学校施設においての見通しですが、例えば、現在までの例を言いますと、健康福祉会館は築25年で、現在までの改修・修繕合計費用は4億2,000万円、小山町総合文化会館は築32年で7億7,000万円、役場本庁舎は築42年で5億8,000万円となっております。建物一つ建てるということは、建築費用だけではなく、改修費を含めた膨大な維持管理費が付随します。町としても、人口減少が進む中、大規模な公共施設の建設は、慎重な検討が必要不可欠です。住民のニーズや財政状況を十分に考慮し、より幅広い意見を聞きながら最善の決断を下すことが求められると考えますが、当局のお考えを伺います。

次に、2件目の質問について。

まず、1点目、ふじのくにジュニア防災士認定講座は、去年、須走中学校で開催された際、私も見学させていただきました。生徒の皆さんが主体的に取り組んでいる様子が伺え、素晴らしい取組と感じました。講座を受講した生徒が地域防災訓練の中でスピーチを行っている会場もあるようですが、そのように、防災訓練の中で、何らかの形で、参加者ではなく主催側として頑張る姿から大人たちも何か行動を起こすきっかけを与えられるのではないかと思います。この点はいかがでしょう。

2点目、防災出前講座は、防災意識を高める上で大変に有効と感じます。防災専門監の能登地震の避難所での体験は、私が依頼してきていただいた集まりでも大好評でした。ぜひ、より多くの方々に聞いていただきたいと思います。様々な方法で、さらにアピールをしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

3点目、防災講演会におきましては、私も去年、今年と参加させていただき、防災の専門家を講師に迎え、そのお話から防災に対する意識が深まりました。特に災害リスクのお話では、小山町の河川の多さに驚くとともに、日頃の備えの大切さを痛感いたしました。そういった意味でも、ぜひ多くの方に参加していただきたいところですが、空席が目立つのが残念に思いました。平日の夜の開催ですと、仕事で帰宅が遅い、高齢者は夜の集まりは厳しい、平日は主婦も忙しい等、参加は難しいと思います。ぜひ週末土日の昼に開催してみてもどうかと思いますが、それについ

でもお考えを伺います。

4点目、地域防災訓練においては、集合場所に集まっても、点呼が終わったら帰ってしまう方が多いように思います。地区の防災訓練にも参加し、地域の皆様との交流も兼ねながら、強制はできないものの、原則参加を呼びかけていただきたいと思います。この点については、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 石原議員の公共施設に関する再質問にお答えをいたします。

初めに、利用需要が減っている施設についてです。

利用需要が減っているもしくは利用しなくなった施設につきましては、なるべく早期に除却したり、旧すがぬまこども園をシルバーワークプラザに利用しているように、活用方法を変更したりしていることから、現在ある公共施設で利用需要が減っている施設はございません。

次に、本庁舎、北郷地区コミュニティセンターの今後の見通しについてであります。本庁舎につきましては、鈴木議員の御質問でお答えしたとおり、本庁舎建設に関する調査研究について、令和7年度から着手できるよう進めていきたいと考えております。北郷地区コミュニティセンターにつきましては、現在、規模や場所などについて検討をしているところであります。

次に、資金不足が見込まれる今後の公共施設への対応についてです。新たな公共施設の建設等に当たっては、その施設の目的や関連する施設の状況などによりますが、町の負担を最も少なくする方法を考えてまいりたいと思います。そのために、先ほどの部長の答弁の繰り返しになりますが、民間活力の利用や公共施設の集約化や複合化、建築や改修する時点で利用できる補助金や有利な起債などを活用していきます。また、将来を見越した基金の積み立て、町民や利用者のニーズに沿った機能や施設のスリム化など、多角的に検討を進めていきます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 私からは防災教育についての再質問についてお答えいたします。

初めに、小中学生に対するジュニア防災士養成講座で、資格取得に終わることなく、地域の防災事業に関わりを持つことは、講座内容を身近に実践体験することで、受講者が防災に対する意識を醸成することや、地域のつながりを持つきっかけにもなります。私どもも例年9月頃に開催しております小山町ふれあい広場においては、総合文化会館前に地震体験車を準備し、地震発生時の模擬体験を行っておりますが、この業務に当たり、毎年中学生ボランティアを受け入れ、来場する方に模擬体験への参加の呼びかけや受付、作動時の安全確保などの補助をしていただいております。そのほか、議員の御意見にございました地域防災訓練において、各区の計画する訓練の中で中学生による防災スピーチを行うこともございます。受講生へは学校や地域の方々の適切な指導が必要でありますので、地域の防災力の向上につながる取組が継続できるように、関係する機関に依頼してまいります。

次に、防災に関する出前講座のアピールにつきましては、毎年のように発生する激甚化する災害に関して、その都度タイムリーに被災地の被害状況や避難生活の現実、そして小山町としてどう対応していくべきなのかなどの大切な情報や今後の対策を町民の皆様にご直接お伝えする機会と捉えております。最近では講座だけではなく、非常食の体験喫食や非常用のトイレを出前講座の場所に持込み、受講者が自ら手にとり実際に喫食するなど体験型にすることで、災害時をよりイメージしやすい講座になるよう努めているところであります。また、今年5月に開催した団体の出前講座では、この体験型の出前講座を小山共聴テレビで放送したところ、多くの方にお伝えすることができ、ほかの団体から出前講座の依頼をいただいたところです。広報おやま、ホームページ、講座状況の放送や、職員が出席する会議などを通じ、皆様が気軽に依頼できるよう努めてまいります。

次に、防災講演会の開催日程につきましては、消防団と共催で実施しておりますが、多くの方に足を運んでいただくことは必要ですので、講師、関係者との調整を行い、休日の開催も新たに検討してまいります。

次に、毎年12月第1日曜日の地域防災の日に全国的に実施されている地域防災訓練は、災害発生時に適切な行動をとるための事前準備行動を行い防災意識を高め、地域の防災力を向上させることを主な目的としております。そのためには、より多くの方が参加していただくことは大変重要なことであります。先ほどの答弁でもお伝えいたしましたが、本町では、地域の実情に合う訓練を実施するため、各地元自治会、地域等の単位で防災訓練の内容を立案しております。議員御指摘の訓練に際し、各区の集合場所に集まるだけになってしまう場合も、各地区の災害時の第一段階である避難所までの経路、危険箇所、避難所の確認に充てられておりますので、訓練の一つであると認識はしております。また、この訓練のまとめ役である各自主防災会会長からは、ある程度定められた時間内に終了し、参加する住民の方の負担感を少なくするように申入れをいただいたこともございます。毎年5月の自主防災会総会時に、年間の防災行事の日程等の確認や訓練等の例として、水消火器の貸出しや消防団の支援を得た訓練の事例紹介などを行い、町のサポート態勢も紹介し、より防災に興味を持っていただくため、毎年同じ防災訓練内容にならないよう説明してまいります。また、訓練実施に際し、町長記者会見やプレスリリース、同報無線による広報、広報おやまなどを通じ、より多くの町民の方の参加を呼びかけて、そちらも継続してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○1番（石原和美君） 2件目の質問に関しましては、日頃の町全体の防災力アップの取組に感謝するとともに、今後もさらに全町民が自助、共助、公助の精神で地域全体の安全を守る主体的な防災リーダーとなるための取組、活動の推進をどうぞよろしく願いいたします。

1件目の質問について再々質問をいたします。

以前、視察で訪れた山梨県早川町の新庁舎は防災拠点として、また、町民の交流拠点としての機能を有し、議場も設けず、多目的の会議室を議場として使うなど、効率よく設計されていました。茨城県大子町の新庁舎も町民のコミュニティスペース、防災機能も備え、議場は1階に設けられ、避難所にもなるように設計されるなど、複合的な機能を持つ町の中心拠点となっています。これから、本庁舎、北郷コミュニティセンターはじめ、今後建設されるであろう我が町の施設もそのような機能を備えた地域に開かれた施設になることを期待いたします。

また、先ほど来、将来予想される資金不足への対応をお尋ねしてまいりましたが、重ね重ね、民間活力の利用、公共施設の集約化、複合化を進めるといった御答弁でした。確かに他市町の取組を調べましても、共通する基本方針は、施設は減らすが機能は残す、そしてコンパクト化です。神奈川県のア野市では、施設更新の基本原則として、1、新規の公共施設（ハコモノ）は建設しない。建設する場合は、更新予定施設の更新を同面積だけ取りやめる。要は増やさないということでございます。2、現在ある公共施設の更新は、できる限り機能を維持する方策を講じながら、優先順位をつけた上で大幅に圧縮するというものです。小山町も、先に申しましたように、1人当たりの延べ床面積は県内で5番目です。今後いかに施設を減らしていくかが大きな課題です。

それに関連しまして、再質問の3点目に質問しました、大規模な新たな公共施設建設に当たっては、将来にわたる財政の負担等を考え、慎重な検討、最善の決断が必要ではないかという件について、明確な御答弁をいただいております。加えて、このたび、町が進めている町民温水プール建設計画についてですが、これも大規模な更新事業の一つです。本年度当初予算、補正予算で既に計1,500万円の予算が執行されています。用地交渉も進んでいるようです。また、プールの建設ありきで進められる各分野代表者13名のみを対象とした2回の意見交換会が開催されていますが、傍聴していた町民からは、幅広く町民の意見を聞くべき等の発言がありました。さらに建設が決まっているとの座長の答えに、建設が決まっているなら意見を言っても意味がないといったお怒りのお声もありました。町長は広報おやま5月号で既に屋内温水プールをつくりますと明言しています。私は、町民不在のまま進められているこの計画に疑問を抱くばかりです。確かに、町内の5つの小学校のプールが老朽化して使えなくなるので、一つのプールに集約するという町のお考えは理解できますが、なぜ使えなくなったからといって建設費に加え、今後莫大な維持管理費を必要とする温水プールの建設につながっていくのでしょうか。なぜ費用を最小限に抑えられる方法を議会や関係する方々と議論し、模索しようとされないのでしょうか。この計画が進められてきた今までの過程、そこには、広く町民の意見を聞く時間も議論をする時間もありませんでした。

そこで町長にお伺いいたします。以下の3点についてお答え願います。

まず、1点目、大規模な新たな公共施設建設に当たっては、様々な観点からの慎重な検討が必要であり、じっくり時間をかけ、町にとって、町民にとってどの選択が最善なのかを決断する必要があると考えます。なぜ建設ありきでこの計画が進められるのか、令和9年度早期の完成を目

指すのか、その理由をお答えください。

2点目、小山町公共施設等総合管理計画の中には、基本的な方向性として、まちづくりに関する情報を共有すること、町民が主体的にまちづくりに参加すること、協働してまちづくりを推進することとあります。町民温水プールについて、12月19日に初めて全町民を対象とした説明会が開催されます。私は6月定例会一般質問でも町民の意見を聞くべきと訴えさせていただきました。そこで、先ほどの基本原則に基づき、より多くの方々に参加していただくために、ぜひこの説明会を広く町民の皆様に、無線放送や町の公式オンライン等を使い、周知徹底をしていただきたいと思います。この点については、いかがでしょうか。

3点目、町民温水プールの建設はもう既に決定しているのでしょうか。

以上3点について、町長にお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 石原議員に申し上げます。ただいまの再々質問の1点目については、今回の一般質問の公共施設の更新と集約ということでは適切かと思っておりますのでお答えいただきますが、2点目、3点目については、この後、牧野議員のほうからもプールについての御質問等も予定されておまして、今回の公共施設の更新問題からはちょっと外れておりますので、再々質問の1点目の集約について御回答いただきたいと思います。

○1番（石原和美君） 議長、よろしいですか。

○議長（遠藤 豪君） はい。

○1番（石原和美君） プールというのは、公共施設の更新ではないんですか。

○議長（遠藤 豪君） 問題が人口減少における公共施設の更新問題についてというタイトルでございますので、プールは今回の更新ということについては入るんですけども、具体的な最初の質問の中に含まれておりませんので。当初の質問にその点は入っておりませんよね。それと再々質問というのは、それに関しての答弁に対しての再質問でございますので、全体を通しての更新問題の集約化については私は結構だと思うんですけども、当初の質問に全く想定されてない問題についての3点目の再々質問というのは、一般的には答弁に対しての再質問あるいは再々質問というふうに考えておりますので、その点はいかがなんでしょうか。私はそういうふうに考えておりますけれども。

○1番（石原和美君） よろしいですか。

○議長（遠藤 豪君） はい、どうぞ。

○1番（石原和美君） 町の御答弁が集約化、複合化、そのようなことを進めるという御答弁でした。その御答弁を聞いたところで、私はそういった質問につなげていったわけでございますから。

○議長（遠藤 豪君） それでしたら、最初の一般質問で、その内容も含めて質問をすべきだと思いますが。

○1番（石原和美君） よろしいですか。議会の中でもそのように議論する場がないので私はこの場しかないと思って一般質問をさせていただいております。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

---

午前11時40分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの1番の関連質問についてでございますけれども、一般質問は通告制をとっていることから、通告しないで通告者の質問に関連して求める関連質問は、通告者の立場から見ても、議会運営の能率の面から見てもよろしくないもので、原則として許可されないものであるという国の指針も出ておりますので、先ほどの3点の再々質問についてのうちの1点目については回答を求めますけれども、2点目、3点目については、質問はなかったものとさせていただきます。

それでは、答弁を求めます。再度、1点目だけ質問願います。

○1番（石原和美君） 1点目ですね、分かりました。それでは、改めて質問させていただきます。

大規模な新たな公共施設建設に当たっては、様々な観点からの慎重な検討が必要であり、じっくり時間をかけ、町にとって、町民にとってどの選択が最善なのかを決断する必要があると考えます。なぜ建設ありきでこの計画が進められるのか、令和9年度早期の完成を目指すのか、その理由をお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 石原議員の再々質問にお答えをいたしたいと思えます。

なぜこの建設を急ぐのかということでございますが、私、昨年の町長選挙のマニフェストの第1番目に、子育て教育100年の計ということを載せました。この中で、プール建設をその中の第1番として載せて、広く私後援会活動の中で、町民の皆さん方に知らしめてきたということで、私の政治公約ですから、これは必ずやるという決意を持って進めておりますし、また、議会の皆さん方におかれましても、2回、調査費の予算をお認めいただいているということで、もうこれはもう実行として動いているということの御理解は石原議員も御承知かと思えます。また、町民に対して広く説明をするということは当然でありますので、また、今月の下旬に計画をしておりますので、これについても広報等を通して町民に呼びかけておりますので、その辺を御理解いただきたいと思えます。

○1番（石原和美君） 人口減少という危機に直面し、各自治体がコンパクト化に向け活路を求め様々な対策を講じております。新規建設事業においては町民の意見を最大限に尊重した上で、慎重にその是非を判断していただくよう求めます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時45分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 池谷 元君。

○2番（池谷 元君） 通告に従い、一括質問一括答弁方式で、一問質問させていただきます。

件名は、農業従事者への支援についてです。

現在、農家が生産している米、野菜や加工品は、農協・道の駅・ファーマーズマーケットや個人で販売しております。近年の世界情勢、ロシア、ウクライナ問題や中東問題、さらには円安によりエネルギー価格が高騰し、肥料は約30%上昇しており、この数年で農業機械は約15%高騰しております。それだけではなく、いろいろ生産に必要なものが値上がりしております。米や野菜類は価格転嫁が難しく、このままでは農家を続けることが困難だと考えます。

そこで次の点をお伺いいたします。

物価高騰に対し、認定農業者を含めた農業従事者に対するさらなる支援が必要だと感じますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（大庭和広君） 池谷議員の御質問にお答えをいたします。

農業従事者への支援についてであります。

本町では、農業の持続的な発展のために、効率的で生産性の高い農業の推進と、農村における地域社会の維持等を図るため、各種施策を展開しております。例えば、国の経営所得安定対策事業を活用し、当年産の収入が減少した場合に、その減少額が補填される交付金や食料自給率、自給力の向上に資する大豆、飼料作物等を生産する農業者への交付金など、農業経営の安定が図られるよう支援を実施しております。また、農業の生産効率を高める基盤整備の推進や認定農業者の農業機械取得に対する補助、食品衛生法の改正に伴い、新たに必要となった漬物製造業の許可取得に対する補助、さらには環境への負荷低減の取組として、化学肥料や農薬の使用を削減したエコ栽培米に取り組む農業者への支援や、鳥獣被害対策として防護柵の設置補助など、農業従事者に対する各種支援を実施しております。

昨年度からは、地域での話合いを通じて、農業の将来像を取りまとめる地域計画の作成を各地域で行っております。その話合いの中では、農地の担い手不足や個別経営だけでは地域の農地を守り切れない等の課題が多くあったことから、早急に取り組むべき課題は、農地の耕作を担う担い手の育成と集落で農地を守る体制の整備が急務であると考えております。このことから、今年度から進めている地域おこし協力隊を新たな担い手として育成するとともに、若い世代を対象とした農作業やスマート農業の講習会などを実施し、農業の多様な担い手の育成を進めていきたいと考えております。また、国の交付金で、地域の共同活動に活用できる中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を積極的に活用するとともに、集落営農の組織化・法人化に向けた研究・取組を進め、個人では採択が難しい農業機械の国の補助制度の活用などにより、農業従事

者への支援をさらに進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 御回答のほうありがとうございます。それでは、再質問のほう2点させていただきます。

1点目です。具体的に農作業やスマート農業の講習会を若い世代にどのようにPRするのか。

それと2点目です。国の農業機械購入に対する補助制度についてです。認定農業者制度は、農機具購入に3分の1の公的補助が受けられるそうですが、小山町のみならず、御殿場市の認定農業者が同制度に補助金を申請しても、5町歩から10町歩程度では、耕作面積が採択に必要な面積に達していないためか、申請が採択された実績は皆無と聞いております。耕作放棄地をなくすために、大型機械や関連機械の導入は欠かせない課題となっております。町では、農業機械を購入するのに対し、50万円の補助金制度を設けておりますが、大型農機具は高額で補助金制度が少ないため購入するのが難しい現状であります。町では、農業人材育成と耕作放棄地削減のために、中山間地域で農業に従事している認定農業者のために農機具購入の補助金のさらなる拡充を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 池谷議員の再質問にお答えします。

初めに、農作業やスマート農業の講習会を若い世代へどのようにPRするのかについてであります。

地域の農地を守るためには、認定農業者や新規就農者など専業農家の育成はもちろんですが、現在、地域で耕作を続けている兼業農家の方々に農業を続けてもらうことも重要であると考えております。そのため、その後継者である若い世代の方々などを対象に、肥培管理から農業機械の操作方法、農業用ドローンの活用など、栽培技術を基礎から学べる講習会を開催したいと考えております。開催に当たっては、SNSでの告知や若者が参加しやすい土曜・日曜日の開催、また、講習会に参加できない方には、講習会の様子を撮影し、SNS等で配信するなど、多くの方々に興味を持ってもらい、学んでもらえるよう工夫していきたいと考えております。

次に、認定農業者の農業用機械購入の助成金のさらなる拡充の考えについてであります。

農地の基盤整備による大区画化への対応や経営規模の拡大のためには、大型機械の導入は必要であり、認定農業者の方々からも金銭面の負担の課題が大きいと聞いております。そのため、町では認定農業者に対し、農地集積の拡大を要件に追加し、助成限度額を引き上げるなど制度の拡充を検討しているところであります。また、先ほどの答弁のとおり、集落営農の組織化・法人化の取組を進め、補助率の高い国の補助制度が活用できるよう、認定農業者をはじめ、関係機関との連携を密にし取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 再々質問のほうさせていただきます。

それでは、1点だけ。SNSでの告知をするとのことですが、ターゲットはどのぐらいの年齢層なのかというのと、あと、SNSの媒体です。例えば、Xなのか、フェイスブックなのか、インスタなのか、それともT i k T o kやY o u T u b e、はたまた小山町のホームページ、それとも公式のL I N E、どのようなもので告知するのか、それをどの媒体を使うのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 池谷議員の再々質問にお答えいたします。

まず、ターゲットということですが、農業者の若い方ということで、それは幅広いということになりますので、20代から50代ぐらいまで幅広くターゲットとしては考えているところでございます。また、媒体につきましては、町のL I N Eであったり、インスタグラム、そして、動画についてはY o u T u b eの配信等を検討しているところでございます。

以上であります。

○2番（池谷 元君） 質問のほうは以上です。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） 次に、10番 渡辺悦郎君。

○10番（渡辺悦郎君） 本日は一括質問一括答弁方式で2件の質問を行います。

まず、最初に、町長マニフェストに掲げている子育て教育100年の計への挑戦に関連した、外国語指導助手（A L T）について質問を行います。

未来を担う子どもたちへの対応は、よりスピード感を持って行わなければ意味がないと常に私は考えております。子どもたちの教育は、医療や町のにぎわいととも、住みたい町、住み続けたい町を目指す指標の一つでもあります。9月の定例会の質問で、国や自治体国際化協会が行っているJ E Tプログラムの一環で、国際交流員（C I R）についてお尋ねしたところであります。現在、国際交流員のジャックさんは、きんたろう広場や町立こども園、小学校において園児や児童と交流するほか、小山町をS N S等で世界に情報発信するなど、国際交流員として活躍されております。C I Rのほかに、J E Tプログラムには多くの皆さんが承知されている外国語指導助手（A L T）があります。広報おやまの11月号のらしんばんにA L Tについて掲載されました。フィリピン共和国のコルドバ町との国際友好都市協定も締結するとともに、国際交流を進めたいと述べております。国内はもちろん、海外の国や地域と相互に理解していくことは大事なことだと感じております。

町では、これまで、小山町夢チャレンジ支援事業として、英語検定受験時の受験料助成をしておりました。グローバル化する社会において英語教育に特化して、幼少期から園・小・中学校に多くのA L Tを派遣して、英語能力を助長する政策は子どもたちにとって夢と希望を与えるすばらしいものと感じております。過去の答弁で、町長自らグローバル化が進む世界へ羽ばたく環境

となる礎をつくり進めていくとの答弁がございました。政治はスピード感を持って、停滞から前進へというキャッチフレーズに共感しているところであります。

そこで、次の点について伺います。

まず、最初に、この事業の詳細と事業の町の負担金について伺います。

次に、この事業の継続年数について伺います。

3番目に、今後の展開について伺います。

次の質問です。

次に、令和4年6月定例会においてマイナンバーカードについて伺いました。

当時はマイナンバーカードを奨励するためにマイナポイントが付与されており、多くの方々が交付申請をされました。しかし、その後、マイナンバーカードをひもづけすることなく保険証として使用していないで大切にしまっている方も多いと聞いております。本年12月2日、昨日からですけれども、健康保険証は新規発行が終了し、マイナ保険証に一本化されております。それに伴い、本年9月以降、会社員や公務員が加入する健康保険組合を通じて、資格情報のお知らせという書類が被保険者と扶養する家族に配布されております。国民健康保険の加入者については、現行の保険証が期限切れとなるタイミング、令和7年7月末ですけれども、に配布されると聞いております。私は様々な利点があるマイナ保険証と一緒に使っておりますが、周囲にはまだマイナンバーカードの利点を正しく理解していない方や、マイナンバーカードを申請していない人もおります。国の政策でもあり、全町民にマイナンバーカードを有効活用していただきたいと考えております。

そこで次の事項について伺います。

まず、最初に、現在、町民のマイナンバーカードの保有者数と割合を伺います。

次に、国民健康保険の加入者でマイナンバーカードの未保有者での対応で、資格情報のお知らせや資格確認書の取扱いについての詳細を伺います。

最後にマイナンバーカードをより多くの方に所持していただくために、今後の対応について伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（勝俣 純君） 渡辺悦郎議員の御質問にお答えいたします。

初めに、事業の詳細と事業の町の負担額についてであります。

A L T派遣事業につきましては、現在5人のA L Tを町内全小・中学校に派遣しております。また、町立こども園へも年に7回程度派遣しており、令和6年度のA L T派遣事業の予算額は2,475万円となっております。令和7年度からは、町内小学校に6人、中学校に3人、こども園に5人の合計14人のA L Tを派遣し、英語教育の充実を図ってまいります。令和7年度のA L T派遣事業の予算額は、小・中学校費とこども園費を合わせて、令和6年度から6,633万円を増額し、

9,108万円を計上予定しております。なお、国際友好交流都市協定を結んでいるフィリピン共和国セブ州コルドバ町からのALT派遣に対し、おおむね1人当たり480万円の普通交付税が措置される制度を活用していきます。

次に、事業の継続と今後の展開についてであります。

令和7年度からALTを増員した上で、ALT派遣事業を継続することにより、今まで以上に英語教育の充実を図ってまいります。これから、異文化理解や異文化コミュニケーションはますます重要になります。今後の英語教育において、基本的な知識・技能とそれを活用して、主体的に課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成することは、児童生徒の将来的な可能性の広がりのために不可欠なことであると考えております。また、ALTを英語の授業以外の場面でも積極的に活用することにより、外国人と触れ合う機会を増やし、英語に親しむ場面をつくっていくことで、英語教育のみならず、国際理解教育のより一層の充実に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 私からは、マイナンバーカードの保険証利活用についてお答えします。

初めに、現在の町民のマイナンバーカードの保有者数と割合についてです。11月29日時点での保有者数は1万3,663人で、全町民に対する保有割合は80.41%です。

次に、資格情報のお知らせと資格確認書の取扱いについてです。資格情報のお知らせは、マイナンバーカードを保険証として利用するマイナ保険証を持っている方に交付するもので、その方が加入している健康保険の名称などを確認するための書類です。これは医療機関にあるマイナ保険証の読み取り機の不具合などでマイナ保険証が使えないときに、マイナンバーカードとともに医療機関に提示するものです。一方、資格確認書はマイナ保険証を持っていない方に交付するもので、現行の保険証の代わりにお使いいただくものです。いずれも、12月2日以降に、お手元の保険証の有効期限が切れた後も引き続き医療機関を受診していただくために使用するものであります。

次に、今後の対応についてです。マイナンバーカードをお持ちでない方にカードの申請を促すため、マイナンバーカード及びマイナ保険証のメリットなどを広報紙等で周知してまいります。また、マイナンバーカードの作成を希望する方には、顔写真の撮影から申請までの手続を補助するサービスを引き続き本庁及び各支所の窓口等で実施してまいります。あわせて、住民課における毎月第2日曜日の休日交付や毎月最終火曜日のマイナンバーカードに関する窓口の時間延長を実施するとともに、カードを受け取っていない方へ受け取りを促す通知を発送し、より多くの方に所持していただくよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） 再質問をさせていただきます。

まず、最初、ALTについてでございます。

従来のALTに加えて、新たにフィリピン共和国のコルドバ町からのALTを増員して、幼少期から中学校までの英語教育が行われることは素晴らしいことだと思います。まして、増員されるALTにおいては、交付税で行われ町に負担なく実施できることはありがたいことであります。答弁にありましたように、英語教育だけではなく、異文化交流を含めた幅広い教育を行うことで、小山町でしかできない英語教育を望むところでもあります。町は生きた英語を実践するために、カナダ国のミッション市との交流を小山町国際交流協会とともに行ってまいりました。カナダ国のミッション市に加え、新たにフィリピンのコルドバ町とも小山町国際交流協会の協力を得て、交流を進めていく考えはあるのか伺います。

マイナンバーカードについての再質問です。

マイナンバーカードを所持したが、しまっている方などを話を聞きます。また、年に一度確定申告だけに使用するなどの声が聞こえております。最近、病院や医院、調剤薬局でマイナ保険証の利活用推進のためのポスターが掲示され、テレビやラジオでも放送されております。先日、特定健診のために、町内の医院を受診した際、数名の方がマイナ保険証で受診されておりましたのでお話を伺いました。最近までは個人情報漏れるのではないかと不安だったのが、家族に単なる保健証でなく、高額医療、医療記録、お薬手帳などの情報も一枚のカードで済むからと言われ、マイナ保険証を使用しているとのことでした。周囲で話を聞いていた方も興味津々で利便性について語っていらっしゃいました。マイナンバーカードに対する個人情報に関する不安もまだまだ払拭されていない方もいらっしゃるようです。医療機関において従来の保健証とマイナ保健証を併用しているところもあるようです。国民健康保険の加入者において町が発行する資格確認書は従来の保健証と同様な使用ができるとのことと答弁でありました。町としては、マイナ保険証に移行していただきたいところであると思いますが、もろもろの理由がありますので、町民に分かりやすい広報を行っていただきたいと思います。担当課では、時間外においてもマイナーカードの取得に限定して業務を延長したりしているところではありますが、カード取得に合わせて、マイナ保険者との連携の推奨をお願いするところでもあります。

そこで町として、従来の広報に付しての対応や広報の計画があればお尋ねいたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 渡辺悦郎議員の再質問のうち1問目についてお答えさせていただきます。

フィリピン共和国のコルドバ町と国際友好交流都市協定を結んでいるところではありますが、教育分野に力を入れるほかに、文化、貿易、観光、環境などの分野においても関係を築いていきた

いとしているところであります。このたびの協定で結びました目的の中にも具体的に掲げておりまして、一つ目は、お互いに友情、理解、評価を育むこと、二つ目に、互いの文化に対する認識と尊重を高めること、その他、掲げてございます。今後、ALTの派遣をもとに小山町国際友好協会とともに、人との交流や文化の交流などを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 渡辺議員のマイナンバーカードについての再質問についてお答えさせていただきます。

広報活動につきましては、先ほどの答弁で申し上げた、広報誌等での周知に加え、今月1日からは小山共聴テレビでもマイナ保険証の利用やマイナンバーカードに関する窓口延長などについて放送でお知らせしております。マイナンバーカードについては、来年3月末からの運転免許証との一体化など、今後も医療関係の業務のみならず、利活用される場面が増えていくと考えますので、引き続き利用について周知を図ってまいります。あわせて、マイナンバーカードを受け取りに来られた方には、受取りの際に保険証の利用登録を案内し、その場で登録の支援を行うことで、多くの方が登録をされていかれると聞いておりますので、登録の支援にも努めてまいります。

なお、マイナンバーカードそのものにはプライバシー性の高い個人情報や医療情報などが記録されないほか、仮にカードを落としても、利用には暗証番号などによる本人確認が必須であり、カードだけでは何もできませんので、現行の保険証のように安心して携帯していただければと思います。

以上であります。

○10番（渡辺悦郎君） 当初に申しましたが、人口を保つためには教育というのは重要な課題であります。グローバル化する社会において語学はとても大事なものであり、町が力を入れていくことで、全ての子どもたちが平等に語学教育を受けることができるよう継続し、小山町国際友好協会などと連携して、国際友好都市への交流を進めていただきたいと思います。マイナ保険証につきましては、昨今、テレビや新聞等で連日大きく取り上げているところであります。町も積極的に取り組んではいますが、小さい町だからこそできる親身な対応をお願い、質問を終わります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、12番 岩田治和君。

○12番（岩田治和君） 通告に基づきまして、町職員数の適正化について質問いたします。

国、地方を通じた厳しい財政状況の中、ますます増大する自治体に対する行政需要や住民サービスを的確に対応するためには、行財政能力の向上、効率的な行政体制の整備確立が重要な課題であります。さらに、景気低迷による長期的な税収不足から多くの自治体が財政的に余裕が持たず、これまで築いてきた基金等も取崩しを行わざるを得ず、仕方なく公債発行を実施するのが現状であり、大きな改革が必要な時期と考えられます。

本町における行財政改革としては、令和2年度から令和6年までの5年計画として、第10次小山町行政改革大綱が制定されています。この中では、組織の改革と人材育成として、定員の適正化計画を着実に実施し、定員管理の適正化を図ると宣言しています。しかし、本町の職員数を見ますと、令和5年度の県統計資料では、人口1,000人当たりの比較では、近隣の市町は5から6人程度であるのに対し、本町は12人と倍以上もの職員数であるのが現状であり、さらに、県内35市町の平均8.7人を大幅に上回る状況であります。

このようなことから、第10次行政改革大綱に係る取組として、組織の見直し、適正、人件費等についての検証を行っていますが、その評価としては、いずれも実施または一部実施の評価結果として、職員数の数は、近隣市町や県平均を大幅に上回り、悪い点については、判然してない傾向にあります。また、男女共同参画、指定管理者制度の活用、広域行政の推進等は積極的な検討を進めてない状況と考えます。

このようなことから、町長に次の点について答弁を求めます。

1、本町の職員数は適正と考えているのか。また、今後の行財政改革の方向性をどのように考えているのか、所見をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 岩田議員にお答えします。

初めに、本町の職員数は適正と考えているのかについてであります。

令和3年3月に策定した令和3年度から令和7年度を計画期間とする第7次小山町定員適正化計画において、最終年次となる令和7年4月1日の適正人数を243人としております。令和6年4月1日現在の職員数は、適正数より15人少ない228人、うち保育教諭につきましては、適正数より7人少ない51人となっております。したがって、職員不足である状況と考えております。差分の要因といたしましては、退職者に対して採用者数が確保できないこと、特に保育教諭につきましては、確保難が続いていることがその要因となっております。定員規模の適正数につきましては、一般行政職は、年齢構成の平準化や普通退職及び育児休業等の職員に対する補充を考慮して、定期採用を継続的に行うこととし、保育教諭は早期の欠員補充を行うこととしております。本計画における職員数につきましては、類似団体と比較いたしましても、おおむね適正であると考えております。本町の類似団体と部門別に比較した特徴は、総務部門、土木部門、保育所・幼稚園・教育一般部門において職員数が多くなっております。その理由といたしましては、人口減少対策として、定住移住促進と未来拠点事業を推進していること、人口規模に対し町域が広く、管理する町道、河川、森林が多いこと、平成22年の豪雨災害以降、治山治水事業を重点化していること、子ども子育て環境の充実を図り、保育・教育の質の均一化を図るため、町営こども園を配置していることなどがあります。来年度第8次定員適正化計画を策定することとしており、社会情勢の変化、特に職員の定年延長及び年齢構成の変化、少子化への対応を踏まえた策定となりますので、慎重に検討を進めてまいります。

次に、行財政改革の方向性をどのように考えているのかについてであります。

現在、令和7年度から令和11年度を計画期間とする第11次行政改革大綱の策定を進めており、第10次行政改革大綱の取組を評価、検証し、審議会において新たな基本目標や方策などについて検討・協議を進めていただいております。第10次行政改革大綱においても進めておりました、特に、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの取組などをさらに進め、事務事業の見直し、業務改革に取り組み、引き続き行政運営の効率化を推進してまいります。また、その内容を踏まえ、令和7年度策定予定の総合計画後期基本計画を策定することとしており、行財政改革に取り組んでまいります。

説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（岩田治和君） 再質問いたします。

今の答弁の中でちょっと私が理解できない点がありますので、その点について質問いたします。

まず、令和7年4月1日の適正人数を243人としているということで、その中で、本計画における職員数については、類似団体と比較いたしましておおむね適正ということなんですが、この類似団体というのが私はちょっとよく理解できません。私のほうの調べた内容によりますと、やはり市町職員数というのは、最新の情報で県から統計資料として出されているものとして扱うべきじゃないかと思います。これによりますと、例えば、近隣の町の方では清水町が6.1人、長泉町が5.3人、函南町で6.5人、市の方で比べてみますと、御殿場市が7.2人、裾野市が6.4人、また沼津市ですと5.7人、三島市ですと5.9人です。そこで小山町は12人です。どう比較しても小山町の数が多いのではないかと、そういうようなことに私は判断したわけなんですけど、この類似団体というのがちょっと私はどのように考えていいのかよく理解できませんので、その点について再度お答えいただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 岩田治和議員の再質問にお答えさせていただきます。

類似団体の比較ということでございますけれども、こちらにつきまして、財政規模ですとか、職員の構成等を含めた中で、類似団体というのは全国の中での比較をそれぞれされております。ちょっとすいません、手元にその類似団体の市町の名前をちょっと控えてないものですからお伝えできないところ、誠に恐縮なんですけれども、全国におきましても、県内というよりも全国レベルで今言いましたとおり、同じような財政規模であったり、人口規模であったりとか、そういったところでの比較ということで類似団体を定めてございます。その中では、先ほど、最初の答弁をさせてもらったとおりでございますけれども、特徴としては、確かに多いところも御説明させてもらったとおりでありまして、部門ごとにおきましては、類似団体と比較して多いところを先ほど御説明させていただいたとおりであります。岩田治和議員のおっしゃっている比較、人数につきまして私も承知しております。そちらの数値につきまして、県の統計調査からということ

で、こちらにつきましては、分母を住民基本台帳人口、分子につきましては、普通会計の職員数を割っておりまして、それで人口規模に対しての人数ということで県下の、先ほど申し上げた順位が出ているということは承知しております。こちらにつきましては、やはりこれも統計でございますので、れっきとした数値ではございますけれども、これですと、やはり人口が少ないところについては、かなりこれが人口当たり1,000人当たりの職員数ということでの数値になりますと、やはり高い数値が出てきてしまう傾向なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○12番（岩田治和君） 再々質問をいたします。

どうも私の考えている内容と見解がちょっと違っているようなところもあるんですけど、ちょっとこの点、私はやはり職員数の数というのは適正というのはもう少し深く考えるべきではないかと思うんですけど、例えば、この答弁の中で、第10次行政改革大綱の取組を評価、検証し、審議会において新たな基本目標や方策などについて検討・協議を進めていただいておりますという答弁があったんですけど、小山町も年々分母となります人口が減っております、今はもう1万7,000人を割るような状況になっています。実際のところこの中で、やはり人口も減っているんだから当然職員の数も減らしていくというのが私の考えだと思います。同様に、平成27年度の同じように県の統計資料から導き出した数値ですけど、平成27年度小山町は11.0で、逆に平成5年度のほうは12.0で逆に増えているわけなんです。人口が減っているんだから逆に職員の数も減らせるのが本来じゃないかなというふうに思っているんですけど、ただ、今までも行政改革の一環だと思いますけど、例えば、道の駅だとか温泉施設、あと文化会館、体育館、図書館、健康福祉会館、あと町営住宅、この点についても、維持管理を外部委託、いわゆる指定管理者制度を利用してやっていますから、本来直営で今までやっていたものが、外部委託されることで大分職員の数も減らせて当然じゃないかというふうに私は思います。どうもこの辺が、指定管理者に対しても、職員数の削減にはつながらないということがありますので、この点について、答弁を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 岩田治和議員の再質問にお答えさせていただきます。

治和議員が冒頭から申し上げますとおり、人口が少なくなった分職員の数が減るのは当然ではないかというお考えですけども、そちらも当然一理あると考えてございます。そういうことも含めまして、人口規模に対して職員の適正数というのは、先ほど答弁させてもらったとおり、次の第8次定員適正化計画の中でも、当然人口規模に対する定員数というのも検討してまいります。ただ、岩田治和議員が冒頭言っていたように、各自治体におきましても、行政需要や住民サービスがすごく増大しております。また、複雑化、多様化しております、その辺につきましまして、先ほど岩田治和議員がおっしゃったように、外部委託ですとか、そういったアウトソーシングということで、やはりスマート化ということで、できるだけ行政のスマート化を進めてい

くこともやはり職員の定数の減少にもつながると思います。また、行政経営の効率化ということで、DXを進めたり、そういったデジタル化を進めることによって、職員の減少等にもつながっていくのではないかと考えております。

したがいまして、今後、第8次の、先ほど言いましたとおり、定員適正化計画の中で、具体的に慎重に検討していかせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○12番（岩田治和君） 今お話しいただいた住民サービスが増加しているという、それもある程度は承知しますが、ほかの近隣自治体も同じような状況なんですよ、小山町だけじゃないんですよ。ですから、何でも小山町だけがそういうような住民サービスが増えているんだということじゃなくて、近隣自治体も同じように住民サービスを基本にしながらやっているということは同様なことですから、特別に小山町だけじゃないということを十分意識していただきたいと思います。

それともう一つ、やはりこれから行財政改革というのは大事なことでありますので、今後とも、もう少し熱心に進めていただければと思いますので。

以上、私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月4日水曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時52分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 藺 田 豊 造

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

令和6年第6回小山町議会12月定例会会議録

令和6年12月4日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君  
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君  
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君  
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君  
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君  
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君  
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	山本 智春君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	おやまで暮らしそう課長	岩田 幸生君
企画政策課長	勝又 徳之君	総務課長	渡邊 徹君
長寿介護課長	杉山 則行君	住民課長	野木 雅代君
こども未来課長	坂本 竹人君	学校教育課長	勝俣 暢哉君
総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	9番 藺田 豊造君	10番 渡辺 悦郎君	

散 会 午後2時02分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

3番 平野正紀君

1. こども家庭センター設置による子育て支援体制の充実を
2. 町民意識調査から見える町の施策の満足度は

5番 臼井光昭君

1. 人口減少と少子高齢化社会における歳出増加について

6番 小林千江子君

1. 部活の地域移行に関して

4番 牧野恵一君

1. 温水プール計画の問題点（教育現場、町民意志の反映、基本計画の熟度）を質す

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うことといたします。再質問については、全て自席で答弁を行うことといたしますので、御協力をお願いします。

---

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。

通告順により順次発言を許します。

最初に、3番 平野正紀君。

○3番（平野正紀君） おはようございます。私は通告に従い2件の問題について一問一答方式で質問させていただきます。

初めに、こども家庭センター設置による子育て支援体制の充実をの質問です。

令和6年4月に一部改正、施行された児童福祉法では、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子育て世代に対する包括的な支援のための体制強化等を行うこととしています。

町では、主に妊産婦及び乳幼児を対象に、実情の把握や妊娠・出産・子育てに関する各種の相談、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行う分離型の子育て世代包括支援センターを平成30年度に設置し、また、子どもと子育て家庭及び妊産婦等を対象に、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、子どもなどに関する相談全般、通所・在宅支援を中心とした相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う子ども家庭総合支援拠点を、こども未来課、健康増進課、教育委員会の連携により実施しています。

しかしながら、乳幼児の子育てに困難を抱える家庭に対する相談支援など、児童福祉法と母子保健法それぞれの根拠規定に基づく異なる組織での対応であるため、連携・協働を行う職員に負担があったり、情報共有等が円滑になされにくいなどの課題が生じています。

このため、町では、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターを令和7年度から設置すると聞いています。

このこども家庭センター設置についての町の考え方、どのように町民サービスが向上するのかなど、具体的に伺います。

初めに、町長にお聞きします。

こども家庭センター設置の狙いと町においてのメリットはどのようなものか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） おはようございます。平野議員の質問にお答えをいたします。

私のマニフェストの一丁目一番地に「子育て教育100年の計への挑戦」を掲げており、こども家庭センターについては、子育て支援の充実を図るため、令和7年4月の設置に向けて進めております。

こども家庭センターでは、全ての妊産婦や子どもとその家庭が安心して生活を継続できるように、児童福祉と母子保健が連携・協議を深め、一体的に相談支援を行います。これにより健康の保持や虐待の予防など、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく対応するなど、町としての相談支援体制の強化を図ることができると考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（平野正紀君） ありません。それでは、具体的な質問をさせていただきます。

町の子育て支援施策の全般的な取組において、町民から寄せられる意見、問題点や改善点等についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） こども家庭センターを設置することにより、これまでの子育て家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターによる連携から一步前へ進み、児童福祉と母子保健が一体的な相談・支援体制になることから、子育て家庭に対して手厚い支援ができるようになると思います。町民から寄せられる意見等については十分に検討して取り入れるなど、子育て支援施策に反映させることも考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（平野正紀君） 改めてお伺いいたしますが、普段の業務において、町民の意見、問題点や改善点等はどのようなものがあるのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 現在のところ、町民からの意見や業務上の問題点、改善点などは特にありません。今後、町民から寄せられる意見や改善点などがありましたら十分に検討し、子育て支援策に反映させていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

現状の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点はどのように変わるのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） それぞれの基本的な業務について大きな変更はありませんが、切れ目のない支援ができるようになることや、こども家庭センターの設置基準を満たす職員の配置により、手厚い相談支援ができるようになると思います。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁についてお伺いいたします。

こども家庭センターの設置方法として、一体型と分離型の二つがあり、町では分離型での設置を考えているようですが、その理由と、一体型での運営は考えにないのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 現在も、こども未来課と健康増進課で連携して、子育て世帯等の相談支援に取り組んでおり、業務もスムーズにしていることから、まずは2課で構成するこども家庭センターの設置を考えております。

センターの設置後に、この体制による運営上に問題などあれば、一体的についても検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 再々質問です。

2課で構成する、いわゆる分離型でのスタートということですが、センター設置におけるハード面、施設や整備などのクリアしなければいけない基準などはあるのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 各種相談や実態把握などに対応するための相談室や、親子の交流スペースを設けることとされております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 続けてください。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

役場の組織機構における位置づけと、どのようなスタッフを配置の予定か伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） こども家庭センターには、組織全体の責任者としてのセンター長と母子保健・児童福祉双方に十分な知識と的確な判断ができる統括支援員を配置して、児童福祉部門のこども未来課と母子保健部門の健康増進課の2課を連携させてセンター機能を果たす予定であります。また、困難事例を担当する社会福祉士や母子保健を担当する保健師を配置するほか、こども家庭支援員の増員を行う予定です。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（平野正紀君） 再質問いたします。

社会福祉士、こども家庭支援員の専門職を置くとのことですが、なかなか聞き慣れず、それぞれの専門業務の内容など、町民の方に分かりやすい説明をお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 社会福祉士は、日常生活に困難を抱えている相談者の悩みなどの解消に向けた調整や支援などを行う国家資格の専門職であり、こども家庭支援員は、子育てに関する悩みや生活困窮、虐待、不登校、非行などの幅広い相談を受け、問題解決に向けた適切な助言や指導を行う役割を担います。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありますか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁について伺います。

あくまでもイメージとしてですが、児童福祉部門のこども未来課内にこども家庭センターが置かれ、住民福祉部長またはこども未来課長がこども家庭センターのセンター長を兼ねて、母子保健部門の健康増進課との連携・協議を深め、一体的に相談支援を行う体制を整えるという解釈でよろしいのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 現段階では、議員の解釈どおりの体制を考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

こども家庭庁の新たな方針に、令和7年度には妊婦等包括相談支援事業として、妊婦やその配偶者への面談等により、情報提供や相談支援を行うとの内容が盛り込まれています。

町では、妊産婦支援に力を入れるために、専門職の確保についてどのように考えているのか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） こども家庭センターにおける母子保健機能を担う母子保健担当職員の資格については、保健師、助産師、看護師、あるいはソーシャルワーカーとされており。現在、町では、保健師の配置を予定しており、各種支援をしております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお伺いします。

妊産婦支援については、9月議会決算質疑でも触れましたが、助産師の登用が大変有用であると考えます。保健師の配置を予定しているとのことですが、こども家庭センターだけでなく健康増進課で行う母子保健業務全般において、ぜひとも確保していただきたい専門職と考えます。助産師任用について前向きに検討していただきたいですが、見解を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 妊娠から出産などに専門的にかかわれる助産師の雇用は、母子保健業務の充実を図る観点からは有効だと考えられるため、検討しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 最後の質問です。

こども家庭センター設置により、町民の各種の申請や手続、日頃の保健福祉業務に関して、どのように住民サービス向上の効果が期待できるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） こども家庭センターでは、児童福祉機能と母子保健機能の両機能を組織として一体的に運営し、関係する専門職で各種課題に対応することから、妊産婦や子ども、保護者の個々の意見や希望を確認しくみ取りながら、関係機関とのコーディネートを行うことで、地域資源や必要なサービスに有意義につなぐ中心的な役割を担っていけるものと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁についてお伺いします。

住民サービス向上の具体的な例として、このような事務が簡素化されるとか、申請行為が以前より簡単になる、なくなるなど、町民の方が分かりやすい事例についてお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 例えば、母子保健業務として妊産婦の支援のために家庭訪問をした際に、育児不安や妊産婦自身の体調不良を把握した場合には、センター業務として相談に対応し、上の子をこども園に預けるなどの児童福祉業務と連携させて、妊産婦が児童福祉の窓口にわざわざ相談しなくてもワンストップでタイムリーに応じることができるなど、相談支援体制の強化が図れると想定しております。

以上であります。

○3番(平野正紀君) 質問ではございませんが、冒頭に町長がおっしゃられた「子育て教育100年の計への挑戦」を推進するに当たり、こども家庭センターの役割は大いに期待するものであります。

子どもを安心して生み育てることができる環境づくり、切れ目のない子育て支援充実の根幹をなす体制づくりを構築していただきたいと思います。

以上で、1件目の質問を終わります。

それでは、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、町民意識調査から見える町の施策の満足度という質問です。

町は、第5次小山町総合計画前期基本計画を推進するに当たり、現在の状況を確認し、町民の皆様の意向を町の施策に反映させるため、一般的に町民アンケートと呼ばれる町民意識調査を毎年実施し公表しています。本年度の調査は、10月号の広報おやまと町のホームページにおいて公表されました。

言うまでもなく、この調査結果は、まさに町民の町の各種施策に対する評価、満足度を表す指標であり、今後の各種の施策推進のための基礎資料として活用するものであります。

では、町はこの調査の分析結果をどのように施策に反映し検証しているのか、町が目指す町民満足度の度合いはどのくらいなのかなど、町民の皆様に分かりやすく理解していただけるよう、各種の質問をさせていただきます。

初めに、町民意識調査の回答者の性別、年代別、地区別は概略でどのようなものであるか。また、回収率についてどう捉えているか、お伺いいたします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○企画総務部長(長田忠典君) 今年度の町民意識調査は、20歳以上1,500人の方を無作為抽出し、回答をお願いし500件の回答をいただきました。

回答いただいた方の性別、年代別、地区別の概略についてであります。男女ほぼ均等で、年代別では、60代・70代が52%を占め、50代・40代が32%、30代・20代は16%となりました。

地区別では、おおむね地区別人口の割合で御回答をいただいております。

回収率につきましては、昨年度は38%に対して今年度は33%であります。アンケート調査において、一般的に400人以上の回答が必要とされており、統計的に必要な件数は確保できていると考えております。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) 再質問はありますか。

○3番(平野正紀君) ただいまの答弁に対してお伺いします。

年代別の回答率は、年代が若くなるほど低くなっています。紙ベースの回答方法に加えてSNSを活用した回答を加えることができれば、若年層の回答もアップすると思いますが、どのよう

な考えか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 数年前からアンケートの回答方法を便利にするためにスマートフォンで回答できる試みによりまして、若年層を含んだ回収率のアップに取り組んでおります。

さらに、全体的な回答率アップを図るために、回答者に対し、現在準備をしている小山町デジタル地域ポイントを活用すること、また、現在20歳以上の対象者の年齢を引き下げるなどの取組も検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

調査の分析結果を施策や予算にどう反映しているのか。また、反映させた施策の効果・検証をどのように行っているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 町民意識調査は、総合計画基本計画の目標、指標に基づいたものであり、令和2年度までの調査を分析し、第5次総合計画前期基本計画に反映させております。

今後策定を進める後期基本計画においては、これまでの調査結果を分析し反映させることとしており、施策推進や予算編成に当たり、重要な指標となっております。

また、アンケート結果のパーセントが町民の満足度であると認識しております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（平野正紀君） 再質問です。

具体的に、満足度が上昇または下降した個々の施策の検証はどのように行っているのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 後期基本計画の策定に向け、単年度の上昇・下降ではなく、経年での動きや地域別で分析をし、その要因を把握した上で後期基本計画の施策に反映していきたいと考えております。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

調査結果のお知らせにある満足度ワースト3の施策、「賑わいのある商業地づくりを行っている」、「町内でユニバーサルデザインの取組が推進されている」、「小山町は地球温暖化対策が進んでいる」の各項目については、ここ5年間程度の動向で比較しますと、ほぼ変わりがなく満足度は上がっていません。それぞれの施策について、調査結果をどう捉え、改善していく見込みなのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 「賑わいのある商業地づくりを行っている」、「ユニバーサルデザインの取組が推進されている」、「地球温暖化対策が進んでいる」、この三つの項目につきましては、ほかの項目と比べても低く、過去5年間10から20%台となっております。

いずれの項目につきましても、スーパーの誘致、公共施設改修、補助金見直しなどの取組を推進しておりますが、全町の満足度は大きく上昇しておりません。

商業地づくりについては、北郷地区において「そう思わない」と回答する方が増えており、今後施策を重点的に推進する必要があると分析しております。

ユニバーサルデザインの取組については、足柄地区において満足度が上昇していることから、足柄駅周辺の整備、また足柄地区コミュニティセンターの改修などにより、身近な公共施設のバリアフリー化が進んだことが評価されたものと推測しております。ほかの地区においても引き続き取組を推進してまいります。

地球温暖化対策につきましては、ゼロカーボンシティ宣言により脱炭素社会に向けた取組を推進するなど、環境基本計画に基づき施策を推進しておりますが、満足度が上昇しないことから、今年度から補助金を拡充し、クリーンエネルギー自動車の購入を対象にするなどしており、今後さらに施策を拡充するなど、地球温暖化対策を強化する必要があると分析しております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁について御質問します。

ユニバーサルデザインの取組について、足柄地区の事例は、施設の整備改修により満足度が上昇したことは、大変評価できるものであります。ほかの4地区におけるユニバーサルデザインを意識した公共施設の整備改修については、どのような予定であるのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 現在、実施しております本庁舎1階の改修では、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた表示ですとか、案内を設置する予定であります。

また、総合文化会館と健康福祉会館では、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方の要望にお応えをして、雨天時でも施設が利用しやすくなるよう、玄関近くの駐車場に屋根の設置を進めております。

今後、すぐにユニバーサルデザインを意識した改修を予定している公共施設はありませんが、利用される方々の声にお応えできるよう、施設の改修や整備を行ってまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

町の施策全体についての満足度は55%で昨年比11ポイント増、今後も小山町に住み続けたいと

いう定住意向は82%で昨年比5ポイント増と、それぞれ上昇し評価すべきものでありますが、町が目指すこれらの満足度の数値目標について、現実的どの程度を目指すべきと考えているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 施策全体の満足度及び定住意向につきましては、意識の変化を把握する項目としており、総合計画における施策の指標としていないため、数値目標を設定しておりません。

施策全体の満足度につきましては、過去5年間で徐々に上昇しており、引き続き短期的・中期的に上昇傾向・上昇機運を維持することが重要ではないかと考えております。

定住意向につきましては、全体としては過去5年間で80%前後を維持し続けておりますが、全体の傾向では分からない部分もあり、特に定住促進については、人口減少社会において、今後も施策の重点分野となることから、地区別、年代別に着目しながら分析に活用したいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお伺いします。

今後も小山町に住み続けたいという定住意向は82%と非常に高いのにもかかわらず、人口の社会減、特に若年世代が町外に流出しています。このアンバランスな状況について、どのように考えているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 9月の静岡県のアナケートにおいても、高校や大学卒業後、町内または近隣の事業所に就職をし町内に居住している方は、定住意向が高くなっております。

本町は、都心にも近いので若年層が進学などのため転出しやすい環境でもあります。

一方で、UターンもしくはIターンによって町内や近隣の事業所に就職または起業し、町内に居住していただくことが定住につながり、持続可能なまちづくりにつながると考えております。今後も企業誘致、宅地の創出を重点的に推進していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁につきましてお伺いします。

ハード面での施策推進は理解するところですが、特に若年世代が町外に流出することを防ぐソフト面での施策推進については、各種のライフサポート事業や子育て支援事業を展開しているものの、定住につながっていない現状をどのように分析しているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 定住には、中長期的な生活の安定性、例えば雇用ですとか、イン

フラ整備、地域コミュニティの充実が不可欠であると考えております。子育て支援事業などに限らず、教育や医療、就労支援を含めた包括的な施策の検討やさらなる情報発信の強化をしていく必要があると考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 最後の質問です。

広報紙やホームページでは公表されない自由記載の項目について、どのような意見が多く寄せられたのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 大変多様な意見が寄せられており、全ての御意見について庁内において共有を図っております。特に改善を要する内容については、真摯に受け止め、改善を図るよう努めております。

また、年代別に意見の傾向が異なるため、年代別に見ますと、20代・30代では、スーパーやドラッグストアなど買物について、公園や子育て環境についてが多く寄せられております。

40代・50代では、町政全般にわたる多様な意見や提案が寄せられております。

60代以降では、公共交通、医療機関、公共施設や道路に関する事、高齢者施策などに関する事などが多く寄せられております。

これら貴重な御意見を参考に、町政を推進してまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁について伺います。

具体的な意見として、町民温水プール建設についての町民の関心が非常に高いと推測しますが、この件についての意見はどのようなものがあったのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 今回のアンケートでは、プールの件は十数件寄せられましたが、60歳を境に違う傾向が見られております。

60歳未満の方からは、設置を歓迎する意見と、否定的な意見がそれぞれ寄せられております。

一方、60歳以上、特に70歳以上の方々は否定的な意見でありました。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありますか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁についてお聞きします。

町民温水プール建設についての意見は、町民アンケートにおいても多く寄せられ、今月19日には町民を対象とした説明会が開催され、その内容が注目される所です。

さて、この町民アンケートの結果を踏まえ、さらに一般の町民の皆様の声、意見を幅広く聴取、

意見交換し、アンケート結果を町民の皆様とともに検証して、その成果を行政運営に活かしていく必要があると感じます。

そこで、行政と町民との意見交換会を、各区長や各種団体の代表者など特定された方を対象にするのではなく、定期的に、また各地区において開催することが望ましいと考えますが、どのような見解か伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 町の事業を進めるときは、地区での事業説明などを行っております。

また、町民との対話につきましては、出前講座、いわゆる町民井戸端会議というのを行いまして、町長や町職員が説明するなどして町政に関する理解と意識啓発を図っております。

出前講座は、申込みがある都度開いておりますが、原則、町内に在住・在勤または在学するおむね5人以上の者で構成する団体であれば開催をすることができますので、広報紙などにより町民の方々へ周知してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 質問ではございませんが、答弁の中に、アンケート結果のパーセントが町民の満足度であると認識している。施策全体の満足度は過去5年間で徐々に上昇しており、引き続き短期的・中期的に上昇傾向・上昇機運を維持することが重要ではないかとの見解がありました。

簡単に、町民満足度は何%以上と言えるものではありませんが、回答率をさらに上昇させて、調査の精度を上げてほしいと思います。

その中で、大型プロジェクトや町民に関心のある事業などは、もっともっとみんなの意見を幅広く聞いて、話し合っ、急がず慎重に進めていくべきものであると強く訴えまして、私の一般質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、5番 白井光昭君。

○5番（白井光昭君） 人口減少と少子高齢化社会における歳出増加について、一括質問一括答弁方式で行いますので、よろしく申し上げます。

我が国は人口減少と少子高齢化が急速に進展しており、2040年頃には65歳以上の高齢者が全人口の3割を超えることが見込まれています。小山町の人口は、令和6年10月に1万6,990人となり、第5次総合計画で目標としていた1万7,600人を大幅に下回りました。2035年には人口が1万4,000人を下回り、勤労世代が7,800人程度、0から14歳が1,100人程度になると推計されています。この人口構造の変化は、地方自治体の財政に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

特に、以下の分野での歳出増加が懸念されています。

一つ目は、社会保障費の増加です。

高齢化がピークを迎えると、地方自治体における社会保障費の負担が大幅に増加します。特に介護サービスや医療費の増大が著しく、介護施設や在宅サービスの運営、医療機関の支援などに多くの資源が必要です。このため、高齢者向け福祉サービスを充実させるために必要な費用は増加し、町の財政に大きな負担となります。

二つ目は、インフラ維持費用の増加です。

人口減少が進む一方で、既存の道路、水道、公共施設などインフラの維持管理には依然として多額の費用が必要です。利用者の減少により、1人当たりの維持コストは増加の一途をたどります。

三つ目は、公共交通の運営コスト増大です。

高齢化と人口減少により、公共交通の利用者が減少する一方で、高齢者や移動が困難な人々の移動手段の確保は重大な課題として残ります。利用者数が少なくなっても運行を続ける必要があるため、公共交通の維持には補助金や運営費が増加し、町の負担が大きくなります。

四つ目は、子育て支援事業です。

少子化が進む一方で、子育て支援の重要性も増しています。保育園や認定こども園の整備、待機児童対策、産休・育休後の復職支援など多岐にわたり、これらの取組にかかる歳出も増加します。また、経済的な支援として、さらなる児童手当の充実や教育費の無料化が求められます。

これらの課題を踏まえ、以下の4点について質問いたします。

一つ目は、社会保障費の増加への対応についてです。

高齢化のピークは2040年と予測され、それに伴う本町の民生費や介護保険、国民健康保険での社会保障費の増加が避けられない状況です。特に介護サービスや医療費の増加により、在宅介護支援やデイケア施設、特別養護老人ホームへの給付額が大幅に増加すると見込まれます。また、認知症患者数の増加に対応するための見守りネットワークの強化やGPSを活用した見守りシステムの導入、さらには認知症予防に向けた地域交流や脳トレーニングの促進策も求められています。これらの町の財政負担増に対し、どのような対策を講じるおつもりでしょうか。

人口減や勤労者減、職場環境の低賃金といった要因により、介護や医療領域の担い手が不足しています。担い手不足を補うためのICTやロボット技術の利活用が求められますが、それには多額の投資が必要であり、介護施設や診療所の廃業リスクが高まっていると思われます。このリスクに対してどのような対策を講じる予定でしょうか。

また、担い手不足を補う外国人労働者の確保が求められています。国際競争の中で必要な人材を確保することが困難であると考えます。既に一部の自治体では、独自に外国人労働者の確保のための施策を実施しており、この点についてどのような対応を講じる予定でしょうか。

二つ目は、公共交通の運営コスト増大への対応についてです。

高齢化と人口減少により、公共交通の維持が困難になる地域が増えています。交通弱者と呼ばれる移動手段を持たない高齢者や障がい者に対する移動支援を強化する必要がある一方で、利用

者の減少により運営コストは増加の一途をたどっています。

本町における公共交通の維持・改善・強化について、デマンド交通やコミュニティバスの運行、町民の相互支援など、具体的な施策とその財源確保についてお伺いします。

三つ目は、医療・保健事業の充実についてです。

高齢者の増加に伴い、医療費や保健サービスの歳出も増加しています。国民健康保険の運営においては、高齢者層の増加により保険給付費が増大し、町の財政負担の増加が懸念されます。

国保事業における財政負担を軽減するための施策として、予防医療の推進や保健サービスの拡充が急務ですが、婦人会やシニアクラブなどの組織衰退により、予防施策の町民への啓蒙・周知徹底が低下している現状に対し、今後どのように進めていくお考えでしょうか。

最後に、子育て支援と歳出増の懸念についてです。

少子化が進む一方で、子育て支援の重要性は増えています。保育園や認定こども園の整備、待機児童対策、産休・育休後の復職支援など、様々な取組が必要とされています。

本町における子育て支援策の充実と、それに伴う歳出増加への対応について、具体的な計画をお示してください。特に、児童手当の充実や大学奨学金給付を含めた教育費の無償化など、今後の経済的支援の見通しについてお聞かせください。

少子化の主たる原因として、50歳時点で一度も結婚していない人の割合である生涯未婚率は急速に上昇していて、2020年時点で、男性の生涯未婚率は25.7%、女性は16.4%となっており、4人に1人の男性、6人に1人の女性が生涯未婚となっています。結婚できない主な理由として、適当な相手に巡り会えない、結婚資金が足りない、収入が少ないが挙げられています。少子化の主たる要因である未婚割合の上昇を抑制する施策をどうするのか、過去の実施成果を含めお伺いします。

以上の質問に対し、本町の将来を見据えた具体的な対応策と財源確保の方針についてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 白井議員にお答えいたします。

初めに、介護サービスの町の財政負担増に対する対策についてであります。

介護保険制度では、介護サービス費の12.5%を介護保険者である市町村が負担することとなっております。本町において一般会計から介護保険特別会計へ繰り入れた町の負担額は、制度が創設された平成12年度と令和5年度を比較すると、1億1,800万円から2億6,600万円、金額で1億4,800万円、率にして2.3倍に増加しています。

これまでの介護保険制度の主な改正では、介護予防の重視や認知症施策の推進などの重度化防止策や所得の高い方の利用者負担割合の見直しなどが行われてきました。

今後の取組では、令和5年12月22日に閣議決定された全世代型社会保障費構築を目指す改革の道筋により、ICT・ロボット技術の活用や経営の協働化・大規模化などによって、介護事業者

の安定性、持続可能性を確保するための制度改正が進められています。

町の取組としては、高齢者が要介護状態になることをできる限り遅らせることや、要介護状態になっても悪化を防止できるよう、運動と栄養、社会参加による介護予防事業を進めることで、介護サービス費を抑え、町の財政負担の軽減を図ってまいります。

次に、ICTやロボット技術の利活用に伴う事業者の多額投資に対する対策についてです。

介護事業者が業務の効率化、職員の身体的・精神的負担の軽減を図るために導入する介護ロボットやICTに対して、静岡県では介護分野ICT化等事業費補助金交付要綱により補助金を交付して支援をしています。

この補助金は、介護事業所の利用定員や職員数による上限もありますが、補助率は4分の3で、導入に付随する通信環境機器の費用や職員のスキルアップ研修なども補助対象になっておりますので、活用することにより対応できるものと考えます。

次に、外国人介護人材の確保に向けた対策についてです。

静岡県の令和5年度外国人介護職員就業状況調査によると、令和5年10月1日現在、県内の介護事業所で働く外国人介護職員数は1,066人で、4年前に比べると672人、1.6倍に増加しています。

静岡県社会福祉協議会では、静岡県から委託された静岡県国際介護人材サポートセンターを開設し、外国人介護人材の確保に対する支援強化と、介護事業所や外国人介護職員等の雇用や生活などの相談にワンストップで対応しており、外国人介護人材の受入れや定着に取り組む介護事業所を支援しております。

次に、医療・保健事業の充実についてです。

議員御指摘のとおり、小山町国民健康保険の加入者数は、10月末時点で2,048世帯、2,993人と町民全体の約17.6%で、前年同月比で5.8%の減少ではありますが、令和6年度の1人当たりの保険給付費は、令和4年度に比べ12.9%の増となっております。

国民健康保険事業に対する町の財政負担の軽減も大事な課題ではありますが、国民健康保険に加入されている方が健康に暮らしていただくことがより重要と考えておりますので、引き続き、特定健診等各種保健事業について、効果的な受診勧奨を行い、加入者の健康増進や医療費の抑制を図ってまいります。

次に、子育て支援と歳出増の懸念についてであります。

町では、こども医療費について、未就学児から高校3年生相当までの保険診療にかかる自己負担額の助成をするなど、各種子育ての支援策に取り組んでおります。

また、今年度からは、こども園において第2子の保険料の無償化や給食の主食の提供を無償で行うなど、子育て支援の充実を図っております。

児童手当につきましては、この10月から支給対象者が高校生まで拡大されたことや、3人以上いる方の支給額の増加が国において行われたところであります。

小中学校においては、平成31年4月から給食費の無償化を実施しています。

また、遠距離通学費補助金として、1か月に12日以上登校した遠距離通学児童・生徒へ、月額2,000円の補助を行い保護者への経済的支援をしています。

次に、大学奨学金を含めた教育費の無償化など、今後の経済的支援の見通しについてであります。

現在、町では、独自の施策として小山町育英奨学資金の貸付けを行っており、その貸与額は、大学生3万円以内で、無利子で貸付けを行っております。奨学金の返還は、卒業した1年後から5年間以内に返還することとなっております。

今のところ、大学生などへの返還を必要としない奨学金の制度化等、無償化の検討はしておりません。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁漏れはありますか。

○住民福祉部長（山本智春君） 先ほど、医療・保健事業の充実にというところの回答の中で、給付費の説明をしたんですけれども、そのときに令和5年度の1人当たりの給付費と言うところを「令和6年度」と言い間違えてしまいましたので、「令和5年度の1人当たりの保険給付費」と訂正をさせていただきます。

すみません、それからもう1点です。

最後の「今年度からは、こども園の第2子の保育料の無償化」と言うところを「保険料の無償化」ということで、「保育料の無償化」ということで訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 私からは、公共交通の運営コスト増大への対応について、具体的な施策とその財源確保の考えについてであります。

本町の公共交通は、令和2年度から、朝・夕の定時運行バスとデマンドバスの運行により運営してまいりました。デマンドバスは利用者数が年々増加傾向にあり、予約が取りづらい状況にあります。この解決策として、バスの増車が考えられるわけですが、交通事業者の運転手不足や莫大なコストが掛かり増車をすることは厳しいと考えております。

そこで、解決策として、デマンドバスに集中した需要を分散することを目的に、交通事業者に頼らない形で、今年の8月から11月までの4か月間、小学校区ごとに1周およそ45分程度で主要な施設を巡回する巡回バスの実証実験を実施いたしました。

また、新たなデマンドバスの課題解決策としては、自家用有償旅客運送の登録を検討しております。これは、交通事業者以外が有償で公共交通を担えることが最大の特徴で、町が運行主体となり、様々な運行方法が選択可能で、大幅なコスト削減も期待できるものであります。

自家用有償旅客運送の登録により、ほかの運行方法に比べて安価に運転手と車両を確保でき、公共ライドシェアの導入が可能となり、併せて検討をしております。

これら事業については、国や県の補助金をフルに活用し、また利便性を高めることで利用者の増加を図り、町の負担を最小限に抑えてまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 私からは、少子化の主たる原因である未婚割合の上昇を抑制する施策についてお答えをいたします。

本町では、平成21年度から、未婚化・晩婚化に対する取組といたしまして、おやまで出逢いたい、結婚したい、暮らしたいという気持ちを応援する事業として、「おやま出逢い大社」と名づけ、出逢いを求めている独身男女に様々な機会を提供してまいりました。

コロナ禍により事業を中止した時期もありましたが、昨年度から結婚機運醸成事業として、同様の事業を実施しております。

昨年度は、豊門会館と西洋館で2回開催し、男性16人、女性8人、計24人の参加をいただきました。

今年度も去る11月16日に、同じ会場でイベントを開催し、男性7人、女性6人、計13人の参加により、2組のカップルが誕生いたしました。

募集の際、多数の男性の参加希望があったため、次回開催を来年2月中旬に計画しております。

また、過去には、JR御殿場線を貸し切り、駿河小山駅から沼津駅を往復する「お見合い列車」等を実施し、成立したカップルはお互いの情報を交換しておりますが、個人情報もあり成婚まで至ったかどうか町では把握しておりません。

次に、財源の確保ですが、結婚機運醸成事業につきましては、静岡県ふじのくに新・少子化突破展開事業費補助金を活用しております。

さらに、令和4年度から県が主体となり、ふじのくに結婚応援協議会が設置され、本町も加入をしております。

本協議会の主な取組として、会員登録制のふじのくに出会いサポートセンターを設置し、結婚を希望し、自ら婚活をする意思のある20歳以上の男女を対象に、イベントや結婚相談等を実施しております。

本町でも、当該センターの会員登録者数の増加のため、広報おやまや町ホームページを活用し、登録者数の増加に努めております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○5番（白井光昭君） 回答ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

第5次総合計画は2021年から2030年の計画であり、来年度は後期計画の見直し時期です。しかし、今回の回答を受けて、2040年を見据えた長期的なビジョンが欠如しているのではないかと感

じられます。少子高齢化に伴い、社会保障費、公共交通、医療・保健事業、子育て支援の各分野で歳出の増加が予測されています。このままでは自治体財政が逼迫する可能性が高く、将来の財政負担をどうするか明確な方針が示されていないことに懸念があります。特に財政面での未来の見通しと、それを踏まえた持続可能な施策をどのように策定していくのかを早急にお示しいただきたいと思います。

最初に、社会保障費の増加への対応についてです。

少子化に伴い、介護人材の確保が重要な課題となっていますが、現状では外国人労働者に依存する施策が中心で、地域での人材育成が十分に行われているとは言えません。国際競争の中で、必要な人材を確保することはますます難しくなっています。町独自の介護人材育成プログラムや職員の待遇改善策を進め、持続可能な介護体制を確立することが急務と考えます。また、ICTやロボット技術を導入し効率化を図るという施策について、県の補助金が4分の3給付されることに依存するだけでは将来的なリスクがあります。補助金が継続しない場合でも対応可能な町独自の財源確保策や、持続可能な事業モデルをどう構築していくつもりなのか、具体的な計画をお示しく下さい。

また、介護予防事業の充実に関しても、地域住民が積極的に参加できる環境づくりが必要です。過去には、区組織や婦人会、シニアクラブといった地域の組織が介護予防・認知症予防の活動に大きな役割を果たしていました。しかし、現在ではこれらの組織が縮小し、地域コミュニティが希薄化しています。こうした状況で、どのようにして地域住民の協力を得て介護予防事業を充実させるのか、具体的な施策を伺いたいです。地域のつながりを再構築するための支援策も併せて必要ではないでしょうか。

次に、公共交通の運営コスト増大への対策についてです。

自家用有償旅客運送や公共ライドシェアの導入は、公共交通の維持費用を抑えるという観点では歓迎すべき方策ではありますが、現行システムを抜本的に変更することにはリスクが伴います。特に、高齢者や交通弱者が不便を感じないようにするためには、十分な配慮が必要です。デマンドバスの予約が取りづらく、巡回バスが便利だったという声も聞かれますが、そのサービスが終了した後、再び不便さを感じる住民が多くいます。こうした移行に伴う運行の途絶やサービスの質の低下をどのように防ぐつもりなのか、リスク管理の具体策をお聞かせください。

さらに、自家用有償旅客運送は、白ナンバー車両と普通免許を持つ運転手による輸送サービスです。しかし、地方都市では正規のタクシーやバスの運転手が不足しており、非正規の運転手を確保するのも容易ではありません。国土交通省の資料によれば、特に地方部で運転手不足が深刻な課題となっており、持続可能な交通手段を提供するには抜本的な対策が必要です。非正規の運転手に依存するだけでは安定的なサービス提供が難しいため、自治体主導の資格取得支援プログラムの導入や地域住民との協力による短時間シフトの活用など、具体的な運転手確保策を検討する必要があります。この点について、町としてどのような方針をお持ちか伺います。

次に、医療・保健事業の充実についてです。

小山町の国民健康保険の加入者数が減少する一方で、1人当たりの保険給付費は増加しており、健康維持が十分に進んでいないことが示唆されています。特定健診等の保健事業を通じた健康増進が推進されていますが、その実施率をさらに向上させ、町民の関心を高めるための施策が不可欠です。過去には、区組織や婦人会、シニアクラブなどの地域組織が予防活動に重要な役割を果たしていましたが、最近では組織の休止、弱体化により活動が難しくなっています。この現状を踏まえ、効果的な予防策を実現するためには、地域コミュニティの活性化が不可欠です。町として、地域住民の健康維持を促進するための新しい取組をどのように進めるつもりなのか、お聞かせください。また、遠隔医療などICTの活用を通じ医療の効率化と住民の健康増進を図ることも検討されるべきです。具体的な計画をお伺いします。

最後に、子育て支援と歳出増の懸念についてです。

少子化対策として結婚支援事業が行われていますが、その成果はまだ限定的です。規模や参加者数を考えると、少子化抑制の効果が大きいとは言い難い状況です。これまでの取組の成果を踏まえ、今後どのように少子化対策を強化していくのか、特に新たな施策について具体的に教えてください。また、現在、結婚支援策は県の補助金に依存していますが、将来的に補助金が続く保証はありません。補助金がなくても持続可能な形で、町独自の財源や民間企業との連携を活用した支援策をどのように構築するのか、その方針をお聞かせください。

また、子育て支援費用の増加についても、少子高齢化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、手厚い支援が求められているために歳出が増加している現状があります。高校生までの給食費や医療費、さらには奨学金まで無償化する動きが見られ、これにより自治体の財政負担が増大しています。この状況を踏まえ、将来的な財政負担をどう軽減していくのか、また、支援の持続可能性を確保するための対策をどのように進めていくのかについて、具体的な考えをお伺いします。

以上、将来の持続可能な社会の実現に向けて、各施策の具体的な取組を明示していただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 白井議員の再質問にお答えいたします。

初めに、介護職員の処遇改善や介護人材育成プログラムに関して、町独自に検討が行われているかについてであります。

本町では、御殿場市医師会や御殿場市と連携して、介護従事者向けの研修会や意見交換会を開催し、制度の周知や関係者間の情報共有を図るなど、介護職員のスキルアップにつなげています。

また、小山町介護職員初任者研修費補助金交付要綱により、資格取得に掛かった費用に補助金を交付して介護事業所に従事する介護職員の確保及び定着を図っています。

次に、介護分野のロボット技術やICT化に関して、町独自の財源確保や取組についてであり

ます。

先ほどの答弁のとおり、現時点では県の補助事業の活用により、ロボット技術やICT化を進めておりますので、県の補助事業が活用されるよう町からも事業所へ制度の周知を行うなど、導入に関する相談に応じており、町独自の財源確保は今のところ考えておりません。

次に、介護予防事業を推進するために地域住民の支え合いを維持・発展させる町の施策についてです。

本町では、認知症サポーターやはつらつ元気サポーター養成講座を開催し、地域で支え合う人材の育成に努めています。また、オレンジカフェや自主運営体操教室などの地域住民による通いの場に対して、補助金の交付や運営に関する相談に応じるなどの支援を行っています。

このほか、地域住民が自ら地域の困り事などを話し合う場を設置し、地域住民が主体となって課題の解決や地域づくりに参加していただくための体制を整備しています。

次に、保健事業の実施率の向上や町民の関心を高めるための追加施策について、どのように考えているかについてであります。

まず、町が現在実施している各種保健事業について、その受診の必要性や効果などについて、改めて町民の皆様へ啓発していきたいと考えております。

今さらではありますが、特定健診や各種がん検診を定期的に受けていただくことで、例え病気になったとしても、初期段階で発見することで完治する率は高くなり、重症化防止にもつながるなど、早期発見、早期治療の重要性などについて、広報等で周知してまいります。

併せて、運動習慣や減塩、禁煙などについても啓発をして、日常生活における町民の皆様の健康意識を高め、健康増進を図ることで、医療費に係る財政負担の軽減にもつなげてまいりたいと考えています。

次に、遠隔医療の導入や健康管理アプリの普及など、ICTを活用した町の健康管理促進についてどのように計画をしているかについてであります。

健康管理アプリについては、現在、町では国の補助金を活用して、おやま健康マイレージ事業をデジタル化した健康アプリとして、健康インセンティブ事業の導入を来年2月からの本格稼働に向けて業務を進めています。

この事業は、基本的にスマートフォンを持っている人であれば誰でも参加できる事業で、参加者の個々の健康データなどを記録・分析して、科学的根拠に基づいた健康活動の提案や、将来の疾病リスク予測を行うことで、生活習慣の改善や行動変容を促すものであります。

事業に参加することで日常的に健康を意識した生活が促されるようになるため、町民の健康の増進につながるものと考えます。

遠隔医療につきましては、現在、御殿場市医師会管内で三つの医療機関が対応しておりますが、引き続き医師会等と連携しながら普及などについて検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） ただいまいただきました再質問のうち、公共交通の運営コストの増大の対策の中で、現行システムの抜本的な変更リスクについてということでお答えをさせていただきます。

運行管理システムや事業者、車両の小型化など変更点がありますが、乗降場所や運賃、運行区域など基本的な仕様を変更するものではありません。

補正予算について議決をいただいた後、仕様に沿って適切な運行ができる運行受託事業者の選定を行い、デマンドバス導入時と同様に、試験運行やシステムのテストなど入念な準備をした上で移行する予定でございます。

それから、運転手不足と持続可能性の確保についてでございますが、公共交通は生活に直結する基盤であることから、本町においても公共交通会議を設置し、平成26年には地域公共交通計画を策定し、法制度や時代の変化に合わせてながら改訂を行い、デマンドバスを導入するなど計画的に取り組んでまいりました。

今回、国の自家用有償運送制度の見直しなどを受け、公共交通会議に諮りながら見直しを進めるもので、地域公共交通計画も併せて改訂し、限りある予算の範囲内で、小山町が主体となって地域の移動手段を支えることにより、安定した持続ある仕組みとなるよう地域公共交通を構築するものであります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 私からは、15年後の少子化対策として効果的な施策を検討する必要性、新たな取組や方針の策定についてお答えをいたします。

いわゆる2040年問題ですが、未婚化等が進むことにより人口の半分以上が独身者となるものがあります。

しかしながら、本年4月の人口政策会議の発表によりますと、本町は、三来拠点事業等の取組により消滅可能性自治体から脱却をし、その他自治体となりました。

本年11月1日付の本町の人口は、1万7,001人、このうち15年後の結婚適齢期に相当する世代である0歳から30歳代までの人口計は5,994人で、全体の約35%であります。

15年後の結婚適齢期の世代の皆様には、本町で働いて住み続けていただく。また、町外から本町に移住していただいて、併せて人口拡大を行うことが一番の結婚支援対策と考え、その推進に努めてまいります。

次に、経済的な不安の問題など、未婚率の上昇に影響を与える根本的な要因への対応策等についてであります。

本町では、経済的な不安の問題解消に向け、結婚新生活支援補助金事業を実施しております。

本制度は、1月1日から翌年3月31日の間に、新規に婚姻し、夫婦ともに婚姻日における年齢

が39歳以下かつ世帯の所得が500万円未満の世帯に対し、住宅の取得費や賃借費、引っ越し費用など最大で30万円、夫婦ともに29歳以下の方に対しては最大60万円を支給するものです。

未婚率の抑制には御本人が一步を踏み出す勇気も必要と考え、引き続き、本町でのイベント参加及び県の組織への会員登録の増加に向け、事業の推進に努めてまいります。

次に、15年後を見据えた場合、補助金に依存しない持続可能な支援策及び町独自の財源を活用した取組や民間企業との連携による新たな財源確保の検討等についてであります。

いずれにせよ大きな課題でございます人口拡大と結婚支援対策の推進に努め、今後の町の最上位計画であります総合計画等の中で検討を進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 5番。

○5番（白井光昭君） 再質問への回答ありがとうございました。

質問ではありませんけれども、最後に、2040年の高齢化に向けて、町の歳出増加は避けられないと思います。小山町長期行財政運営計画の54ページに、「人口減少による税収の減少や、物価上昇により収支ギャップは年々拡大傾向にあり、令和9年度には基金残高が0となる見込みです」と記されています。基金の枯渇は絶対に避けねばならないと思います。温水プールの水泳教室で泳いだ子ども達が成人し、プール建設費の借金と維持管理費に苦勞することのなきよう希望し、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時24分 休憩

---

午前11時34分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 通告に従い、部活の地域移行に関してを議題とし、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

部活動の地域移行とは、これまで学校が主体となっていた部活動を学校や地域の実態に応じてスポーツ団体、民間事業者、保護者の協力の下、地域が主体となって運営する活動に移行することです。

その背景には、児童生徒のニーズの多様化や生徒数減少による部活メニューの縮小化、教員の業務負担の改善などがあります。

国は、それらを踏まえ、2019年には部活動を地域単位の取組としていく方向性を示し、2023年度から2025年度までの3年間を改革推進期間として決めました。

小山町はといいますと、任意団体合同NPO法人おやまアレグを設置し移行を計画しております。また、中学3校の合同による部活動を実施するなどして地域移行を徐々に進めており、来年

からは学校での活動時間を4時半までと定め、それ以降は地域で活動できるよう変更していくようです。

地域移行は先生達の働き方や子ども達のスポーツや文化芸術活動に継続して広く親しむ機会を創出するメリットもありますが、一方で課題も多く見受けられます。

このような状況の中、町の部活動の地域移行に関して伺います。

部活の地域移行を町はどのように捉えられておりますでしょうか。メリット、デメリットを含めお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 部活動を地域移行するメリットとして、生徒の選択肢が広がること、専門的な指導が受けられやすくなること、教員業務のスリム化が期待できることから、町では令和5年度から生涯学習課に部活動地域移行コーディネーターを配置し、地域移行を検討しております。

一方、地域移行には、指導者や受皿の確保が容易ではないことなど、課題があると認識しております。また、部活動の地域移行を検討するに当たり、学校の部活動については、教員の勤務終了時刻である16時半までの学校での活動と、16時半からの地域での活動に分けて整理する必要があると考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） それでは、部活の地域移行の推移状況に関し具体的な質問をさせていただきます。

合同による部活が開始されました。吹奏楽部やサッカー部は1年生の入部が増加し大変なにぎわいを見せている一方で、野球部などは3年生を除くと現状1名で活動しているなど厳しい状況にもあるようです。現状の分析と今後の方針をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 現状の分析と今後の方針についてですが、現在、野球部、サッカー部、吹奏楽部が3中学校の合同部活動として休日のみ活動しています。その中でも、野球部は希望者の減少によって合同部活動として3校合わせても9人そろわない状況になっております。

また、吹奏楽部に所属する生徒の中には、吹奏楽の活動ができない平日はバスケットボール部やバレーボール部等で活動している生徒もおります。

平日の合同部活動の活動については、送迎の課題や3中学校の日課、部活動の実施日の統一化などを解決していく必要があると考えています。

以上であります。

○6番（小林千江子君） ただいまの答弁について伺います。

平日、吹奏楽の活動ができないとありましたが、要因は何であるのかお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 要因の一つとして考えられることとしては、町内3中学校がすぐに行き来できる距離にないことが挙げられます。

また、北郷中、須走中学校には使用できる楽器がありませんので、今後、小山中の備品となっている楽器を他校の生徒個人に貸し出すためのルールづくりが必要になってくると考えております。

以上です。

○6番（小林千江子君） ただいまの答弁についてお伺いいたします。

中心となっている先生、例えば吹奏楽部であれば小山中学校の先生が他校へ指導に平日訪れたり、タブレットなどを用いてオンラインで部活動を行うなど、新たな取組を検討されてみてはどうかかと思われませんが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 普段の部活動における教員の指導につきましては、それぞれの学校の部活動ごとに実施されています。

一方、合同部活動の指導につきましては、3中学校の共通理解や同一歩調によって行う必要がございます。

今後、平日も3校の合同部活動を実施していくのであれば、議員御指摘のとおり、指導者の巡回やオンラインでの指導等も検討する必要が出てくると考えます。それらを実施するには、指導者の移動の負担といった安全面への配慮や、オンライン配信先の教員の配置におきましては、担当の教員がいないため他の部活動の指導者確保等の課題が考えられます。そのようなことから、外部指導員の導入なども含めて慎重に対応してまいります。

以上です。

○6番（小林千江子君） 次の質問へ移ります。

週末に合同の練習が行われているようですが、保護者の送迎、楽器の不足による練習が困難となる状況が発生しております。負担や課題をどのように捉え、対応されるのかお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 合同部活動の合同練習につきましては、3校の部員が一堂に会する必要があるため、移動時間を考慮し、休日に実施をしております。その際の移動方法については公共交通が保護者の送迎に頼らざるを得ませんので、御理解をいただき実施しているところであります。

また、吹奏楽の楽器の不足につきましては、家庭で眠っている管楽器を寄附していただくなど、広く協力を求める方法を検討しているところであります。

1校では成り立たない部活動への対応として合同部活動を導入したことにより、新たな課題が生じたことを把握しておりますので、町がどのような支援ができるかも含め検討をしているところ

るであります。

以上であります。

○6番（小林千江子君） ただいまの答弁についてお伺いいたします。

楽器に関してお伺いいたします。家庭で眠っている管楽器を寄附していただくなど、広く協力を求めるとのことでしたが、どのような楽器がどれぐらい必要なのか把握はされているのでしょうか。また、メンテナンスなどの費用はどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 現在、サクソやトロンボーン等などの管楽器を隣接の学校から借用し、活動している状況です。部員の加入状況によりまして楽器の余剰や不足は発生しますので、状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

楽器のメンテナンス費等につきましては、学校の部活動費で修理対応を行っております。

以上です。

○6番（小林千江子君） ただいまの答弁についてお伺いいたします。

学校の部活動費で修理対応を行うとのことでしたが、楽器の修繕には結構な費用が掛かります。部活動費で賄えるのでしょうか。しかも、今までは地区からの寄附などが活用されていたケースもありましたが、合同となると寄附金に関して制約などもあり、使えない部分も出てきてしまう可能性もあるとお伺いしております。従来のおり部活としてでしたら部活動費で賄わざるを得なかったかもしれませんが、これからは地域移行を目指されているわけですから、町の協力、予算を活用する方法を検討されるも一つの手かと思われまます。町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 学校で行う部活動につきましては、費用面でいうと、部活動費で賄っていくということが基本的な考えとしてあります。公平性の観点から、吹奏楽に限らず、今後、議員御質問にありました地域活動に移っていく。さらに、その基盤が整った際に地域活動に対して支援する方法を検討していくことになる、そういうふうに考えております。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 次の質問へ移ります。

吹奏楽部、サッカー、野球以外にも、男子・女子バレー部、男子・女子バスケ部、男子・女子テニス部、そして男子・女子の卓球部がございます。それらの合同化のお考えはあるのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 現状におきましては、各中学校から、この部活動を合同部活動にしたい等の要望は出ておりません。今後の活動状況を見ながら必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 各中学校からこの部活動を合同部活動にしたい等の要望が出ていないとの回答でしたが、現在合同で活動している吹奏楽部、サッカー部、野球部は、合同にする際、そのような声が中学校から上がってきたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 町では、生徒が減少している状況でも部活動の選択肢を確保するため、合同部活動を試みることにいたしました。

運動部では野球部、サッカー部、文化部では吹奏楽部を合同部活動として試行的な意味も含めて立ち上げたという経緯がございます。

以上です。

○6番（小林千江子君） 試行的ということでしたけれども、例えばバレー部（男子）ですと、現在、須走では22名が活動しておりますので、もしも合同となりますと現在活動のない小山中学校や北郷中学校でもバレーを選ぶことができるようになります。

逆に、女子バレーは3校ともに多くの生徒が入部しておりますので、合同で実施されることにより、さらなる活性化や学校間での交流ができるのではとも感じております。

バスケ部、そしてテニス部、そして卓球部でも同様のことが挙げられます。生徒数が減少する中、子どもの交流や活動の選択を増やせることから見ても、合同を今から進めておいた方がよいのではと感じますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 合同部活動を増やしていくことにつきましては、町が指導するよりも、各学校で子ども達のニーズと、各学校で提供できる部活種目の状況を踏まえつつ、学校部活動として子ども達に活動を確保するのか、地域に活動を移行していくのかを含めて検討していく方向で考えております。

以上です。

○6番（小林千江子君） 最初の試行的な合同部活動は、町が主体となって実施したからこそ実現できたと私は感じております。それを各学校にお任せするとなりますと、人数的に部活動が維持できなくなるような事態に陥ってからの合同になるのではと懸念があります。また、地域移行を目指しているわけですから、各学校が学校部活動として子ども達に活動の場を確保することを検討するのではなく、町が主体性を持って合同の部活動へ実行に移られることがよいのではないかと考えますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（勝俣 純君） 合同部活動の件についてお答えいたします。

基本的に部活の地域移行というのは、どこからどこへ移行しているのか、これは学校で全てやっていたものを地域に移すという考え方になると思います。

合同部活動の考え方は、学校でこれからも運営していくという面を考えて、子どもが少なくな

ったから、中体連に出れないから出れるようにするために幾つかの学校をくっつけてやろうと、それは市町をまたいでくっつけているケースもあります。

実際に、合同部活動の一つの目的としては、子ども達を中体連、試合に出させてやるためというものと、あともう一つは、日頃から活動できるように、大会に出ることだけが目的ではなくて、日頃の子供達達が充実した学校生活を送れるためにということになります。

ですから、合同部活動の考え方というのは、基本的に部活動の地域移行とは少し距離を置いて考えなくちゃいけないというのが。ですから、よく一時的な措置として合同部活動を進めておりますので、この件については御理解いただきながら。

やはり一番大事なことは、議員も先ほどからおっしゃっているとおり、子ども達のニーズに応じて、子ども達の放課後の時間、またそれぞれその後の時間なんかも含めて、有効な活動ができるようにしてほしいというところですので、そういうことを踏まえて。

ですから、地域移行というと、学校もこれから地域移行にしちゃって全部地域に任せちゃうわけじゃないよ。地域も、民間でもやってもらう。既にいろんなチームがあって、民間のチームに入る子もいるよ。さらに、公的に小山町の場合ですとアレグが今後どのような形で、よりよい形で子ども達に支援できるか、御家庭を支援できるかということを考えていこうと思っておりますので、もうしばらく。今、子ども達の毎年希望される部活動も違いますので、実際に今年の夏、県大会に行って二、三十人もいたという御殿場のチームが、新チームになったら、1、2年生になったら9人集まらなくて来年からは部活ができなくなっちゃうとかということもありますので、今子ども達のニーズをしっかりと見ながら、この数年の動きを見ながら、小山町に合った小山町型の地域移行を考えていきたいと考えております。

以上です。

○6番（小林千江子君） 後手後手になる前にスピード感を持ってぜひ対応していただければと思います。

では、次の質問へ移ります。

今年度より部活動の加入を強制から自由加入へ移行いたしました。その結果として、生徒数412人のうち部活動に参加しているのは326人、外部団体には56人、そして、どこにも所属していない生徒が30人となっております。

放課後何もしない状況をつくり出してしまう生徒の発生を危惧する声も保護者から上がっております。町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 今年度から部活動が任意加入制に移行したことにより、放課後の過ごし方や活動について、部活動以外の選択肢が増えました。ただ、何も打ち込むことがなく家で過ごす生徒達がいることも踏まえ、今後、現在活動している部活動以外にも、生徒のニーズを踏まえた活動を各中学校で考え、部活動の時間に合わせて何らかの活動ができるよう3中学校が情報

交換しながら、一日の日課の見直しを始めたところであります。

以上であります。

○6番（小林千江子君） では、次の質問へ移ります。

子ども達のスポーツや文化芸術活動に広く親しむ機会を創出するためにも、今ある選択肢をさらに増やすなど、魅力化が必要であると考えますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 先ほど答弁しました生徒のニーズに沿った活動という部分になりますが、16時半までの活動につきましては、運動だけではなく、学習活動や趣味、ボランティア活動なども含めて3中学校の情報交換の下、各校の創意工夫によって対応できればよいと考えているところであります。

以上であります。

○6番（小林千江子君） ただいまの答弁に対してお伺いいたします。

私はこの地域移行をチャンスと捉えております。なぜならば、今までの部活動は教育の傘下であり評価の対象でもあったことから、スポーツや文化芸術活動に広く親しむ機会の創出が難しかったからです。

教育の枠外で子ども達に様々な機会を与えることができるようになります。それは従来の部活のようなものではなく、全く新しい活動、例えばオリパラレガシーを活かした自転車部であったり、ゴルフ場を多く抱える小山町ならではのゴルフ部であったり、時代に即したeスポーツであったり、プログラミングも可能となります。富士山を広く学び富士登山を楽しむ富士山部などがあっても面白いかもしれません。また、ALTが増員されますので、英語部などがあってもよいです。温水プールが出来上がれば、スイミング部も可能となります。つまり、様々なチャレンジができることとなります。これは新たなまちづくりにもつなげられる事業です。

私の申し上げている選択肢とは、それら新しい活動の創出であります。

また、学校には行きづらいが、地域移行される新しい体制の活動には参加できるなど、子ども達への新しい居場所づくりの創出にもなれるのではと期待をしております。

町は新たな部活動の創出をどのように考えるのか、いま一度お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、16時半までの活動については、3中学校の情報交換の下、各校の創意工夫によって新たな活動が創出されればよいと考えております。

また、平日16時半以降や休日に新たな団体が活動しようとするのならば、NPO法人おやまアレグと連携して、町ができる支援を考えてまいります。

以上です。

○6番（小林千江子君） では、次の質問へ移ります。

本格的な地域移行へ向けた推進に関してお伺いいたします。

まずは、NPO法人おやまアレグとの学校の連携方針をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） NPO法人おやまアレグは、地域スポーツや文化芸術活動の担い手の役割や、地域コミュニティの核としての役割を果たす目的で、今年3月に設立された法人であります。町では、今年度、部活動の地域移行を検討するに当たり、小中学生を対象とした陸上教室の試験的運営を通じて、地域移行への課題を把握する業務をNPO法人おやまアレグに委託しています。

今後は、把握した課題を解消しつつ、各中学校の実情を勘案した円滑な部活動の地域移行が実現できるよう、おやまアレグと町が連携しながら小山型の取組ができることを期待しているところであります。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 回答にありましたNPO法人おやまアレグが把握した課題の成果をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 現時点で把握できた課題としましては、平日の16時半からの時間帯で指導できる人の確保が難しいことが挙げられます。

さらに、技術面だけではなく教育的な観点から指導できる人材の確保についても、大きな課題と捉えております。

以上です。

○6番（小林千江子君） ただいまの回答に対して質問いたします。

お答えいただきました課題に対し、町はどのような取組をお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 今のところ考えられる施策としましては、地域団体と連携しての人材育成のための指導者研修会などが実施できるのではないかとというふうに考えているところであります。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 次の質問へ移ります。

2025年からは教員の部活動指導は16時半までとされるようですが、16時半からは誰がどのような対応をするのか、練習場所はどのようにするのか、必要とされる予算などはどう見積もられているのか、詳細をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 平日の16時半以降の時間外の活動につきましては、校外のクラブ活動

への移行のほか、部活動の延長実施が考えられます。生徒の活動意欲に応えられるよう、中学校の実情を踏まえながら、練習場所や指導者の確保、またそれに伴う予算措置も含め、どういった支援ができるかを検討してまいります。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 16時半以降の部活動の延長実施は、具体的にどのように行われるのでしょうか。アレグが調整した指導者が生徒達に教えるのでしょうか。はたまた、先生方による指導は全く一切行われないのでしょうか。アレグと先生方との調整がどのように行われるのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 16時半以降は、教員の勤務時間外になりますので、地域団体が活動を引き継ぎ実施する想定をしております。そのため、指導者は外部の指導者となりますが、教員が引き続き指導する場合には、兼職兼業で地域団体に所属していただくなど、地域団体の指導者として活動することも視野に入れ、引き続き課題の整理を行いたいと思います。

以上です。

○6番（小林千江子君） ただいまの回答に対して質問いたします。

先生が兼職兼業をするにしろ、外部の指導者に活動をしていただくにしろ、人件費が掛かることが予測できます。どの程度の予算をお見積りでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 予算的なものにつきましては、まだまだ未確定の部分がありますので、現在国の補助金として活用させているものにつきまして、参考になる部分をお伝えさせていただきますが、これを見ますと、現在、部活動指導につきましては、時給1,600円として見積もっております。ですので、今後その活動に応じて、今申し上げました金額を掛け合わせていったものが、今考えられる予算的な枠であるというふうに考えております。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 最後に、町長へお伺いいたします。

地域移行は受入れの体制が整っている都心では優位に働くかもしれませんが、体制の整っていない地方では子ども達の経験の格差や公立における部活の弱体化など課題が散見いたします。

子ども達の可能性を大きく広げられるのか、はたまた、何もせず子ども達の可能性を衰退化させていくのか、かじ取りがまさに今求められていると感じております。

町長は子育てを一丁目一番地に据えております。ピンチをチャンスと捉え、町独自の地域移行を実施するべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 小林議員の質問にお答えをいたします。

学校の部活動については、従来の学校の中で行われていた部活動のイメージを大きく転換し、

生涯学習の一環としての活動となる意味を併せ持つと捉えていくことが、国の方針に沿った全国的な流れとなっております。

その中で、学校での生活と生徒達が主体的に選択して取り組む地域での活動とに分けて整理し、NPO法人おやまアレグを中心に、地域で行う運動や文化的な活動の受皿を充実させることを目指します。その成果として、学校の部活動と地域での活動が連携し、子ども達が生き生きと充実した活動ができる環境を整備することを部活動の地域移行として進めていきたいと考えております。

○6番（小林千江子君） NPO法人おやまアレグを中心に、地域で行う運動や文化的な活動の受皿を充実させることを目指しますとの大変前向きな御回答、誠にありがとうございます。

しかしながら、子ども達への運動や文化的な活動を充実させるには、述べてまいりましたとおり、指導者から始まり活動する場所や道具の調整など大きく資金が必要となります。

先ほども申し上げましたとおり、子育ては町長マニフェストにおいても一丁目一番地の政策です。ぜひ子ども達のためにもしっかりとした予算編成を組んでいただければと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 私のマニフェストにも中学校の部活動の見直しを行うと載せてございます。部活動の地域移行の進捗状況を見ながら予算等を考慮していきたいと、このように考えております。ただ、現在、教育振興基金という基金がございますので、この利用も一つ考慮に入れていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○6番（小林千江子君） 大いに期待しております。

以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時10分まで休憩といたします。

午後0時10分 休憩

---

午後1時10分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、温水プール計画について、一問一答方式で質問いたします。

この温水プール計画は、込山町長の公約に掲げられていたものであります。議員の中には、町長の公約なんだから認めたらどうだというような意見を言う人もいました。しかし、議会制民主主義の基本、議会制度の議会を置いてあることの意味は、町長の公約であってもなくても、その事業が町民福祉の向上に効果があるのだろうか、最少の経費で最大の効果を狙っているのか、町民に過度な負担を強いる内容ではないか、こういった視点で議論や検証するのが議会の義務であると思うところであります。

我々小山町議会の会派、町民本位の会では、多額の税金が必要な施設であるのに、小山町の納税者であり主権者である町民の声を聞かずに事業を進めることについて疑問を投げかけてきたのであります。

そして、我々に届く町民の声は、圧倒的に温水プールの建設には反対というものであります。

そうしたところ、役場は、町営温水プール基本計画案が町長が指名した委員で構成する意見交換会に、そしてその後、議会に対して説明がなされたところであります。

役場の考えが、町の考えが具体的に示されましたので、この際、基本的な疑問をいたしたく質問に及んだところであります。

大きく分けて、町は、温水プールの主な目的は小学校のプールの代替施設として必要だというふうにして説明しています。それが1点です。

そして、2点目は、町民のための大型公共施設を建設しようとしているのに、町民の声をどのように考えているのか。それが2点目。

3点目は、今回示された基本計画案の中から浮かび上がった疑問点を質問いたします。

初めに、教育施設という観点からお尋ねします。

町長は、町内五つの小学校のプールの老朽化を主な理由として、一つの温水プールに集約することが適切だと説明しています。しかし、現在、このプールの年間維持管理費はたった191万円です。建設から50年、60年を経ているといっても、現に200万円足らずで五つの小学校のプールは利用できているのです。また、足柄小学校のプールの修繕に7,000万円が必要になると、そういうふうなことも言うておりますけれども、壊れた方のプールは数十年間も放置してきたではありませんか。もう一つのプールで問題なく児童の授業が行われているのであります。なぜ急に足柄小学校の小プールの修繕に7,000万円掛かる、だから大変な経費が掛かるんだというふうな理屈が出てくるのか、大いに疑問であります。

少子高齢化が進み社会保障費の増大が見込まれ、公共施設は適正な管理をして長い間使おうというのが我が国の方針となっております。今あるプールを壊して建設時の町民負担8億円、毎年の維持管理費6,000万円を投じて新しい温水プールを造ろうとする考えが理解できませんが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 牧野議員にお答えいたします。

町営温水プールの設置につきましては、まずは、小山町の子ども達のために水泳が十分にできる環境を整えることが最も重要であると考えております。基本計画案にも記載しておりますが、現在プールの利用は天候に左右されるため、プール授業は計画の半分以下しか行われておりません。その点、温水プールは、天候に左右されず年間を通じて利用できることから、計画どおりに授業が可能であります。また、監視員は専門の監視員が配置され、安全に利用できるようになります。

さらに、温水プールを町民の皆様も利用できる施設とすることで、町内のスポーツ環境を充実させ、町民の健康づくりを推進することも目指しているものであります。

説明は以上です。

○4番（牧野恵一君） ただいま説明をいただきましたけれども、繰り返しになりますけれども、今ある五つの小学校のプールを1か所にして温水プールにした方がいいという考え方には同調できないわけですが、もともと今の施設で十分というか、欲を言えば切りがないわけですが、不自由なく使っているということを基本にして考えると、温水プールの建設への妥当性に強引な理由づけしているというふうには私には見えません。

そもそも、町の教育関連施策で最も緊急性があり重要なのは、少子化に伴う学校再編ではありませんか。10年後に町内の小学校はどうなっているのでしょうか。

温水プールは町民の健康づくりを推進することも目指しているとの答弁であります。健康づくりもと言っているのが、この事業の必要性のなさを出しているのではないのでしょうか。町民の健康づくりという目標もあるなら、まず町民の知恵を集め、中長期的な施策や事業の組立てをし、その上で施設整備になるはずだと思います。確かに子どもの水泳環境がよくなるでしょう。

しかし、令和7年度の町の財政事情は、19億円の財源不足になると見通しているではありませんか。このプール計画は町の財政事情との整合が取れていないのではないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 老朽化したプールの状況を考えますと、部長も先ほど申し上げたとおり、子ども達のためにプール環境を整えることは非常に重要なことだと考えております。

その中で、やっぱりプールを建設するには費用も当然かかります。その費用については、この温水プールの設置ですけれども、各小学校のプールの集約化に伴いまして、補助金ですとか、それから起債の活用ができます。さらに、交付税措置もされるということになってございます。

現段階での予算編成方針では確かに財源不足ということは言われておりますけれども、また今後の予算査定の中で事業の優先順位などをつけて見極めていきたいと思っております。当然プールも予算査定の中でしっかりと精査をして予算計上していくようになると思っております。

以上でございます。

○4番（牧野恵一君） ただいま説明をいただきましたけれども、やはり起債、交付税措置といっても、これはやっぱり借金が伴うわけでありまして、いみじくも今説明されましたけれども、予算査定の中で精査しなきゃならない対象であるということであると思っております。そういった点で、やっぱり予算を預かる部門とすれば厳しい状況だということを今の説明の中で覆すような説得力はないと私は思っております。

したがって、今現在だと、小山町という一つの体が、頭と手足がばらばらになっているというふうな印象は拭えません。ぜひ町民の顔を見た財政運営がされることをここでは望みます。

○議長（遠藤 豪君） 4番。

○4番（牧野恵一君） 次の質問をいたします。教育現場に関する質問でありますけれども、基本計画案では、五つの小学校が授業でプールを使うのは年間合計216回、今後そうするということがあります。これに対して、現在は154回のようなようです。これも基本計画からの数字でありますけれども、そうすると年間プールの授業が60回増えるということになります。そうすると、ほかの科目への支障が出ないのでしょうか、答弁願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 牧野議員にお答えいたします。

水泳授業の実施回数を令和6年度の実績ベースで捉えた場合、議員御質問のとおり、154回であります。これを学級ごとの平均回数にしますと約4回になりますが、実際に実施できた回数は、各学校により2回から7回とばらつきがあるのが実情です。これを押しなべて6回とすることにつきましては、無理もなく支障ないものと考えております。

以上であります。

○4番（牧野恵一君） 再質問ですが、今の数字、算数の問題でちょっと疑問ですが、今現在154回でプール授業をやっていますよ。それを今度は216回にしますということですよ。そうすると60回増えるわけですね。だから、今154回のとときの空き時間というのは、子どもが遊んでいたわけではなくて、何らかの授業に充てていたのだと思います。そうすると、60回増えていて、ほかの授業に充てていた60回分というのは、ほかの科目を減らす、あるいは授業時間を長くする、回数を増やす、課程を増やす、こういう形にするしか解決策がないような気がしてお尋ねしましたけれども、内容をもう少し説明してください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 約60回分の授業の相違についてということでございますけれども、結論から申しますと、天候などの理由により水泳ができなかった時間を、同じ体育の授業時間に体育館等で別の種目に振り替えて実施したということでありまして。

154回という回数は、水泳の授業が実施できた実績数でありまして、各学校とも計画ではより多くの回数の水泳授業を予定していたところ、天候等の理由から実施できずに、結果として154回になったということでございます。

したがいまして、最初に216回の水泳授業を予定していれば、全体の課程としては影響ないものと考えております。

以上であります。

○4番（牧野恵一君） ちょっと算数が私は苦手なものですから、いずれにしてもほかの科目への支障はないということで理解をしたところです。

○議長（遠藤 豪君） 4番。

○4番（牧野恵一君） 次の質問をいたします。やはり教育現場のことになりますけれども、温水

プールへの移動時間を考えると、授業時間の延長、具体的には5時制限を6時制限にするとか想定されるわけですが、こうした変更は教育長の専管事項としてできるのか。あるいは、教育委員会の議を経る必要はないのか教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） まず、日課につきましては、年間の総授業数、年間及び週の教育課程を基にして、各学校の校長の権限で定めております。変更につきましては、必要に応じて調整を行っております。

教育委員会としましては、各教科等の授業時数の確保についての指導や、子ども達にとって教育上効果的な教育課程であるかを見極めて指導を行っているところであります。

以上であります。

○4番（牧野恵一君） この件は了解です。

○議長（遠藤 豪君） 4番、続けてください。

○4番（牧野恵一君） 次に、同じ教育環境の問題でありますけれども、温水プールで授業ということになりますと、例えば須走を想定すると、授業時間のほかに行き帰りだけで1時間余計に掛かるということになると思います。要するに、教師の責任範囲が時間的及び地理的に増えることになる。これは労働条件の変更になるのではないのでしょうか。

11月6日の意見交換会の席でも、学校プールを1か所にすると、教育現場には様々な問題が発生すると指摘していました。直接子ども達に接する現場の先生方の声を聞く必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 校外での学習・指導について安全面等への対応はありますが、水泳指導前後に行わなければならない気象条件・水質の安全確認、施設・設備の点検・操作等の業務がなくなり、より子どもの指導に専念できる環境が整うと考えております。校外学習の実施は日常の業務の範囲であるため、労働条件の変更はないものと考えます。

温水プールでの授業実施につきましては、校長会等で説明し、周知・共通理解を図っているところであります。

以上であります。

○4番（牧野恵一君） 再質問いたします。

ごく一般論として、働く人の時間、場所の変更というのは、基本的には組合協議が必要になる事項であります。このケースはそれには該当しないということなののでしょうか。

やはり何よりも一番子どもと身近で接しているのは現場の先生ですから、今後そういう機会を、より現場の声を聞くというふうなこと、それから労働環境も変わるというようなことも含めて、現場の声を聞くことが大切だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 議員御質問のとおり、教員の皆様の中にはそのような意見を持っている方がいらっしゃるということは聞いております。

一方で、プールの管理を担当した経験のある教員から直接聞いた話としましては、夜間にごみが投げ込まれていたりすると、ごみに何が含まれているか分からない。有害なものがあるのではないか、そんな心配がある。また、割れたガラス瓶が投げ込まれていたこともあり、子どもにけがでもあってはならない。そうしたことを考えると、安全を考慮し、一旦水を抜いて掃除をし、再び水を入れる。その作業に丸2日を要する。その間は水泳ができないということになります。そのような大変な苦労があるということを伺っております。

今申し上げましたことは一例ですけれども、全体としては、これまでの教員へのアンケート結果などから相対的に理解が得られているものと認識しておりますし、今後も共通理解が得られるようにしてまいります。

以上であります。

○4番（牧野恵一君） この件は了解しました。

次の質問をお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 4番。

○4番（牧野恵一君） 次は、町民の皆さんの声の反映についてであります。

町は、今年1月に、小山町温水プールの設置に関する意見交換会を設置しました。この会の趣旨は、プール建設に向けた意見を聞くということをやったわけでありまして。構成団体はプールの建設に同意していて、その代表として構成員は出席しているという理解をしているのでしょうか。答弁願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 意見交換会を開催するに当たりまして、あくまでも各種団体の状況を知る者として、自由に意見を述べてもらうために出席をお願いしたところであります。

以上です。

○4番（牧野恵一君） 再質問ですが、今、自由に意見というような話ですけれども、実際この要綱は、建設に向けて、建設促進するための意見を聞く機関ですよと、会議ですよということが明確に書いてあるんですね。意見を聞く内容も、ニュートラルの立場でもって是非かというような議論をする場ではなくて、聞く内容もアイデアとか何か、建設に向けたアイデアをお聞きしますということになっているわけです。ですから、とても今の要綱からは、今部長が答弁した内容は読み取れないんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） この要綱の設置につきましては、プールの設置に対して、プール機能ですとか、それから運営など、様々な意見を聞けるように定めたところであります。ですので、11月6日の意見交換会では自由な意見もございましたけれども、意見の中には各種団体とし

ての意見もいただいたところであります。

以上であります。

○4番(牧野恵一君) 今のお答えの中では、はっきりちょっと方向づけがどうだったのかということが理解できないわけですが、いずれにしてもこの施設そのものへの賛否を問うみたいな意見をいただくというようなことは、この要綱の中には全くないわけですね。要するに、この新しいプールをよりよいものにするための意見だけを聞きましょうということでもあります。

そうすると、今、町が開いている懇談会、意見交換会等の在り方については、町民の受け方と町の狙っているところについては、多少のそごがあるというふうに思います。今、誰もがこの要綱を読めばそのようにしか取れません。活字をしようとするときには、基本的に世界中活字主義、文字主義でありますから、活字するに当たっては、もう少し誠実に日本語に向き合っていただきたいというふうに思います。

○議長(遠藤 豪君) 質疑をしてください。

○4番(牧野恵一君) 次の質問ですが、11月6日の意見交換会で、座長が温水プールの建設は法的に決まっていることだと説明をいたしました。この法的に決まっていると言った根拠について伺います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○企画総務部長(長田忠典君) 意見交換会の終わりの方で傍聴者からの質問におきまして、「プールを建設するのか、しないのか」の問いに対して、町としましては建設を進めていく方針であると伝え、予算措置や実施設計などそれぞれの段階に応じて議会での議決であったり、関連法に関係する方への説明を行っていくという意図で説明したところであります。

以上です。

○4番(牧野恵一君) 再質問です。

意見交換会の傍聴者というのは私一人ではなくて、大勢の方が聞いていました。一様にプールの建設はもう決まったことなんだというふうに受け止めています。傍聴者からは「もう決まっていることなら何のための意見交換なんだ」という不満を言った人もいましたし、私らに対して「今頃騒いだって遅いじゃないか」と言う人もいました。ある人は、結局は座長の言ったことが正しかったのかもしれませんが、「墓穴を掘ったぞ」というふうなことを言う人もいました。中には、レコーダーを持ち込んでいるんですね。微妙な問題を話し合う場で事実ではない発言をしたことについては、責任もあるんじゃないですか。再度答弁願います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○政策監(湯山博一君) 牧野議員にお答えをします。

先ほど正確性という話があったんですけども、まず順を追って説明しますと、実施要綱については、それはあくまでも、先ほど牧野議員の最初の質問の中で、「町が」という言い方と「役場が」という言い方をしていましたけど、それはまさしく正解な言い方で、私達は町長という機関

の方で仕事をしていて、その機関としては建設を促進する、推進するというので、そういう要綱を設置しました。

機関というのは、議場でいうと、こちら側に座っている町長以下私を含めた補助職員、これが執行機関です。この執行機関としては、建設を推進するという意思決定を持って、この要綱を定めて、皆さんの意見を聞くということを執行機関としてやっている行いです。

このプールの建設については、町民の方から様々な意見がありますし、議員の方からもいろいろな意見がありますので、意見交換を開催する際には傍聴人の方も入れましょうと、時間があれば傍聴人からも意見を聞きましょうということでやっておりますので、それについては今度は執行機関としての意思決定ではなくて、議員さんを含めた町民の皆さんの意見を聞いていく。これは執行機関としての義務である説明責任を果たすという観点でやっています。ですから、決定した決定したと言いますが、その決定のレベルというのは、あくまでも町長部局という執行機関の中ではプールの建設は決定していますと。私、議員懇談会するときでも説明したと思うんですけども、あと議員の皆さんというのは、それぞれこの契約であるとか、予算であるとか、それぞれ議員お一人お一人の権能、権利と能力、権利を行使する能力というのがありますので、その権能の中でこのプールの事案を、事業を、議員の立場として議員の権能を使って表決していくというのが、これが流れになると思います。

あくまでも私が座長として、あるとき最後にある議員OBの方からの質問があって、もう9時を回りそうだったので、「これで最後の質問にします」という前提で答えたら、最後ある人が「どうでもいいけど、やるのかやらないのか」という言い方をされましたので、「やります」ということであの会が終わったということになっております。

あくまでもプールを造るのが決まったというその捉え方が、町として、いわゆる議員さん、それから今日傍聴に来ておられる町民の皆さんも含めた一つの地方公共団体としての意思決定ということは、まだ当然済んでません。議会を通っていませんから。あくまでも執行機関としてはプールの建設を推進したいと、そういう理解でいただければありがたいと思います。

以上です。

○4番（牧野恵一君） 政策監の意図がどうで、役場と町との言い方については、ちょっと訂正をして、ばらばらなのはよくないなというふうに反省をしています。

ただ、今言ったように、そこに少なくともいた人達は、傍聴者を含めて多分出席した委員もそうだと思いますが、これは既に町が決定したことだと言ってるんですね。そこには、その判断の迷いがあるわけではなくて、「もう町は決定したんだね。もう今さら議論の場はないんだね」というふうにして一様に受け止めたんですね。ただ、それは、その後、今おっしゃっているように、「予算の問題とか順番に決めていくんですよ」という話と「もう決まった」という話は一致してないですね。少なくともその場にいた町民の皆さんは、既にこれは町として決まったことだなというふうには受け取ったわけです。そういう点では、今後の町民への向き合い方というのにもか

かつてはきますけれども、明らかに事実でないことを伝えたということになるのではないですか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○政策監（湯山博一君） 事実でないということというよりも、説明が足りないということはあると思います。今日牧野議員からこのような質問が出たことは非常に私達にとってもありがたいことで、プールの建設の善しあしというよりも、物事を進めるプロセスというのに、やっぱり執行機関、議会、町民の皆さんと、いろんな関わり方がありますので、その順番を今説明しているわけでありまして。その理解が、確かに町民の皆さん分からない方が、分からないというか、「もう決定したんでしょう、町として」という言い方になってしまうんですが、私達も先ほどの企画総務部長の答弁では「町としては」なんて答弁するもので、そこら辺の言葉の扱い方がまだ正確じゃないんですけれども、あくまでも「執行機関としてはプール建設は進めたいです」という意思表示をしています。

牧野議員のおっしゃることももつともで、町民の皆さんはそう理解してないよというのは、当然そういう説明の機会もあまりなく、足りなかつたので、今度12月19日に説明する説明会においては、プールの是非も含めて、今後プールを造る上で執行機関としての町長、いわゆる役場、この後、議員の皆様との関わり方、町民の皆さんとの関わり方というのを説明するいい機会だと捉えておりますので、今後そういう丁寧に説明をしていきたいと考えております。

以上です。

○4番（牧野恵一君） 私が言ったのは、その場に臨んだ町民の皆さんがどう受け止めたか、それは私が聞いて受け止めたことと同じように受け止めているんですよね。それは今から訂正もしようがないです。後から理屈を言ったところで、そのときの言葉が、意図したところが、そうではなかったと言っても、それは通用しないんじゃないかということになります。

今後も、この問題については世論を操作したことにも結果的になってしまいますので、その辺はまた改めて議論をする必要があるというふうに私は思っております。

○議長（遠藤 豪君） 4番。

○4番（牧野恵一君） 次の質問をお願いします。次は、基本計画を読んでいろいろ感じたことになります。

この基本計画の策定は、委託先、あるいは委託料について教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 基本計画の中の排水路整備と用地造成に係る費用の算出や調査のために、現況測量1,078万円と造成計画設計203万5,000円を、入札により駿河調査設計株式会社に委託をしております。その他、全国のプールの建設、運営に携わった専門家の意見や、近隣市町の温泉プールや御殿場市の温水プールの運営状況など、様々な情報につきましては自前にて調査をいたしております。

以上です。

○4番（牧野恵一君） 再質問します。

測量設計の部分はこちらに置きまして、基本計画はどのようにしてつくったのかということがあります。職員だけでつくったのか、あるいは誰かコンサルタントが入ったのかということがありますが、どうでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 町営温水プールの基本計画の策定につきましては、建築・維持管理費、それから運営など費用算出がございます。そちらにつきましては、特に委託もせず、近隣のプールの関係者ですとか、近隣にある三島市、それから清水町などのプール事業を運営いたします専門的な知識を持った方々から御意見を伺って、基本計画の案につきましては自前の方で作成をしております。

以上であります。

○4番（牧野恵一君） 分かりました。くれぐれも今回問題になりました庁舎1階のように、最初から「ここにお願ひしましょう」なんていうこともなくやっていただきたいというふうに思います。

次をお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 4番。

○4番（牧野恵一君） 次は、温水プールにおける設備についての検討内容と論理性の欠如ということをもって質問いたします。

基本計画では、サウナと水風呂は必要だが、幼児用プールは造りません。その理由は、幼児を連れてくるような保護者は必ず車で来るでしょう。車で来れる人は御殿場へ行ってもらえばいいでしょう。だから幼児用プールは造りませんと言っているんですね。

また、学校の授業利用に関してですけれども、一つの学校でプールの授業をするには、一つの単位を110分として考えています。これが御殿場へ行くとなると115分かかってしまったんです。5分かかるから町営プールが必要だというような論理展開なんですよ。

多額な税金の使い方という点からすると、あまりにも御都合主義の判断だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） お答えします。

プール機能については、必要最小限の規模と考えていたところではありますが、意見交換会の中では幼児用プールの設置などの要望をいただいたので、基本計画案ということでございますので、今後も引き続き検討してまいりたいと思います。

また、町の中心に位置する生涯学習センター付近に温水プールができれば、御殿場市の施設に行くより移動時間は少なくなりますし、移動時間だけでなく町の施設でするので授業を優先して利用調整が可能となるなど有利なことも考えております。

以上でございます。

○4番(牧野恵一君) 今の話の中でも、いみじくも発言があったわけですがけれども、必要最小限のものを造るというふうな基本的な姿勢なんです。

今回私は、今の質問の趣旨は、幼児用プールを造ればいいよとかという、そういう話をしているんじゃないかと、このプールを造るというふうな結論に至るまでの検討レベルがちょっと低いんじゃないかというふうなことを言いたいわけでありまして。

免許を持っているなら御殿場へ行けとか、授業時間の5分の違いを大規模公共施設の建設必要性の根拠にすること自体、良識を欠いた議論ではなかったのでしょうか。再度お尋ねします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○企画政策課長(勝又徳之君) こちらの温水プールの件につきましては、機能、それから移動時間については、本当に多く議論をいたしました。

また、この温水プールも、例えばレジャー機能を持ったものから、一般的に25メートルプールなど、全国で様々な規模はあると思います。例えばこのレジャープールを見てみますと、隣の玉穂にはウオータースライダーがあるレジャープールがございます。例えばそのレジャープールもどうしようとか、基本計画案をつくる中で、様々議論をする中で、恐らくレジャープールにすると費用的な部分ですとかいろいろ掛かってくるところが多いんで、その辺は検討していくということで基本計画案の中には載せました。そんな検討をして計画を策定したわけですがけれども、また、町営の温水プールとしては、各小学校の水泳授業ですとか、健康増進のために歩行できるプール機能を持たせたものを、あくまでも基本計画の案ということで載せさせていただきました。

また、プール授業をやるに当たり、例えば移動時間の話が出ましたけれども、移動時間についても、プール授業を市内の温水プールで行っているところ、長野県だったと思いますけど、視察をして、移動時間のことですとか、いろいろプール運営のことを聞いてまいりました。そうすると、やはり移動時間というのは、長野県の場合は大型バスで移動していましたがけれども、大体10分程度で移動できる場所の小学生を運んでおりました。そんなことも考えて、やっぱり移動時間というのは授業の中に含まれますので重要な部分になってくるということと、今回移動については乗り降りだとか着替えの部分も移動時間の中に含んでおまして、例えば小学校1年生から6年生までいて、その辺の、例えば1年生だと時間がかかるとか、6年生だとスムーズにできるとか、着替えについては、女子はドライヤーで乾かす時間があるとか、そういったところも少し加味しましたがけれども、かなり詰めた段階でのものとなっていますので、そうするとバスで移動していく時間というのは、例えば今計画しております阿多野ということになると、各小学校からそれぞれ10分以内ぐらいで行けると、須走については15分までかかりませんが、少しかかりませんが、そんなところでいろいろ議論をしまして、基本計画案ということで載せさせていただきました。

以上でございます。

○4番(牧野恵一君) 説明は分かりますが、ただ、何というんですか、基本計画としてまとめる際のテクニックの問題なのかどうか分かりませんが、ただ、今までの議論からどうしても温水プールが必要だねというふうなところへ結びつける理論立てはちょっと欠けているというふうな印象は拭えません。

次の質問をお願いします。

○議長(遠藤 豪君) 4番。

○4番(牧野恵一君) 3問目ですが、基本計画では建設費用が15億4,800万円余ということになっておりますけど、用地費が含まれていませんが、これはどういうことになっているのか答弁してください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○企画総務部長(長田忠典君) プール用地につきましては、取得または賃借するというので、おおむね地権者の了解を得ております。ただし、まだ用地交渉中、金額の交渉中であるため、意見交換会で示した基本計画には用地費を計上いたしませんでした。

以上です。

○4番(牧野恵一君) どっちがいいか分からないとは言いますが、お金の掛かる方を想定してどこまで説明するかという問題があるにしても、買収となれば、その財源、金額は幾らになるか、あるいは、その財源としては何が想定できるのかについて、答弁をお聞きします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○企画政策課長(勝又徳之君) ただいまの御質問ですけれども、現在算定はしておりますけれども、部長が申したとおり、交渉中であるため金額の方はちょっとお伝えできません。

ただ、財源については、もし買収となれば土地開発基金を活用して先行取得を今のところ考えてございます。

以上であります。

○4番(牧野恵一君) この件は了解しました。

では、次の質問をお願いします。

○議長(遠藤 豪君) 4番。

○4番(牧野恵一君) 利用者数の想定、これは大きな維持管理に直結する話でありますけれども、1日200人で1人500円ということでもあります。これは学校の授業活用とかという部分も含んでいるのでしょうか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○企画総務部長(長田忠典君) 利用料収入につきましては、あくまでも一般利用の収入ですので、生徒とか見込んでおりません。一般利用の収入で見込んでおります。1日の利用者については、近隣からの利用者も見込みまして、平均で1日200人といたしました。

以上です。

○4番(牧野恵一君) ただいまのことは予測ですから断定的な言い方はできないわけですが、何人かに聞くと、小山町で200人は無理ではないかという声も伝わっております。

そうすると、これは恐らく赤字になれば町民の負担みたいなことになるのかと思いますので、引き続き精査をするように求めたいと思います。

では、次の質問をお願いします。

○議長(遠藤 豪君) 4番。

○4番(牧野恵一君) 年間の維持管理費ですけれども、5,900万円だというふうに見積もっているわけですが、例えばこれを民間のノウハウを使えばどのくらい削減できるというふうな見込みを持っているのか、お聞きします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○企画総務部長(長田忠典君) 何割と試算はできておりませんが、それですが、直営で管理するよりランニングコストは削減できると考えております。よい提案の事業者を選定していきたいと考えております。

以上です。

○4番(牧野恵一君) 再質問ですが、町が選んだ指定管理者の成績が悪くて町民に迷惑をかけているという事例もあるわけです。例えば、御殿場の場合は財産区という資金が背景にありますから、そういった意味では赤字補填のための町民には迷惑はかけない。御殿場市だったらセーフティーネットがあるわけですね。金が足りなきゃ財産区が出してくれます。そういうものが小山町の場合にはあるのかどうか、お尋ねします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○政策監(湯山博一君) セーフティーネットという話なんですけれども、御殿場市の財産区はかなり全国で特別な存在でありますので、それができる。小山町はそのような状況ではありませんが、セーフティーネットという言い方というよりも、当然、指定管理等々となった場合に、指定管理者と指定管理料等交渉するときには、なるべく節約をして、町民の皆さんの負担をなるべく少なくするような方策を実施していきたいと思います。セーフティーネットという考え方は、財産区がそうだというお考えは分かるんですけれども、小山町としてはそういうものは存在はしないという理解でいいと思います。

○4番(牧野恵一君) そういうことだろうと思いますね。ただ、今回は温水プールということで、いわゆる日常生活に不可欠な施設を造ろうとしているわけではありません。一定のレベル以上のサービスを提供しようというのがこの計画でありますので、赤字になったら町民の負担となるのは当然だねみたいな発想ではなくて、その程度の責任感では困るということを申し上げてこの質問を終わります。

○議長(遠藤 豪君) 4番。

○4番(牧野恵一君) 次に、事業者の選定方式であります。基本計画では温水プールの選定事

業者は、一般的で透明性の高い競争入札ではなくて、民間のノウハウを活用する公設民営型を考えているということでもあります。民間に運営を任せるといふのなら、透明性の確保は最重要課題であります。

小山町は、町有地売却に際して職員による価格漏えいをしたという苦い経験があります。今現在も公募型プロポーザルといいながら1者選定が常態化しております。次のこの業者選定ということに際しては、競争の原理というものが必ず左右されるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 従来方式は、設計・施工・維持管理を段階的に発注するため、コスト高、調整等に時間がかかることから、町にとって有利な事業手法の活用は、プロポーザルで選定するDBO方式だと考えております。

この方式は、維持管理・運営の事業者が設計、施工の段階から関わることから、効率的な運営のノウハウや創意工夫が期待できると考えております。

以上です。

○4番（牧野恵一君） 横文字がよく分からないんですけども、DBOであっても何であっても、やっぱり競争でよりよいものを求めるというベクトルは同じだと思うんですね。より安くよりいいものということで一致すると思いますので、1者指名というのはやっぱり不正の温床になりがちですから、そういうことには陥らないようにぜひ計画をする必要があるというふうに申し上げておきます。

○議長（遠藤 豪君） 4番。

○4番（牧野恵一君） 次に、最後の質問ですけれども、町長にお伺いいたします。

町長は、今回これは私の重要な公約であるというようなことでもって、実施するというふうに述べておられるわけですけれども、今現在、あるいは今後、町民の声がむしろ反対の声が多いということを町長が認識をしたならば、そういう場合にはこの事業の撤退ということを考えておられるのかどうか、お尋ねします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 今、牧野さんの質問の中で、町の土地の売買で職員が価格を漏えいしたと断言をされましたけど、この辺はちょっと違うのではないのでしょうか。その辺を後から訂正していただければありがたいと思います。

温水プール建設事業は、私のマニフェストの一丁目一番地にお示した子育て教育の施策であり、初めに申し上げたとおり、小山町の子ども達のために水泳授業の環境整備は大変重要であり、本町の魅力向上にもつながると考えております。

百人百様、町民の皆様にはそれぞれの意見等をお持ちであると考えております。今後も多くの方にこの施策の必要性を理解していただくよう努めてまいります。

以上であります。

○4番(牧野恵一君) 先ほどの職員の不正に関しては、もし知りたいということであれば、判決文のコピーをお届けします。

それで、今、確かに要望というのは百人百様であって、町とすれば、選択する権限を与えられているというふうな理屈も分かります。しかしながら、百人百様という意味では、生命財産の保護、特に小山町の地震対策みたいなことを考えたときには、より水道管の耐震化とか、市街地の生活道路の整備、こういうものを優先してほしいねという声もあるわけでありまして。ぜひ町民の声に沿った方向で施策を進められるということをお願いをいたします。

なお、1点、議長にもお尋ねするわけですが、昨日の町長発言の中で、いわゆるこのプールに関しては、委託料、調査費、これを載せたということは、既にこの事業の実施が議会でも認められているというふうに私は認識してもらいたいと言ってるんですね。それは議会の審議権、あるいはこれから上がってくる建設費についても、何ていいますか、もう認めざるを得ないという前提の中でこの議会は運営されているのか。昨日の不規則発言だというふうにして発言を中止したことよりも、より大きな問題を含んでいるというふうに私は思います。ぜひ今議会中に議長としての見解を取りまとめることを要望しておきます。

以上で質問を終わります。

○議長(遠藤 豪君) これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月13日金曜日 午前10時開議

議案第79号から議案第89号までの11議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。さらに、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後2時02分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	遠	藤	豪
署	名	議	員	菌	田	豊
署	名	議	員	渡	辺	悦
				郎		

令和6年第6回小山町議会12月定例会会議録

令和6年12月13日(第4日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君  
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君  
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君  
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君  
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君  
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君  
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	山本 智春君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	渡邊 徹君	建設課長	込山 次保君
学校教育課長	勝俣 暢哉君	総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	9番 藺田 豊造君	10番 渡辺 悦郎君	

閉 会 午前11時54分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第79号 町道路線の認定について
- 日程第2 議案第80号 土地の処分について
- 日程第3 議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第3-1 発議第7号 議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更に対する附帯決議
- 日程第4 議案第82号 小山町ふるさと水と土基金条例を廃止する条例について
- 日程第5 議案第83号 小山町J-クレジット基金条例の制定について
- 日程第6 議案第84号 令和6年度小山町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 議案第85号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第86号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第87号 令和6年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第88号 令和6年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第89号 令和6年度小山町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 議案第90号 建設工事に関する協定の締結について
- 追加日程第3 議案第91号 小山町立学校等使用条例及び小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告いたします。去る12月3日の本会議一般質問において、石原和美議員の再々質問の中で、関連質問であるとの理由から二つ目と3番目の質問を許可しませんでした。関連質問ではなく通告にない内容が含まれていたということでございますので、おわびして訂正いたします。

小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

- 
- 日程第1 議案第79号 町道路線の認定について
  - 日程第2 議案第80号 土地の処分について
  - 日程第3 議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更について
  - 日程第4 議案第82号 小山町ふるさと水と土基金条例を廃止する条例について
  - 日程第5 議案第83号 小山町Jークレジット基金条例の制定について
  - 日程第6 議案第84号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第6号）
  - 日程第7 議案第85号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
  - 日程第8 議案第86号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）
  - 日程第9 議案第87号 令和6年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）
  - 日程第10 議案第88号 令和6年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）
  - 日程第11 議案第89号 令和6年度小山町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 議案第79号から日程第11 議案第89号までの議案11件を一括議題とします。

それでは、11月29日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） おはようございます。ただいまから、11月29日、総務建設委員会に付託されました8議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

12月5日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、政策監、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第79号 町道路線の認定について、議案第80号 土地の処分について、議案第82号 小山町ふるさと水と土基金条例を廃止する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号 小山町Jークレジット基金条例の制定についてを報告します。

委員から、Jークレジット事業の見通しは。との質疑に。

この事業については、二酸化炭素の吸収量をクレジット化し、それを民間の企業等が環境に配慮するということを目的に購入され、その代金が町の収入になり、森林整備等の事業の一部に充てるものです。今後も、ほかの町有林からクレジットの創出ができるように進めていきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第83号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第6号）を報告いたします。

委員から、バイオマス産業都市構想策定業務の詳細は。との質疑に。

町では、脱炭素と経済の両立に向けた取組を進めており、森林の未利用材や、もみ殻などの農業残渣について再活用の可能性があることから、民間の持つ技術を取り入れ、バイオマスを活用した産業の構想としてまとめるものです。との答弁がありました。

委員から、町営学習塾について受講料と事業費が増額となっているが、塾の現状は。との質疑に。

受講者は小学生が27人、中学生が35人の合計62人で、スタート時とほぼ変わっておりません。科目は、中学生は数学と英語、小学生は算数と基礎学力を、水曜・土曜・日曜と祝日を除いた平日に、1コマ80分の授業を行っています。との答弁がありました。

委員から、富士山観光事業費の送電線施設使用料が増額となっているが、その理由は。との質疑に。

富士山の須走口五合目へ電力を供給するための送電線の維持管理費用について、覚書で費用負担が定められております。今回、送電線にかかる支障木の大規模な伐採のため増額補正するものです。との答弁がありました。

委員から、債務負担行為の補正が何点かあるが、この制度は、現計予算があって、その事業を複数年にわたり実施するので翌年度以降の予算限度額を債務負担行為で設定するという制度です。今回の補正が令和7年度単独の予算計上であるのならば、当初予算で議論すべきではないのか。との質疑に。

具体的に説明しますと、来年度4月1日から業務を始めなければならない事業について、今、契約を締結する必要がある場合には、予算の裏づけが必要となることから、債務負担行為で債務を決定します。これが今回の行為となります。その上で、来年度当初予算に歳出予算を上程することになります。との答弁がありました。

引き続き、委員から、菅沼地域優良賃貸住宅整備事業については、具体的な限度額が記載されていない。債務負担行為は、町民に負担を求めることになるので、限度額を示すのは当然ではないか。との質疑に。

予算の様式は、全て地方自治法や施行令、規則に決められており、債務負担行為については、第4表の備考において、限度額の金額表示の困難なものについては当該欄に文言で記載することができるかと記載されていますので、法令に関しては反していません。また、当初予算書には、全ての債務負担行為に関する調書があります。以前、実施した落合の地域優良賃貸住宅もここに30年間掲載されているので、同じ地域優良賃貸住宅業務において、表現が異なることは好ましくなく、町として統一性を持たせるためにこのような表現にしました。また、この業務については、実際に協定、契約を結ぶときには議決案件になりますので、この金額の是非については議会に諮ることになります。ここでは法令に反していないこと、町としての統一性をとること、そして、金額については議決として再度審議をしてもらうという3点の理由から、この表現というのは全く理にかなっていると考えます。との答弁がありました。

委員から、総合計画推進基金を1億5,000万円減額した理由は。との質疑に。

新産業集積エリアに進出した企業が取得した用地費に対して、操業開始時に県と町で折半して補助するための原資として計上したものです。その後、企業側から工事の設計見直しに6か月ほど要し、今年度中の操業が不可能となったということから、減額したものであります。との答弁がありました。

委員から、農村公園管理費で修繕料が90万円あるが、その内容は。との質疑に。

バーベキュー場のトイレに換気用の窓を取り付けるものであります。との答弁がありました。

委員から、観光施設管理運営費について、修繕料の増額の内容は。との質疑に。

近年、金時山のハイキング、足柄峠のサイクリング、またドライブされる方が増加傾向にあるため、足柄峠に設置してある二つの看板等の修繕、撤去が必要と考え、増額補正をするものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第84号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号 令和6年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)、議案第88号 令和6年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)、議案第89号 令和6年度小山町下水道事業会計補正予算(第1号)は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました8議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、菅沼地域優良賃貸住宅整備事業箇所、町道1691号線の町道認定箇所、町道2415号線他1路線道路改良舗装工事箇所の状況についての現地確認と視察を実施しましたこと

を併せて御報告いたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 小林千江子君。

○文教厚生委員長（小林千江子君） ただいまから、11月29日、文教厚生委員会に付託された4議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

12月10日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、教育長、政策監、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更についてを報告します。

複数の委員から、今年度中に公募選定ができなかった理由についての質疑があり、副町長・教育長・教育次長・生涯学習課長から、その都度おわびの言葉がありました。

経緯については、今回の指定管理者の選定に当たり、庁内での協議の結果、以前のような活気がなくなっているとか、自主文化事業がマンネリ化しているなどの利用者からの声もあることから、現状を変えていくべきという方向づけがされました。これには当初予定していたスケジュールでは、公募期間が短く、広く事業者からの提案を求めることは難しいことから、募集要項などの内容を検討する時間をいただきたく、今回延長の措置をするものです。との答弁がありました。

委員から、小山町生涯学習施設指定管理者申請要綱には、10月1日から作業が始まるという日程が記載されているにもかかわらず、なぜそれが行われなかったのか。との質疑に。

10月1日というのは、それまでに募集要項の内容について検討を重ねて決定する期日だと認識しております。今回は、その検討を重ねた結果が延びてしまい、間に合わなくなってしまったために1年延期の議案を上程させていただきました。との答弁がありました。

さらに委員から、4月から10月1日まで6か月間ある。検討を行うにも十分過ぎる時間があったと思う。期日は守らなければ、相手にも迷惑をかけることになる。との質疑に。

当初は、現状のままでよいとの判断が課内にありましたが、よりよい住民サービスを提供するために、現状を変えていくという方針が決まりました。委員がおっしゃるように、検討を始めるタイミングが遅かったと考えています。との答弁がありました。

委員から、指定管理期間を延長する場合、今の指定管理者との調整はどうなっているのか。との質疑に。

10月以前の話し合いの中では、公募する方針を伝え、準備をしていただくようお願いをしました。その後、指定管理期間が1年延長となった場合について、内諾はいただいております。との答弁がありました。

委員から、今の指定管理者では無理だと言っておきながら、その無理な業者にさらに1年間任せなければならないのはなぜか。との質疑に。

町としてその準備、スタートが遅れたということは真摯に受け止めて、謝らなければならない

と思っています。抜本的なところをしっかりと考え直して、文化会館を新しい形で町民サービス、そして小山町の文化の発信地として、よりよいものになるために時間をいただきたいと考えていますので、御理解いただけると非常にありがたいです。との答弁がありました。

委員から、今回の指定期間延長に関して、指定管理者選定委員会で議題としなかったのはなぜか。との質疑に。

小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例により、指定管理者選定委員会は、候補者の選定または指定の取消しや停止を行うために設置をするということになっています。既に選定済みの指定管理者の指定期間の延長することについては、審査は不要と判断しました。との答弁がありました。

委員から、今回の件について、町民への説明が必要だと思うが。との質疑に。

広報紙やホームページ等で結果について周知を図るように、誠意を持って努めてまいりたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第81号は、賛成少数で否決すべきものと決しました。次に、議案第84号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第6号）を報告します。

委員から、一時的保育保育料が増額となっているが、利用者数はどのくらいか。との質疑に。年間で396人を見込んでいます。との答弁がありました。

委員から、重層的支援体制整備事業交付金が増額となっているが。との質疑に。

今年度から重層的支援体制整備事業を行うことにより、今まで各分野の事業ごとに交付されていた補助金を、一般会計の歳入予算に一括して受け入れることから増額となりました。との答弁がありました。

委員から、マイナンバーカードをマイナ保険証として使用することについての周知が不足していると思うが。との質疑に。

後期高齢者や小山町国民健康保険の方は、今の保険証の有効期限が来年7月31日までとなっています。マイナ保険証をお使いくださいという広報に関しては、保険者から保険証や保険料、保険税の通知の際にお知らせをしています。また、小山共聴テレビでも放送していますが、いろいろな機会をとらえて、皆様のお耳に届くような形で行っていきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第84号は、賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、議案第85号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第86号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された4議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、小山町総合文化会館おもいやり駐車場建設工事箇所、小山消防署庁舎建

設事業箇所の状態についての現地確認と視察を実施しましたことを併せて御報告申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第79号 町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第80号 土地の処分についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。11番 米山千晴君。

○11番（米山千晴君） ただいま審議されております議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理の延長について、賛成の立場から討論いたします。

当局側におかれましては、指定管理期間を延長することを提案されるに至ったことについては、真摯に重く受け止めていただく必要があります。

しかしながら、指定管理を延長することの理由としては、よりよい施設の在り方を追求するためであることが本趣旨であるとしています。十分検討した上で進めていきたいという視点においては賛同できることでもあり、町民によりよいサービスを提供することにつながることを期待するものであります。

今回、議会が否決することにより、直営に戻すということにでもなれば、逆に町民への多大な不利益をもたらすことにつながりかねません。

以上の観点から、総合的に勘案して賛成討論をするものであります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に反対者の発言を許します。9番 藪田豊造君。

○9番（藪田豊造君） 久しぶりに入れ歯を入れたもので、多少陳述に差し障りがあると思いますけれども、しっかり聞いてください。

私は、今議会に提出されている議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更について、以下の理由をもって反対いたします。

第一に、条例違反であります。指定期間は5年もあります。この期間内にやらなければならぬ仕事をやらなかった責任は役場にあります。何ゆえにできなかったか、いまだに明白ではありません。

さらに、財政運用に問題があります。当局は、現管理者は目標・目的に至っていないことを認めています。それで町民の血税を1億6,000万円も託するのはいかがでしょうか。さらにこれを延長させることは犯罪に近いものと私は強く思います。財政運営には最少費用の最大効果を第一義とされている点にあります。

今回の不手際を素直に認め謝罪し、今からでもこれが行われることを期待いたします。

また、他の施設と同じ公平・公正、また透明感のある審査を執り行うことが、町民への誠意ではありませんか。よりよいサービスの提供を目指しているのなら、なおさらのことです。当局が認めている生半かなものを出すことに罪の意識をしっかり持つことこそ、信頼されるべき行政の第一歩ではありませんか。私はそう信じてやみません。

私達議会の存在意義は、行政の監視役に徹することです。党利党略、私利私欲によって、こうしたことがゆがめられないことを切に望むばかりであります。

繰り返しますが、この81号議案は、行政の怠慢という感を否めません。中途半端な対応をもって行政運営をしようとする態度こそ、しっかり改めるべきだと私は思っています。

以上、反対討論といたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。10番 渡辺悦郎君。

○10番（渡辺悦郎君） 私は、議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更

ついて、賛成の立場から討論いたします。

まず、当局におかれましては、指定管理期間を延長することを提案されるに当たって、真摯に受け止めていただくことが必要であります。

しかしながら、指定期間を延長することの理由としては、よりよい施設の在り方、不断の住民サービスを追求するためであることを本旨としております。

期間の延長によりさらに検討した上で進めていきたいという視点においては賛同できることであり、町民にとってよりよいサービスを提供することにつながることを期待するものであります。

生涯学習施設の指定管理は多岐にわたるサービスであり、町民にとって大切なものであります。町民の文化・健康のための施設として健全運営が行われることを切に願って、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に反対者の発言を許します。5番 白井光昭君。

○5番（白井光昭君） 私は、議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更について、反対の立場から討論いたします。

まず最初に、条例等に基づく手続を無視した点についてです。

現在の指定管理者との契約は令和2年からの5年契約であり、令和6年度は契約の最終年度です。このため、令和6年4月から行うべき手続は、条例等で明確に規定されています。指定管理者の評価、継続可否の判断、新規指定管理者の選定手続の開始、さらには議会の承認が必要です。これらの手続を無視した今回の延長議案は、コンプライアンス違反であり、到底容認できません。

次に、スケジュール管理と業務遂行管理の不備についてです。

当局からは、なぜこのような事態に至ったのかの説明が不十分です。担当部署及び上部組織がスケジュール管理や業務遂行管理を怠った結果、議会への説明も曖昧なままとなっています。指定管理者の評価や次期管理者の公募は令和6年中頃には準備を始めるべきであり、その実施ができなかった理由については、明確な説明責任があります。

次に、町財政への影響と指定管理者の公募選定の必要性についてです。

現在、指定管理者が管理する施設は、町の文化活動やスポーツ活動の中心であり、指定管理料は年間1億6,000万円に上ります。令和5年度の事業報告においては、利用者数の伸び悩み、事業収支の赤字、活性化の不十分さが指摘されている中での追加1年間の延長は、不適切な運営の追認にほかなりません。指定管理者の公募を進めながら、施設の運営方針を同時に見直すべきであり、延長による時間稼ぎは不要です。指定管理者の選定は、厳正な競争を促進するための手続であり、その先送りは競争原理の形骸化につながります。

最後に、町直営の放棄と責任の所在が不明確なままでの議案提出についてです。

当局は、町直営では住民サービスが低下するとの理由で直営化を否定していますが、そもそもなぜ直営の可能性を検討しなかったのかが問われています。直営化の検討が行われなかったことは、行政の怠慢と言わざるを得ません。

また、仮に指定管理者の延長がやむを得ないとしても、再発防止策や責任の所在が明確に示されていないのは大きな問題であります。特に、担当部署や上位組織の責任、職務怠慢の有無についても不明なままです。

議会は、町民の代表として行政を監視する役割を果たすことが必要であります。そのためには、行政の説明責任が不可欠です。議案提出に際しては、これらの説明を求めるとともに、再発防止策の提示を強く求めます。

以上の理由から、私はこの議案に反対いたします。行政が自らの不手際を反省せず、責任を曖昧にしたまま議案を強行することは、町行政の信頼を著しく損なう行為であり、町民に対する背信行為でもあります。議会の皆様におかれましても、住民目線に立った冷静な判断をお願いし、私の討論を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。12番 岩田治和君。

○12番（岩田治和君） 議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更についての議案に反対いたします。

まず、指定管理期間が5年間と契約しながら、町職員の怠慢などから指定管理期間を1年間延長する行為は、商道德としても適切でないと思われまます。民間同士の取引であれば、契約期間内に人員の配置を考え、さらに備品などを整備しなければならないことを考えますと、相手方に対し大きな損害を与えることであります。

職員の職務怠慢等から生じた契約不履行となるため、一旦、元の直営状態に戻し、1年延長はないことにすべきであると考えます。

以上から、議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更についての議案に反対いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。4番。

○4番（牧野恵一君） 私は、議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更について、反対の討論をいたします。

もともとこの問題は、役場の方から、現在の指定管理者については問題なしとは言えないと、したがって、本来なら指定管理の変更の手続に入るべきだけでも、その手間が足りないのも、その問題のある業者にあと1年延長することを認めてくれという内容なのであります。これは明らかに理屈に合わないわけでありまます。

事務処理上、間に合わないということに関して言えば、私も指定管理の指定の経験が何件かありますけれども、時間的に追って、今回この話のスタートは、我々は11月十幾日の全員協議会の席で初めて聞いたわけです。ということは、11月上旬、あるいは10月下旬には、こういう問題を抱えているということは当局としては認識していたはずなんです。じゃあどのくらい期間がかか

るかといえば、例えば10月の末から始めれば十分間に合います。というのは、公募期間を小山町の場合は、通常2週間のものを1週間とかでもってプロポーザルとかやってくるわけですから、1週間と置けばいいという前提に立つならば、公募期間が1週間で募集をかける。そうすれば、今回の事務処理もある程度ルーチン化している事務処理ですから、役場の中で混乱するというのもちょっと想定しにくいわけです。そうすれば、3月の議会前までに話を整えて、議案として上げるということは十分間に合ったはずで、協定書の締結も3月末までにはできたはずで

す。

したがって、期間が間に合わないからというふうな理屈については、私はその現実を知っておりますので、ちょっとその主張は違うのではないかというふうに思います。

それから、責任の問題ですけれども、1億6,000万円もの住民サービスに係る事業であります。役場の担当者はもちろんですけれども、事業を受託した側、1億6,000万円のビジネスについて、当然役場側には事前に協議をするはずで、何もしないというんだったら、ちょっと当事者能力を欠いているというふうな判断をせざるを得ない状況、内容だと思います。

それから、住民サービスのことですけれども、この公の施設の管理運営というものは、法律によって指定管理か直営か二者択一になったわけです。そうすると、直営になるわけですけれども、直営に問題がある。何か今まで直営だと住民サービスが低下するというようなお話です。成績の悪い、役場としてはあまり評価できない業者よりも、役場が直営するとサービスが落ちるという話です。ただ、実務的には、直営で、役場の課長さんか何かを据えて、あとは臨時職員の方を採用すれば、経験のある方を臨時職員として採用するということが、ごく一般的に自然に考えられるわけです、対策として。だから、そういった意味では、直営にすると住民サービスが低下する、そういう言が簡単に出てくること自体が私は認められない発言であります。

以上、反対討論とします。

○議長（遠藤 豪君） ほかに賛成反対の討論はありませんか。3番。

○3番（平野正紀君） 私は、本案について賛成の立場から討論をさせていただきます。

いろいろな議員の皆様から賛否の意見があったわけですが、私がこの議案に賛成をするという考えの一番強いところは、この議案が否決をされると、現実には4月1日から直営による運営に事実上なるということが想定されるわけです。

この状況は、牧野議員の今の討論にもありましたけれども、私も議員になる前、在職中、この業務に携わってきました。それがまた現在の運営から直営に戻ることについての、いわゆる町民サービスの低下、こういうことを招くということは、少なからずどのぐらいかは分かりませんが、招くんであろうというふうに私は推測することです。

ですので、町民サービスの低下を招く、これは町として町民に対しての各種のサービス、これを維持しなければならない。この原則はもう第一であります。ですので、それが低下するおそれがあるというようなことが考えられる今の段階では、私の方はなかなか複雑ではありますが、賛

成の立場として意見を述べさせていただきます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに賛成反対の討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第81号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

○7番（室伏辰彦君） 議長、7番。

○議長（遠藤 豪君） 7番 室伏辰彦君。

○7番（室伏辰彦君） 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更に対する附帯決議の動議を提出いたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） ただいま室伏辰彦君より、小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更に対する附帯決議の動議が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありますので、成立をいたしました。

ここで暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

---

午前10時55分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議員から、発議第7号 議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更に対する附帯決議が提出されました。

この発議は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りします。日程の順序を変更し、日程第3-1として発議第7号を追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3-1として発議第7号を追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案及び変更後の議事日程を配付します。

（議案等配付）

---

日程第3-1 発議第7号 議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更に対する附帯決議

○議長（遠藤 豪君） 日程第3－1 発議第7号 議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更に対する附帯決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。7番 室伏辰彦君。

○7番（室伏辰彦君） ただいま議題となりました発議第7号 議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更に対する附帯決議について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由につきましては、当局に対し、小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更にあたり、早期の対応を図ることを要望するものです。

決議第1号。

議案第81号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更に対する附帯決議。

小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の変更に際し、当施設の管理に関する基本協定を締結するにあたり、次の項目について特に配慮されるよう強く要望する。

- 1、この度の指定管理者の指定期間の延期に関し、早急に責任の在り方を議会へ報告すること。
- 2、指定管理者募集要項を1か月をめどに議会へ報告し、その後の募集に係る事項も決定され次第適宜議会へ報告すること。
- 3、新たな指定管理者の公募、選定及び次期指定管理者への移行を可及的速やかに実施すること。
- 4、継続を依頼する指定管理者に対して働きかけを行い、更なる町民の文化芸術活動の振興並びに福祉の増進を図ること。

以上、附帯決議する。

令和6年12月13日、静岡県駿東郡小山町議会。

以上、小山町議会会議規則第14条の規定に基づき、決議書を提出します。

提出者、室伏辰彦。賛成者、米山千晴、鈴木 豊、小林千江子、渡辺悦郎、平野正紀、池谷元。

よろしく御審議のほど御承認を賜りたくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。9番。

○9番（藺田豊造君） 2点ばかり質疑します。

一つは、附帯決議に対しては、強制力がないということは御存じだと思います。

もう一つは、これを出す前に、修正動議でこの意見を出したらどうだったんでしょうか。修正動議でもってしっかりと決めてから、こういうふうなことになるようにするのが議会の在り方と思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○7番（室伏辰彦君） 検討しておりませんでした。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。4番。

○4番（牧野恵一君） ただいまの附帯決議案の3番についてお尋ねをいたします。

ここでは、新たな指定管理者の公募、選定及び次期指定管理者への移行を可及的速やかに実施することと書かれておりますけれども、ただいま議案となって再来年の3月までは指定管理者として指定するということが決定したわけです。それに対して可及的速やかにというのは、どういうふうな意味合いを持ってくるのか、お尋ねします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○7番（室伏辰彦君） あくまでも1年というのは、最長に延びて1年ということで、その前に決まれば、どんどん変更してもいいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。4番。

○4番（牧野恵一君） すみません。今、ただ議案第81号の記の中で、現行の指定期間、令和2年4月1日から令和7年8月31日までを令和2年4月1日から令和8年3月31日までに変更するということが、ただいま議決された内容なんです。これとただいまの附帯決議とのそごがありませんかということの趣旨です、私が聞いたのは。

○議長（遠藤 豪君） 回答できますか。（「しっかり言えよ」と呼ぶ者あり）

○7番（室伏辰彦君） いや、特にありません。速やかに可及的に変更をすればいいと思っております。（「議決をしているぞ。議決を」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。4番。

○4番（牧野恵一君） ただいまの答弁ではちょっと質問に答えていただいてないし、本議会として今回の議決事項が有効なのか無効なのかというふうな内容を含んでおりますので、可及的速やかかというのは、議決で議決した期間よりも早めろということが趣旨なのか。それと議決事項と違う方針を出そうということですか。ですから、その辺の違いというのは歴然としているわけですから、ちょっとやっぱりしっかりその辺は議論していただきたい。よろしくどうぞ。

○議長（遠藤 豪君） 暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。7番。

○7番（室伏辰彦君） 1年間の期間については、あくまでもその期間内とすることで、1年を待たずに次期指定管理者について早急の対応を求めるものであります。よりよい町民サービスを早期に提出することが賢明であるということです。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

室伏辰彦君提出の発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第82号 小山町ふるさと水と土基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第83号 小山町Jークレジット基金条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時18分 休憩

---

午前11時28分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第84号 令和6年度小山町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。11番 米山千晴君。

○11番(米山千晴君) 私は、議案第84号 令和6年度一般会計補正予算(第6号)に関して、賛成の立場から討論いたします。

今回の補正予算の中には、菅沼地域優良賃貸住宅整備事業として、令和7年度から令和38年度までの32年間の債務負担行為の設定が追加計上されています。

この地域優良賃貸住宅につきましては、既に落合のグランファミリアで実績があり、こちらは平成30年7月臨時会にて同様の債務負担行為の設定が上程され、その際に全員賛成で可決されました。

その後の落合グランファミリアに関しましては、皆様御承知のとおり、転勤などで住人の転居はありますが、すぐに入居者が決まり、40戸がほぼ満室の状態であると聞き及んでおります。

また、毎年当初予算の最後の方についてくる債務負担行為の支出額で確認いたしますと、令和2年度から令和5年度までの支出額は7,909万4,000円となっており、これを1年ごと遡って確認しますと、令和2年度が1,165万2,000円、令和3年度が2,274万7,000円、令和4年度が2,178万2,000円、令和5年度が2,291万3,000円の実績になってきます。

毎年約2,000万円の施設整備費、維持管理費及び運営費の支払いで、40戸分の住民が小山町に住んでいただくのであれば、事業としては大成功であるのではないのでしょうか。

このような事例を考慮した際に、限度額が明示されていないだけで反対することはできず、この人口減少が進む中でも地域優良賃貸住宅には多くの子ども達が住んでいることを鑑みますと、ぜひともまたにぎわいのある賃貸住宅を整備していただきたいと思い、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長(遠藤 豪君) 次に、本案に反対者の発言を許します。4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、議案第84号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第6号）に反対する討論を行います。

具体的な内容につきましては、第4表にあります債務負担行為補正であります。

この議案の趣旨は、来年度以降、複数年にわたって町民に債務・支払い義務が生ずる事業の内容から期間から限度額を認めてくださいという議案であります。

しかし、今回の議案の中で大きな問題は、菅沼地域優良賃貸住宅整備事業、これは大きな問題をはらんでおります。そもそも町民に借金をお願いするのに、借金の限度額を決めていないのであります。この債務負担行為とは、今後、複数年にわたって町民が返済義務を負うことを認めることであり、議会において事業の内容、返済期間、借金の限度額を検討する必要があるわけであり、30年間余にわたって債務を負うというのに限度額を示さないということはありません。数字でびたりと表示できない場合は、文章で概算が推定できる表現である必要があります。町が示した議案では、限度額の欄に書かれているのは、住宅整備事業に係る施設整備費、維持管理費及び運営費というものであります。これでは何千万円なのか何億円なのか見当が付きません。

法律の規則では、先ほど言いましたように、事業の内容、期間、借金の限度額を示すように決まっています。様式もそのようになっております。確かに金額で表せない場合は文章でもよいと書かれておりますけれども、しかし、役場が提示した文書では金額が皆目見当が付きません。これでは、法律、規則が求めている金額を示すべきだという要件を満たしていないこととなります。

役場の皆さんは、ローンで家を建てようとしたら、借金の額を決めないで契約をするのでしょうか。今回、限度額を示さないで借金をしようなんて考えるのは、どうせ税金だからという町民軽視の考えがありませんか。債務の額を数値で示さないことが例え過去に例があったとしても、法令の趣旨を踏まえて原点から向き合うべきであります。小山町行政の町民への向き合い方は問題があると考え、議案第84号に反対いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。1番。

○1番（石原和美君） 私は、議案第84号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第6号）に反対をいたします。

理由は、この中に小山町生涯学習施設の指定管理者の指定期間の延長に伴う債務負担行為として、その予算が計上されているからであります。

よって、令和6年度小山町一般会計補正予算に私は反対の立場を取らせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに本案に賛成反対の発言はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する総務建設委員長の報告は可決、文教厚生委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第84号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第85号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第85号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第86号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第86号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第87号 令和6年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第88号 令和6年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第89号 令和6年度小山町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第12 議員の派遣について

○議長(遠藤 豪君) 日程第12 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、12月17日に小山町で開催されます小山町・南足柄市議会議員交流会に全議員を、1月14日に小山町で開催されます県際広域防災調整連絡会に副議長を、1月17日に清水町で開催されます駿東郡町議会議長会議会広報研修会に広報広聴委員を、1月20日に伊豆の国市で開催されます東部地区6市4町議会議長連絡会に副議長を、1月29日に小山町で開催されます駿東郡町議会議長会全議員研修会に全議員を、2月5日に静岡

市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会に副議長を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定いたしました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第90号 建設工事に関する協定の締結について、議案第91号 小山町立学校等使用条例及び小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての2件の追加議案が提出されました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第90号及び議案第91号の2議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしく願います。

---

#### 追加日程第1

#### 町長提案説明

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第90号及び議案第91号の2議案について、提案説明を求めます。町長。

○町長(込山正秀君) 今回、追加提案いたしますのは、協定の締結1件、条例の改正1件の合計2件であります。

初めに、議案第90号 建設工事に関する協定の締結についてであります。

本案は、第二東海自動車道横浜名古屋線(仮称)小山スマートインターチェンジに関する工事細目協定を締結することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第91号 小山町立学校等使用条例及び小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、学校体育施設への空調設備導入に当たり、小山中学校体育館を学校施設環境改善交付金の対象とするため、小山中学校体育館を小山町体育施設の設置及び管理に関する条例に定める体育施設から、小山町立学校等使用条例に定める町立学校の校舎等に変更するため、小山町立学

校等使用条例及び小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正をするものであります。

なお、詳細につきましては、関係部長等から補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

---

追加日程第2 議案第90号 建設工事に関する協定の締結について

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第2 議案第90号 建設工事に関する協定の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第90号 建設工事に関する協定の締結についてであります。

議案書は2ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、第二東海自動車道横浜名古屋線（仮称）小山スマートインターチェンジに関する工事細目協定の締結をするため、議会の議決を求めるものであります。

協定の内容は、議案書4ページをお開きください。

（仮称）小山パーキングエリア上下線に計画するスマートインターチェンジ整備事業において、赤線で範囲を表示しました小山町の費用負担となる料金ゲートに接続する道路について、効率的な施工を図るため、パーキングエリア本体工事を行う中日本高速道路株式会社へ工事委託するものであります。

スマートインター流入側及び流出側を合わせた施工延長は、上り線が約150メートル、下り線が約290メートルであります。

協定額は8,359万5,147円で、受委託工事の施工期間は令和10年3月31日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第90号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第3 議案第91号 小山町立学校等使用条例及び小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第3 議案第91号 小山町立学校等使用条例及び小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（野木雄次君） 議案第91号 小山町立学校等使用条例及び小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は5ページからであります。

本案は、学校体育施設への空調設備導入に当たり、小山中学校体育館を学校施設環境改善交付金の対象とするため、小山中学校体育館を小山町体育施設の設置及び管理に関する条例に定める体育施設から、小山町立学校等使用条例に定める町立学校の校舎等に変更するため、これら2条例の一部改正をするものであります。

改正の内容は、小山中学校体育施設の位置づけが、学校施設環境改善交付金に規定する学校屋内体育施設でなく、小山地区児童屋内体育施設として地区体育館の位置づけとなっていることから、学校体育館空調設備導入に当たり小山中学校体育館を補助対象とするため、小山町体育施設の設置及び管理に関する条例第2条中第9号小山地区児童屋内体育施設 小山町藤曲144番地の10を削り、小山町立学校等使用条例第2条に小山中学校体育館を追加するものであります。

なお、施行日は、公布の日からとしております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第91号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和6年第6回小山町議会12月定例会を閉会いたします。

午前11時54分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪  
署 名 議 員 藺 田 豊 造  
署 名 議 員 渡 辺 悦 郎